

注釈付暫定アジェンダと作業組織案 (E/CN.6/20 15/1) ¹

2014年12月17日

暫定アジェンダ

1. 役員選出
2. アジェンダとその他の組織上の問題の採択
3. 第4回世界女性会議及び「女性2000年：21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会のフォローアップ：
 - (a) 重大問題領域の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシャティヴの実施：北京宣言と行動綱領の実施及び第23回特別総会の成果についての評価と見直し（経済社会理事会決議2013/18に従う）；
 - (b) 新たな問題、傾向及び女性の状況または男女間の平等に影響を及ぼす問題への新たな取り組み；
 - (c) ジェンダー主流化、状況とプログラムについての事柄
4. 女性の地位に関する通報
5. 経済社会理事会の決議と決定のフォローアップ
6. 第60回委員会の暫定アジェンダ
7. 第59回委員会報告書の採択

註釈

1. 役員選出

経済社会理事会の機能委員会の手続き規則の規則15に従い、理事会決議1987/21及び決定2002/234に従って、婦人の地位委員会は、2年間務めるビューローを選出する。2013年3月15日の第58回会期の第1回会議で、委員会は第58回会期の副議長として Neli Shiolashvili(グルジア)を、第58回・59回の副議長として Chritine Loew (スイス)を選出した。

2014年3月10日の第2回会議で、委員会は Libran Cabactulan (フィリピン)を第58回会期議長に、Mohamed Ibrahim Mohamed Elbahi (スーダン)と Carlos Enrique Garcia Gonzalez (エルサルバドル)を第58回・59回会期の副議長として選出した。また、委員会は Elbahi 氏を報告者として選出した。

2014年3月21日の第59回会期の第1回会議で、委員会は Pille Kesler (エストニア)を第59回会期の副議長に選出した。委員会の議長選出は、2015年3月9日に開催される第2回会議まで延期された。委員会はまた、Garcia Gonzakez 氏に代わる副議長選出のため招集される。

Kanda Vajrabhaya (タイ)と Ruben Ignacio Zamora Rivas (エルサルバドル)は第59回会期の議長と副議長の候補として、地域のグループにより指名推薦されてきている。経済社会理事会決議1983/27と2009/16に従って、委員会は、女性の地位に関する通報作業部会で第58回会期から始まる2年間の任期を務める以下の5名の委員を任命した：Bernadette S. Ntaba Kadyamusuma (ジンバブエ)、Mustafizur Rahman (バングラディシュ)、Galina Khvan (ロシア)

¹作業組織案は E/CN.6/2015/1/Add.1 として出される

連邦)、Bruno Santos de Oliveira (ブラジル)、および Noa Furman (イスラエル)。

2. アジェンダ及びその他の組織上の問題の採択

手続き規則 7 は、委員会は、各会期のはじめに、暫定アジェンダに基づいて、その会期のアジェンダを採択するものと規定している。

第 59 回委員会の暫定アジェンダと文書は、経済社会理事会により、その決定 2014/216 で承認された。

第 59 回委員会の準備は、作業方法に関するその合意結論 1996/1 及び経済社会理事会決議 2006/9 と 2006/15 に従って行われた。従って委員会ビューローは、この会期のための作業組織と方法を検討するために、代表団との非公式説明会と協議会のみならず、いくつかの会議を開催した。

過去の習慣に従って、一般討論中に委員会の委員国とオブザーヴァーの代表団の代表によってステートメントは 5 分に制限され、代表団のグループに代わって行われるステートメントは 10 分に制限されるものとする。NGO からの発言は、地理的バランスを考慮して、一般討論とテーマ別パネル討論に統合されるよう勧められる。

3. 第 4 回世界女性会議と「女性 2000 年：21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 2 回特別総会のフォローアップ

(a). 重大問題領域の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシャティヴの実施：北京宣言と行動綱領の実施及び第 23 回特別総会の成果についての評価と見直し（経済社会理事会決議 2013/18 に従う）

決議 2013/18 の中で、経済社会理事会は、2015 年の第 59 回会期に於いて委員会が北京宣言と行動綱領の実施及び第 23 回特別総会の成果文書についての評価と見直しをすることを決めた。これにはジェンダーの視点を通して 2015 年以降の開発アジェンダに於けるジェンダー平等と女性のエンパワーメントを強化する機会のみならず、行動綱領の実施とジェンダー平等や女性のエンパワーメントの達成に影響を与えた現在の課題も含まれる。

同決議の中で、経済社会理事会は、地域レベルでの政府間プロセスの成果が 2015 年の見直しに繰り入れられるよう、地域委員会が地域の見直しをするよう促した。ヨーロッパ経済委員会は地域の見直しイベント、北京+20 地域見直し会議を 2014 年 11 月 6 日と 7 日にジュネーブで開催した。アジア太平洋経済社会委員会はジェンダー平等と女性のエンパワーメントと題したアジア太平洋会議を北京+20 の見直しとして 11 月 17 日から 20 日までバンコクで開催。アフリカ経済委員会は女性（北京+20 の見直し）に関する第 9 回アフリカ地域会議を 11 月 17 日から 19 日までアジスアベバで開催した。ラテンアメリカ・カリブ経済委員会は、ラテンアメリカとカリブ海に於ける北京宣言と行動綱領の 20 年間の見直しについての特別セッションを、第 51 回ラテンアメリカ・カリブ海地域女性地域会議議長会議会期中の 11 月 17 日から 19 日にサンディエゴで開催した。西アジア経済社会委員会は、アラブ地域に於ける女性の正義と平等に向けて、と題した北京+20 に関するアラブ高官会議を 2015 年 2 月 2 日と 3 日にカイロで開催する。

議長に指名された人々たちによるさらなる説明会に向けて、一連の閣僚イベントやラウンドテーブルを第 59 回会期中に開催し、北京行動綱領の実施に関する包括的な見直しや評価を知らせる。

閣僚ラウンドテーブル

「ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性や女兒の人権を実現するための今後の行動の優先事項」という全体的なテーマの下、4 回の閣僚ラウンド・テーブルが以下の議題で開催される。

- (a) 経済を女性と女兒のためになるものにする
- (b) ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに投資をする
- (c) ジェンダー平等を達成するために、政策と公的生活を変革する
- (d) 女性や女兒の事実上の平等を実現する説明責任

閣僚参加のラウンドテーブル

閣僚参加の円卓会議を以下の議題で 2 回開催する。

- (a) ジェンダー平等に向けての国内本部機構：行動と説明責任の提唱、変化のための触媒
- (b) 国連地域委員会の「北京+20 地域イベント」の結果

パネル討議

専門家と他のステークホルダーたちを交えたパネル討議を、以下の議題で行う。

- (a) ジェンダー平等の資源：行動/今後の道筋のための好事例と戦略
- (b) ジェンダー平等の達成における男性と男児の責任
- (c) ジェンダー平等を達成するために社会規範を変える：期待と機会
- (d) 証拠と監視結果の構築：ジェンダー統計と指標
- (e) 周縁化されたり不利な立場にある女性と女兒の権利の実現

文書

北京宣言と行動綱領の実施及び第 23 回特別総会の成果文書についての評価と見直しに関する事務総長報告書 (E/CN.6/2015/3)

ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権を実現するための今後の行動の優先事項に関する閣僚ラウンドテーブルのための討議ガイド (E/CN.6/2015/4)

地域レベルでの政府間プロセスの成果に関する情報

アフリカ経済委員会：<http://www.uneca.org/beijing-plus-20> 参照

ヨーロッパ経済委員会：
<http://www.unece.org/genderwelcomenew/monitoringprogress/beijing-platform-for-action/genderbeijing-20.html> 参照

ラテンアメリカ・カリブ経済委員会：<http://www.cepal.org/mujer/> 参照

アジア太平洋経済社会委員会：<http://www.unescapsdd.org/beijing20> 参照

西アジア経済社会委員会：<http://www.escwa.un.org/sites/BeijingPlus20/index.asp> 参照

(b) 新たな問題、傾向及び女性の状況または男女間の平等に影響を及ぼす問題への新たな取り組み

決議 2006/9 で、経済社会理事会は、各会期に先立って地域グループを通して各国と相談の上、ジェンダーの視点への関心が高められることを必要とする国連内の計画されている活動のみならず、世界と地域レベルでの発展を考慮に入れて、委員会が検討するための新たな問題を明らかにするよう、委員会ビューローに要請した。

このサブ項目は、北京宣言と行動綱領の実施や、これらの実施とジェンダー平等や女性のエンパワーメントの達成に影響を及ぼす現在の課題を含めたものの評価と見直しの検討に統合される。

(c) ジェンダー主流化、状況とプログラムの問題

国連事務局次長/ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関事務総長の報告書
総会決議 64/289 のパラグラフ 67 (c) に従って、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN-Women) の作業の規範的側面と、委員会によって提供された政策ガイダンスの実施に関する UN-Women の長の年次報告が委員会に提出される。

パレスチナ女性の状況と支援

パレスチナ女性の状況と支援に関する決議 2014/1 で、経済社会理事会は、「ナイロビ将来戦略」、特にパレスチナ女性と子どもに関するパラグラフ 260、北京行動綱領、及び第 23 回特別総会の成果文書の実施に関して、監視を続け、行動をとるよう委員会に要請した。また理事会は、状況の見直しを継続し、可能な限りパレスチナ女性を支援し、決議の実施において遂げられた進歩に関して、西アジア経済社会委員会によって提供される情報を含め、第 58 回委員会に報告書を提出するよう事務総長に要請した。

女性に対する暴力

女性に対する暴力を根絶する際の国連開発基金(現在の UN-Women)の役割に関する決議 50/166 で、総会は、女性に対する暴力を根絶し、委員会にそのような情報を提供するための、国内、地方および国際的行動を支援する信託資金の設立に関する情報を、その定期報告書に含めるよう基金に要請した。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の第 21 条 2 に従って、女子差別撤廃条約委員会の報告書が情報として委員会に送り届けられる。第 55 回・56 回・57 回撤廃委員会の報告書(A/69/38)が、委員会に提出される。第 58 回・59 回撤廃委員会の結果も委員会に提出される。

文書

婦人の地位委員会に宛てた、事務次長/ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の事務局長報告書 (E/CN.6/2015/2)

パレスチナ女性の状況と支援に関する事務総長報告書 (E/CN.6/2015/5)

女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託資金の活動に関する、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の報告書を伝える事務総長メモ(E/CN.6/2015/6-A/HRC/29/3)

第 55 回・56 回・57 回女子差別撤廃委員会報告書(A/69/38)

第 58 回・59 回女子差別撤廃委員会の結果を伝える事務局メモ(E/CN.6/2015/9)

4. 女性の地位に関する通報

決議 76(V)で、経済社会理事会は、委員会が女性の地位に関連する通報を受け、検討する手続きを確立した。決議 304 I(XI)で、理事会は、決議 76(V)を修正し、委員会の各会期前に、各通報の実態の手短な説明を含む機密・非機密のリストを編集するよう事務総長に要請した。

決議 1983/27 で、理事会は、女性の地位に関する機密・非機密の通報を検討する委員会のマンデートを再確認し、そのような通報を検討し、それに関して委員会のために報告書を準備する作業部会を任命する権限を委員会に与えた。

決議 1993/11 で、理事会は、委員会の通報によって明らかにされた女性差別の新たな傾向とパターンについてどのような行動をとるべきかに関して、委員会が理事会に勧告を行うようエンパワーされていることを再確認した。

決定 2002/235 で、理事会は、委員会の通報手続きをより効果的に効率的にするために、以下を決定した：

- (a) 委員会は第 47 回会期から、各会期に、委員会のアジェンダの採択 3 日前に事務局がその報告書を出すことができるようにする目的で、委員会が集まることができるように、次回会期の女性の地位に関する作業部会の委員を任命するべきであること。
- (b) 事務局長に以下を要請すること：
 - (i) 委員会によって検討される各国政府に関連するそれぞれの通報について政府に知らせ、作業部会によるそのような通報の検討の前に、少なくとも 12 週間を政府に与えること。
 - (ii) 委員会による調査のための報告書を準備する際に考慮に入れられるように、もしあれば、政府による回答を含め、作業部会の委員が前もって通報のリストを受け取ることを保障すること。

決議 2009/16 で、経済社会理事会は、第 54 回会期から、婦人の地位委員会が 2 年の任期で女性の地位に関する通報作業部会の委員を任命することを決定した。

文書

女性の地位に関する機密の通報リストを伝える事務総長メモ(E/CN.6/2015/SW/COMM/LIST/49/R および Add.1)

5. 経済社会理事会決議と決定のフォローアップ

理事会の政策勧告と決議 68/1 で総会によって取られた行動のフォローアップに関する、経済社会理事長からの書簡が委員会に提出される。

総会決議 68/1 に従って、経済社会理事会は、理事会の合意されたテーマに沿って、適宜その作業に貢献するよう、その補助機関と基金、計画及び専門機関の管理機関に勧めることとする。

2015 年会期の理事会（2014 年 7 月から 2015 年 7 月）のテーマは、「ミレニアム開発目標から持続可能な開発目標への移行に対処する：どのようにすれば良いか」である。

第 59 回会期の準備で、議長やビューローによって開かれたブリーフィングや説明会で到達した理解に従って、理事会の 2015 年会期に貢献することを含め、この事項で以下の 2 つのパネル討論を開催する。

- (a) 「ジェンダー主流化の触媒としての婦人の地位委員会：機能委員会との対話」
- (b) 「ミレニアム開発目標から持続可能な開発目標への移行に対処する：ジェンダー平等に向けたミレニアム開発目標から学んだ教訓と、変わる力のある変化への刺激」（2015 年の経済社会理事会のテーマへの貢献）

文書

婦人の地位委員会議長に宛てた経済社会理事会理事長からの書簡(E/CN.2015/7)

経済社会理事会強化に関する総会決議 68/1 の実施についての 6 事務局メモ(E/CN.6/2015/8)

6. 第 60 回委員会の暫定アジェンダ

理事会機能委員会手続き規則の規則 9 に従って、検討のために提出される文書のリストを含め、第 60 回会期の暫定アジェンダ案が提出される。

7. 第 59 回委員会報告書の採択

理事会機能委員会の手続き規則の規則 37 に従って、委員会は、第 59 回会期の作業に関する報告書を理事会に提出することとする。

付録

第 59 回婦人の地位委員会の委員国（2015）

（45 委員国；在任 4 年）

国名	任期満了年	国名	任期満了年
バングラデッシュ	2018	ベラルーシ	2017
ベルギー	2015	ブラジル	2016
ブルキナファソ	2017	中国	2016
コンゴ	2018	キューバ	2016
コンゴ民主共和国	2015	ドミニカ共和国	2016
エクアドル	2017	エジプト	2018

エルサルヴァドル	2018	エストニア	2015
フィンランド	2016	グルジア	2015
ドイツ	2017	ガーナ	2018
ガイアナ	2018	インド	2018
インドネシア	2016	イラン (イスラム共和国)	2015
イスラエル	2017	ジャマイカ	2015
日本	2017	カザフスタン	2018
ケニヤ	2018	レソト	2017
リベリア	2015	オランダ	2015
ニジェール	2016	パキスタン	2017
パラグアイ	2017	韓国	2018
ロシア連邦	2016	スペイン	2015
スーダン	2016	スイス	2017
タジキスタン	2018	タイ	2015
ウガンダ	2017	タンザニア連合共和国	2018
米国	2016	ウルグアイ	2018
ジンバブエ	2015		

(本間美智子訳)

作業組織案 E/CN.6/2015/1/Add.1

2014年12月17日

日時	議事項目	プログラム
3月9日(月) 10 a.m. 1 p.m. 3 p.m.	項目1 役員選出 項目2 議事及びその他の組織上の問題の採択 項目3 第4回世界女性会議及び「女性2000年:21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会のフォローアップ 項目3(継続)	開会ステートメント 報告書の紹介 宣言草案の採択 一般討論 一般討論の発言者リスト登録締め切り 一般討論
3月10日(火) 10 a.m. 3 p.m.	項目3(継続) ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、及び女性や女儿の人権を実現するための今後の行動の優先事項に関する閣僚ラウンド・テーブル 項目3(継続)	経済を女性と女儿のためになるものにするジェンダー平等と女性のエンパワーメントに投資をする ジェンダー平等を達成するために、政策と公的生活を変革する 女性や女儿の事実上の平等を実現する説明責任 一般討論
3月11日(水) 10 a.m. 3 p.m.	項目3(継続) 項目3(継続) 閣僚参加によるラウンド・テーブル	一般討論 ジェンダー平等のための国内機構:行動と説明責任の提唱、変化のための触媒

3月12日(木) 10 a.m. 3 p.m.	項目3(継続) 項目3(継続) 閣僚参加によるラウンド・テーブル	一般討論 国連地域委員会の北京+20地域イベントの成果
3月13日(金) 10 a.m. 3 p.m.	項目3(継続) 項目3(継続) パネル討論	一般討論 ジェンダー平等の資源：行動/今後の道筋のための好事例と戦略
3月16日(月) 10 a.m. 3 p.m.	項目3(継続) パネル討論 項目3(継続) パネル討論	ジェンダー平等の達成における男性と男児の責任 ジェンダー平等を達成するために社会規範を変える：期待と機会
3月17日(火) 10 a.m. 3 p.m. 3 p.m.	項目3(継続) パネル討論 項目3(継続)	証拠と監査結果の構築：ジェンダー統計と指標 提案草案の提出締め切り 一般討論
3月18日(水) 10 a.m. 3 p.m.	項目3(継続) パネル討論 項目4 女性の地位に関する通報 続いて： 項目3(継続)	周縁化されたり不利な立場にある女性と女児の権利の実現 女性の地位に関する通報作業部会の報告を検討するための非公開会議 一般討論(終了)
3月19日(木) 10 a.m. 3 p.m.	項目5 経済社会理事会決議と決定のフォローアップ 項目3 項目5(継続) 経済社会理事会の2015年テーマへの貢献としてのパネルディスカッション	ジェンダー主流化の触媒としての婦人の地位委員会：機能委員会との対話 決議案の紹介 ミレニアム開発目標から持続可能な開発目標への移行への対応：ミレニアム開発目標と刺激的で変形力のある変化から、ジェンダー平等に向けて学んだ教訓
3月20日(金) 10 a.m. 3 p.m.	項目3(継続) 項目3(継続) 項目6 第60回委員会暫定アジェンダ 項目7 第59回委員会報告書の採択	決議案の採択 決議案の採択 第60回委員会暫定アジェンダの採択 報告書の採択 第59回委員会閉会 ²

(本間美智子・福島有子 訳)

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための 国連機関の作業の規範的側面(E/CN.6/2015/2)

国連事務次長/ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 事務局長報告書

2014年12月16日

² 経済社会理事会決定2002/234に従って、第59回会期の閉会直後に、委員会は、理事会の機能委員会手続き規則の規則15に従って、議長その他のメンバーの選出だけを目的として、第60回会期の第1回会議を開催する。

概要

本報告書はジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関が政府間プロセスにおけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの前進に資するための業務の規範的側面の概要を示すもので、とりわけ北京行動綱領及び関連の記念活動の実施に関する 20 年目の検証と評価の作成に特別の関心を払っている。また本報告書はその機関が本部レベルおよび国別レベルでグローバルな規範的枠組みをどれだけ戦略的に前進させたかについての情報も提供する。

I. 序論

1. 本報告書は、国連総会決議 64/289 で委託された通り、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)が 2014 年に、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する総合的なグローバル規範、政策、基準のセットの策定を支援するために成し遂げた業務の概観を記したものである。
2. UN Women は国連婦人の地位委員会、国連総会、経済社会理事会、安全保障理事会に対し実質的な支援をし、またそれらの成果の中でジェンダー平等と女性のエンパワーメントを共に強化するための、他の政府間プロセスにも関わってきた。国連事務総長報告 (A/69/182) は、ジェンダーの視点が国連総会および経済社会理事会とその機能委員会の仕事にどの程度まで反映されているかを示している。
3. UN Women は、各国議会、ジェンダー平等及びその他の関連省庁を含む各国政府及び市民社会と協働して、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、女性と女兒による人権の享受に関する合意の強化に努めてきた。また、実質的な専門技能、政策分析を提供し、ジェンダー平等に関する基礎知識の強化に努め、地域や国家の経験から学び取った好事例や教訓をその規範的作業に組み入れてきた。さらに、認識向上と提唱活動を通じて加盟各国と関わりをもち、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの支援にあたるパートナーシップの強化に向けた同盟構築を進めてきた。
4. UN Women の規範的業務は、数多のグローバルな政府間プロセスが交錯し合い、すべてがジェンダー平等の実現の加速化に通じなければならないときに、重要性をいや増した。そうした場合は、とりわけ、北京宣言ならびに行動綱領実施 20 年の見直しと評価、2015 年以降の開発アジェンダの策定、安保理決議 1325 号(2000 年)採択 15 周年記念、気候変動に関する国連枠組み条約締約国 2015 年度第 21 回会議などで、この会議では新たな気候に関する合意が採択されるものと期待されている。

II. 北京会議の見直しと評価：実施を加速する

5. 2014 年においては、北京宣言と行動綱領の実施 20 年間の見直しと評価に関する作業は、経済社会理事会決議 2013/18 及び国連総会決議 68/140 を指針としつつ、UN Women にとって組織としての優先事項であった。そのプロセスがグローバルなレベルで最後を飾るのが、2015 年 3 月の第 59 回婦人の地位委員会である。
6. 従って、UN Women は北京会議の見直しと評価プロセスをジェンダー平等と女性のエンパワーメントを目指す政治的リーダーシップを新たに作る機会と位置付けた。政治的意思と取り組み、証拠基準の強化、社会的及び資金面の動員の強化、ジェンダー平等を巡る公共の論議を生み出すことを目指して、UN Women は、第 4 回世界女性会議並びに北京行動綱領採択 20 年を記念する総合的な活動プログラムを実施してきた。そして同行動綱領の完全かつ効果的で、加速化された実施を促すために、広範かつ多様な利害関係者層との接触をはかるべく手を広げてきた。
7. UN Women は、見直しと評価のプロセスを、国家・地域並びにグローバルなレベルで先頭に立って進めてきた。あらゆる準備段階で、各国政府には、関連する利害関係者、とりわけ、NGO や女性団体との協力によって、それぞれの経験や専門知識を活用することが求められた。各国は、達成された進歩と履行に際して遭遇した課題を総括する国家レベルの見直しを行った。記録的な数の見直しがなされ、

164 か国の報告がそれぞれの地域委員会と UN Women に提出された。これらの見直しは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関して達成された進歩と依然として残るギャップについて重要な洞察を提供した。それらの洞察は、意思決定者の進歩を加速化させるさらなる具体的な行動をとろうという意欲をかきたてるはずである。その他の筋から寄せられたものと合わせて、各国からの報告書は、北京行動綱領履行の見直しと評価に関する国連事務総長報告書 (E/CN.6/2015/3)作成の基礎となった。「世界の女性の進歩」と題して、女性の経済的・社会的権利に焦点を当て、2015 年春に刊行される予定の、UN Women の新旗艦報告書も、北京会議の見直しと評価のプロセスに役立つことになろう。この報告書は、意思決定者がジェンダー平等に向けて、とりわけ 2015 年以降の開発枠組みの背景のなかでの進歩を加速させる政策と行動を進展させる際の支援となることを目指している。

8. UN Women は、その関係機関を設置している多くの国で、その国の政府が行う見直しにつながる、ジェンダー平等のため国内本部機構に対する技術的支援を提供し、鍵を握る政府省庁や市民社会との国内協議を開催し、アウトリーチ活動を組織するなどの支援を行った。また可能な場合にはつねに、UN Women は北京会議見直しのプロセスと 2015 年以降の協議とを結び付けて、行動綱領の加速化された履行が、国内の開発計画と評価の背景の要素となるようにした。

9. 国連の 5 地域委員会のすべてが、行動綱領実施の面でなされた進歩について地域の見直しをする政府間会議を UN Women との密接な協同とパートナーシップの下ですでに行い、あるいは行うことを計画している。アフリカ、アジア/太平洋、ヨーロッパ、ラテンアメリカ、カリブ地域は、それぞれの政府間会議を 2014 年 11 月に開催した。西アジア経済・社会委員会 (ESCWA) は、2015 年 2 月に高官会議の開催を計画している。これらの会議の結果は、第 59 回婦人の地位委員会におけるグローバル見直しの成果に組み入れられる。

10. すでに完了している 4 地域の見直しの成果は、2015 年以降の開発アジェンダにおいてジェンダー平等に強力な焦点を置くことを求めている。「北京行動綱領の履行加速に関するアディスアベバ宣言」は、北京会議見直しを「2063 年アフリカ連合アジェンダ」に結び付けた。また同宣言は、国内の資金動員と女性と女兒の権利への割当強化並びに国際的なパートナーによる女性組織と女性の権利の保護への支援、2015 年以降の開発アジェンダの強力な地域的説明責任の枠組みを求めている。「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを前進させることに関するアジア・太平洋閣僚宣言」は、2015 年以後に北京行動綱領の実施を加速化させるための政治的公約の更新版を出し、制度の強化、財政支援の増額、説明責任を高めること、より強力なパートナーシップの構築、地域間の協力の強化を優先事項とすることを求めている。ヨーロッパ経済委員会(ECE)の共同議長たちは結論 (ECE/AC.28/2014/2 付属資料 I) の中で、北京行動綱領の引き続き関連性を再確認し；公共予算の割り当てと 2015 年以降の開発アジェンダでの履行手段を求め；法の改革の先導と野心的な政策目標の採択；民間部門と市民社会の強力な参画；ジェンダー平等問題への男性及び男児の関わり強化の必要性の認識を求めている。「第 51 回ラテンアメリカ・カリブ海地域女性地域会議議長会議」の成果声明は、ジェンダー統計と指標並びにプロセス加速化のためのジェンダー予算の重要性を強調している。

11. 北京行動綱領の履行加速化を求める社会的動員と提唱活動を強化し、新世代にジェンダー平等のための行動と提唱活動を起こすよう訴えるために、UN Women は認識を高めるためのコミュニケーションを図る努力をしてきた。このキャンペーンは、「女性をエンパワーし、人間性をエンパワーする：そのことを想像しよう！」と名付けられ、行動綱領の 12 の重大問題領域について広範囲の関係者を巻き込みつつ、毎月の編集とオンライン特集で、強調されている。またこのキャンペーンは、2015 年以後の開発という背景のなかでのジェンダー平等、女性のエンパワーメントと女性と女兒の人権の重要性を広く知らせるものでもある。とりわけ、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成を目的とする変革の提唱者、担い手として、若い人や男性・男児を巻き込むために、HeForShe のような、特別の活動基盤を通じての努力もなされてきた。世界中の UN Women カントリーオフィスや地域オフィスも、重大問題領域に関する国内や地域のキャンペーンやイベントに積極的に取り組んできた。

12. 3 言語による北京会議見直しと評価のウェブサイトを通じて、UN Women は北京行動綱領とその 12 の重大問題領域についての情報を提供している。このウェブサイトは第 4 回世界女性会議や、障壁を打ち破った女性、女性のエンパワーメントを自身の大義とする優れたジェンダー平等の擁護者、さらには北京会議参加者による回想録などのマルチメディア向け内容を特徴としている。また世界中の UN Women カントリーオフィスや地域オフィスは積極的にキャンペーンにも参加し、重大問題領域に関する

国や地域のイベントの開催もしてきた。UN Women は国連システムと密接に協力しながら、事務局の広報局、世界中の国連広報センター、ニュース・センター、UN ラジオを含む情報伝達キャンペーンにも参加してきた。さらに世界各地のメディア組織として、雑誌 *Marie Claire*、フランス 24、Radio France Internationale、南アフリカ放送会社などの主要な国際外報機関、*The Jordan Times*、パキスタンの *Dawn*、などの主要な出版社は北京行動綱領の見直しやジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するトピックを増やすキャンペーンに参加した。

13. UN Women は、一年にわたる世界各地での北京会議の見直しと評価キャンペーンの開始を 2014 年 6 月 26 日に、ニューヨーク市のアポロ・シアターで告げた。このイベントには、市民社会、政界の指導者、国連職員、外交官、ニューヨーク市市民などを含むサポーター 1200 名が参加して、北京宣言と行動綱領 20 周年を祝い、その履行におけるギャップに取り組む必要性を強調した。

14. UN Women は、北京行動綱領の 12 の重大問題領域に焦点を絞った一連のグローバルなテーマ別イベントを開催した。これらのイベントは、専門家や政策決定者、活動家、グローバル・リーダーたちを共に集めて、各問題領域に関する最新の経験や知識を共有し合う助けとなった。また、活動を加速化させ、勧告案を明らかにし、ジェンダー平等を持続可能な開発、平和、と安全保障、人権というグローバルなアジェンダの中心として戦略的に位置づけるための勧告案を明らかにもした。そうしたグローバル・イベントは、2014 年 6 月スウェーデンのマルメで、北欧フォーラムの一環として「女性の人権フォーラム：女性のための北京行動綱領 20 年」を皮切りとして始められた。2014 年中に世界で 30 件以上のイベントが開催された。2015 年には、キャンペーンは女性と貧困、女性に対する暴力根絶、女性と意思決定に関する旗艦イベントで継続され、後半のイベントには国や政府の女性の首脳が参加する。

15. 国連システムによる行動綱領の実施加速化を支援する動員体制の一環として、UN Women は国連のカントリーチームや地域委員会と密接に協力してきた。グローバル・レベルでは、「女性とジェンダー平等に関する機関間ネットワーク」を動員し、北京宣言と行動綱領の採択 20 周年記念の折に、事務局長調整理事会のために声明文の作成を依頼した。同理事会は 2014 年にこの声明文を承認し、第 59 回婦人の地位委員会に送付する予定である。声明文は、すべての政府が世界中のすべての女性と女兒のための平等、開発及び平和を増進し、彼女たちの人権を保障するための政治的公約を再確認するよう明快に求めるものである。またこれは、国連諸機関の長が、系統的なジェンダー主流化を求めることなど、それぞれの付託された権限のもとで、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成するための努力を増進する決意を強調するものでもある。

16. UN Women は、国連機関と協調して、国際的な高官イベントでは、とりわけ様々な支持者たちを巻き込むなどして、北京行動綱領の履行へのはずみをつけてきた。また、政府間レベルで行う提唱活動を補完するために、UN Women はジェンダー平等問題、女性の権利、気候問題に関する活動における女性のリーダーシップを新たに認知されるよう努力した。その一例が「ジェンダーと環境に関する高官フォーラム」で、これは、国連環境計画 (UNEP) と UN Women が 2014 年 6 月 24 日にナイロビで開かれた第 1 回国連環境総会の際に、共同開催したものである。30 か国を超える国々から 180 名以上が参加したこのフォーラムのテーマは「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント：持続可能な環境管理を改革する」で、ジェンダー平等と環境問題を持続可能な開発目標の背景の中で討論した。このイベントの鍵となる成果は、台頭してきたジェンダー関連の懸念事項とジェンダーに配慮した政策を国、地方、国際的レベルで推進するために必要な介入策に関する勧告などが含まれており、ハイ・レベル国連環境会議の閣僚会議に提出された。

17. UN Women は、2014 年 11 月にジュネーブで開かれた「天候と気候サービスのジェンダーの側面に関する会議」にあたり、世界気象機関と協力した。同会議は、災害リスク軽減、公衆衛生、水資源管理、農業、食糧安全保障並びに天候、水、気候の分野における女性のキャリアといった領域における一連の目標勧告を成果として出した。また、すべての関係者に対して、天候と気候が及ぼすジェンダー特有の影響の理解を進め、ジェンダーに配慮した天候、水処理、気候に関するサービスの開発への女性の関与を高め、そうしたサービスへの投資を増やすことを求めた。

18. UN Women は、国連機関と協力して、北京行動綱領からの公約を強調する幾度かの国際デーを記念し、その日の問題についての指針を強調した。たとえば、2014年10月10日、世界子ども基金(UNICEF)、UN Women、国連人口基金(UNFPA)、ならびにプラン・インターナショナルの共催により、「思春期の女兒をエンパワーする：暴力の連鎖を断つ」と題するパネル・ディスカッションを行った。国連、市民社会、民間部門から世界的なリーダーが集まったこのパネルでは、思春期の女兒に対する暴力、彼女たちのエンパワーメントの問題をとりわけ2015年以降の開発アジェンダと北京会議の見直しを背景に、解決策を探った。国連食糧農業機関 (FAO)、国連世界食糧計画 (WFP)、国際農業開発基金 (IFFD)、UN Women は、2014年10月15日に2014年度国際農山漁村女性デーと銘打ったイベントを共同開催した。「2015年以降の開発アジェンダにおいて、私たちには何ができるか？」というタイトルで行われたこのイベントは、開発における農山漁村女性の存在感を高めることの重要性を明らかにさせた。

19. UN Women、UNFPA,その他のパートナーとの緊密な協力のもと、MenEngage 同盟が組織し、「ジェンダー正義のための男性と男児」のタイトルによる、2014年度第2回グローバル・シンポジウムが11月10日~13日に、インドのニューデリーで開かれた。MenEngage 同盟がUN Women との協力のもと作成した「男性、男らしさと変わりゆく力」に関する討論用ペーパーが、シンポジウムで配布された。これは1995年の北京会議から2015年までの、ジェンダー平等への男性と男児の関わり方の進歩の度合いを見直すものであった。またこのシンポジウムは専門家たちが経験、証拠、洞察を共有し、2015年以降の開発アジェンダという背景も含めて、どれだけ男性と男児がジェンダー平等と女性のエンパワーメントという新しい分野に創造的に貢献できるかを探る機会となった。UN Women はシンポジウムのいくつかのセッションに参加して、男性と男児との作業の戦略的作業のヴィジョンを紹介し、それによるHeForShe キャンペーンを明らかにした。シンポジウムの結果、デリー宣言と行動への呼びかけを發して、「父権制度とジェンダー不平等は今なお世界中の社会の特徴を決定している」ことを強調するとともに、男性と男児がジェンダー平等達成のために、より多くの責任を負うよう求めた。

20. UN Women は2015年9月まで、さらにいくつかの関心と注目を引き付けるイベントの作業を進め、利害関係者たちを集めて行動綱領の履行加速化に向けた取組みを強化させるとともに、第4回世界女性会議以後に女性と女兒が達成した成果を祝賀する。北京行動綱領の履行加速化と2015年以降の開発枠組みにおけるジェンダー平等の目標とターゲットを可能にするための最強の政治的取組みを確実にするために、UN Women は、中国との共働によって、2015年9月に「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するグローバル・リーダーズ・コミットメント・フォーラム」を、国家や政府の首脳に参加を得て共同開催する予定である。

III. ジェンダー平等に関する規範的作業を強化する

21. 本項では婦人の地位委員会、国連総会、安全保障理事会、経済社会理事会におけるジェンダー平等の規範と基準を強化するために、UN Women が行ったジェンダー平等と支援に関する規範的進展についての概観を述べる。

A. 婦人の地位委員会

22. 婦人の地位委員会の実質的な事務局の役目をなすUN Women は、ジェンダー平等、女性と女兒のエンパワーメント、世界における女性と女兒の人権の実現を促すためのグローバルな基準を設け、特別の政策を定める主要な世界的政策立案者としての婦人の地位委員会が果たす業務のあらゆる側面を支援している。

23. UN Women は、第58回婦人の地位委員会の備えをする加盟国をその準備期間並びに会期中、総合的な支援を行ったが、これはその会合における優先テーマが「女性と女兒に関するミレニアム開発目標の実施における課題と達成」と考えていたためでもあった。この優先テーマに関する合意結論(E/2014/27第I.A章)は、ミレニアム開発目標のそれぞれに関する女性と女兒の状況を査定し、制約要因を特定し、女性と女兒のための目標の達成を加速化するための政策勧告を提示する政府間の唯一の成果であった。

この合意結論は開発と女性や女兒の人権との強力な関係を再確認し、ミレニアム開発目標で十分な取組みがなされなかった重大なジェンダー平等問題を特定した。また、進展が遅れたのは、歴史的かつ構造的な男女の不平等な力関係、貧困、資源や機会へのアクセスにおける不平等と不利な立場、差別的な法律や社会規範、有害な慣習や慣行、ジェンダー・ステレオタイプのためであることを認めた。さらに、経済危機、気候変動、自然災害の影響を認めるとともに、女性組織やフェミニスト・グループがジェンダー平等を前進させる上で果たした重要な貢献についても認めた。

24. 前述の評価に応じて、合意結論では、以下の 5 つの領域における行動を求めた：(a) 女性と女兒によるあらゆる人権の全面的な享受を実現する；(b)ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを可能にする環境を強化する；(c)ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのために最大限の投資をする；(d)ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの証拠基盤を強化する；並びに (e) あらゆるレベルの指導的立場への女性の参画を確実にし、説明責任を強化する、である。こうした結果はジェンダー平等にむけた規範的枠組を拡大し、深めるものである。

25. 重要なことには、CSW が加盟各国に対して、2015 年以降の開発アジェンダが策定されている今、ミレニアム開発目標の履行から学び取った教訓を基にすることを求めたのである。また加盟各国に対して、改革的かつ総合的なアプローチで、いまだ残っている重要な課題に取り組むよう求め、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、女性と女兒の人権が独立した目標として反映されることと、ターゲットと指標を通じてあらゆる新しい開発の枠組みに組み入れられるべきことを要求した。

26. また CSW はすべての利害関係者に対して、北京宣言と行動綱領の実施について総合的かつ地域レベルの見直しと、第 4 回世界女性会議 20 周年を記念する活動を行うことも求めた。

B. 国連総会

27. UN Women は、国連事務総長報告書に調査研究、政策分析、勧告案を盛り込み、加盟国に対して実質的かつ技術的な専門知識を提供することで、国連総会の業務を引き続き支援してきた。そうした支援事業によって、加盟国は取組みを強化し、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントをグローバル、地域、国家のレベルで促すための活動を導く決議によって、規範的な枠組みをさらに広げることが可能になった。それらの決議は国レベルでの介入を行うための基礎をより強固にさせ、UN Women の業務を促す強力な刺激を与えた。

28. UN Women は国連事務総長に委託された 5 通の報告書を作成し、第 3 委員会に、以下のテーマについて提出した：女性に対するあらゆる形態の暴力を根絶する努力の強化 (A/69/222)、これは防止と対応の説明責任を高める方法に重点をおいたもの；女性と女兒の人身取引(A/69/224)、これは法律、政策、プログラム活動の面で良好な慣行を要約したもの；女性の性器切除の根絶のためのグローバルな努力の強化(A/69/211)、これは多部門による介入策の必要性を強調したもの；北京宣言及び行動綱領のフォローアップと履行の面でなされた対策と進歩並びに第 23 回国連総会特別セッションの成果文書 (A/69/182)、これはジェンダーの視点を取り入れるための政府間レベルでの進歩を提示したもの；国連システムにおける女性の地位の向上 (A/69/346)、これは 2 年間の量的並びに質的分析を提示したもの、である。

29. さらに UN Women が第 2 委員会に提出するために作成したのが、5 年間の「開発における女性の役割に関する世界調査：ジェンダー平等と持続可能な開発」(A/69/156) である。同調査は、公正で持続可能な開発を達成する努力を女性と女兒の権利、尊厳、能力と結び付け、経済的、社会的ならびに環境のショックとストレスが女性と女性に不当に与える影響の改善に取り組む政策活動を明らかにした。また、資源の生産性を改善し、エコシステムの保護管理と天然資源の持続的活用を高め、より持続可能で低炭素利用の食物、エネルギー、水、保健システムを生み出すための女性の知識、機関、集団的活動の可能性が明らかにされた。またこの調査は、女性の生活の基礎要因となる、ある選ばれた範囲の問題についても深く取り扱った。すなわち、成長のパターン、雇用創出、公共製品の役割：食糧の生産と分配と消費；人口動態と女性の肉体的健全性、水、下水設備とエネルギーである。そして、それらが女性の人権と能力；女性の無償のケア・ワークの軽減と再分配；女性の活動家、リーダー、政策決定者として

の平等な、意義ある参画に与える影響と結び付けた政策対策の査定も行なった。

30. 2014年9月22日に行なわれた「人口と開発に関する国際会議の行動計画」のフォローアップに関する第29回特別セッションの際に、総会では履行における達成とギャップについて討議した。また、2014年9月22日~23日に行われた「先住民族に関する世界会議」の際に、総会は先住民族の女性のエンパワメント、あらゆるレベルとあらゆる領域における政策決定への女性たちの完全かつ効果的な参画、先住民族女性に対するあらゆる形態の暴力と差別の根絶、人口と開発に関する国際会議の行動計画、北京行動綱領の見直し会議の成果文書に従った先住民族の性と生殖に関する権利へのアクセス、に重要な関心を向けた。UN Womenは、「先住民族女性に関する国際フォーラム」とパートナーを組んで9月23日、「女性と女兒に対する暴力の根絶」に関するサイド・イベントを開催し、先住民族女性と女兒に対する暴力と闘う活動を加速化させる必要性を強調した。

31. UN Womenは、各国・政府の首脳などの幅広い利害関係者とともに、数多くのサイド・イベントを共催、参加して、ジェンダー平等を持続可能な開発、平和、安全保障、人権といったグローバルな課題の中心として戦略的に位置づけるようにした。これらのイベントの多くは、北京行動綱領採択20周年にも役立った。この目的に向けて、UN Womenは、オーストラリア、中国、フランス、インド、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（英国）を含む先導的な市場から得た家族娯楽におけるジェンダー・ステレオタイプに関する初めてのグローバルな調査結果をシンポジウムで発表した。この関係レベルでのイベントの結果、UN Womenは平等な土地所有権と女性の保有を確実にするための戦略を明らかにすることができた。

32. UN Womenはジェンダーの視点から気候変動に関して国連事務総長が指揮を執るのを、全力を傾けて支援してきた。2014年9月の事務総長主催の気候サミットは、最高レベルのリーダーたちが2015年にパリで開かれる普遍的な気候協定のための政治的意思を動員する綱領となるものだが、そこで、UN WomenはUNICEFやUNFPAとともに、「気候の最前線からの声」と題するテーマ会議の一つを共催した。このイベントは、若者、女性、先住民族その他のグループを関与させることが、復興の力を構築し、現場での気候問題の解決に役立つことを示す事例となった。

33. 国連事務総長主催の気候サミットの前夜、UN Womenとメアリー・ロビンソン財団の「気候正義」(Climate Justice)は、「道先導する女性に関するリーダーたちのフォーラム：気候対策に向けた野心を昂揚させる」を共催した。現役と前任の国家・政府の女性の首脳、とりわけミCHEL・バチエレ・チリ大統領の参加を得て、このイベントは、気候対策における女性のリーダーシップを誇示するとともに、結果を目指したあらゆるレベルでのジェンダーに配慮した対策の重要性を明らかにした。市民社会、草の根、先住民、若者の組織や民間部門、慈善団体が、地域社会レベルからその先に至る段階での気候に対するレジリエンスに違いを作る対策の具体的事例を提示した。こうした利害関係者を関与させ、提唱活動をするための努力は、締約国会議プロセスの内部でも引き続き、ジェンダー平等の視点に立つ取組への努力を拡充し続ける。

C. 安全保障理事会

34. 女性、平和、安全保障に関する2件の新しい安保理決議——決議2106(2013年)と2122(2013年)——の採択を含む、女性、平和、安全保障に関わるグローバルな課題を前進させるために2013年中になされた著しい進歩をもとに、UN Womenはすべての利害関係者間の公約の履行を強化し、結果の説明責任を高めるための努力を増進してきた。

35. 自らの業務の中で一貫してその履行の必要性を認識している1325(2000年)決議に沿って、安保理がテーマを定めた討論や成果において女性、平和、安全保障に関する要素でさらなる前進を遂げたのが、安全保障部門の改革(決議2151(2014年))テロ対策(決議2178(2014年))、エボラ出血熱流行への対応策(決議2177(2014年))国連平和維持活動における警察官の役割(決議2185(2014年))などであった。もう一つのプラスの傾向を示したのが、使命の委託の確立または更新に関する特別の言及が含まれるケースが増えたことだった。加えて、紛争中及び紛争後の背景のなかで、組織的な性的暴力や女性の権利の

大きな侵害が広がるのを受けて、制裁体制の指定基準としてジェンダーに配慮した基準を含めるものが生じてきた。例えば、2014年5月、安保理はアルカイダとそれに関与する個人に関する決議1267(1999年)並びに1989(2011年)に従って、多くの女生徒を誘拐するなど一連のテロ活動をしたボコ・ハラムをリストに加えた。

36. UN Women は、要請を受けて、安全保障理事国に対し、引き続き多くの支援を提供してきた；新たな安保理メンバーを対象に女性、平和、安全保障に関する技術的な説明会を開催；非公式の「市民保護に関する安保理専門家グループ」に積極的に力を貸す；女性の平和構築者と市民社会の構成員を安全保障理事会の活動に直接関与させる、などである。自らの現場での使命にしたがって、UN Women 事務局長は中央アフリカ共和国並びに南スーダンの状況に関する安全保障理事会への国別説明会に参加した。また同事務局長は、UN Women が連絡調整した「女性、平和、安全保障に関する国連事務総長報告書」(S/2014/693)を、10月に開催された「避難民となった女性と女兒たち；リーダーと生き残った人々」に焦点を当てた女性、平和、安全保障に関する年次公開討論会で提出した。この会の議長声明(S/PRST/2014/21)は、難民と国内避難民の女性と女兒の権利を保護し前進させ、避難サイクルのあらゆる段階で、その生活に影響を及ぼす政策、プログラム、活動の立案と管理に彼女たちを有意義に関与させる、より強い手段を求める討論で採択された。また、暴力的な過激思想の広がりや、避難民となる例の増加における役割、女性と女兒をターゲットにして行われる深刻な残虐行為についても討論した。

37. UN Women が様々なレベルで規範的な取り組みの履行を促進し、支援してきた例として次のようなものがある。地域や国の履行枠組みや説明責任の手段として国の行動計画といったものの開発の技術支援、進歩の度合いを追跡するための指標やジェンダー・マーカーの設計や利用方法の開発など。またUN Women が政策指導の向上に役立てた事例として、「女性と天然資源：平和構築の可能性を開く」とタイトルをつけた政策報告を、国連平和構築支援事務局、UNEP、国連開発計画(UNDP)並びに国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)と協働して作成し；紛争関連の性暴力に備えた国連関与のための事務総長指針を作成したことなどがある。コロンビア、ミャンマー、南スーダン、シリア系アラブ共和国における和平維持活動をしている市民社会組織を一つにまとめて、UN Women は、パートナーと協力しつつ、包括的な和平維持に関する進捗状況の見直しの支援をした。重要なパートナーと協力して、UN Women は、査問委員会における訓練された、ジェンダーに基づく犯罪の調査官の迅速な配備、調停努力へのジェンダー専門家の配備、平和維持活動家団体のための紛争関連の性的暴力に関するシナリオによるトレーニングを行うなどをした。

38. UN Women は、平和構築委員会と協働する作業を継続し、女性、平和、安全保障に関する安保理の国別仕様の決議の履行を支援してきた。2014年9月には、同委員会は「女性、毎日の平和の構築者」に関する特別セッションを開催し、基礎からの具体的事例によって平和構築における女性の様々な役割を明らかにした。

39. グローバルなそして地域別、国別のレベルでの決議1325(2000年)履行の進展状況についての2015年開催の安保理ハイ・レベル見直しに備えて、UN Women は、好事例、履行のギャップと課題、浮かび出てきた傾向と対策の優先順位を明らかにするグローバル調査を、国連の女性、平和、安全保障に関する常設委員会との協力のもとで先導してきている。この調査は、加盟国、国連システム、市民社会による将来の女性、平和、安全保障に向けた努力を強化するグローバルな政策課題を形作るのではないかと期待されている。また、それは、国連の禁止項目、和平作戦、平和構築の仕組み、などを含む関連する戦略的ハイ・レベルの見直しによってでてくる機会を捕え、女性、平和、安全保障に関する取組みを女性と女兒のためのよりよい成果へと転換させる機会ともなるだろう。

D. 経済社会理事会

40. 2014年7月、国連持続可能な開発会議の後援のもとで設立された「持続可能な開発に関する高官政治フォーラム」は、経済社会理事会の後援を得て会合を開いた。そのテーマ「ミレニアム開発目標を達成し、持続可能な開発目標を含む、2015年以後の野心的開発アジェンダに向けた道を切り開く」によって、UN Women は、各国政府、国連システム、その他の組織並びに主だった市民社会グループその他の

利害関係者との相互対話において、女性と女兒のためのミレニアム開発目標から学び取った教訓を明らかにし、2015年以降の開発アジェンダの中でジェンダー平等に向けた改革的かつ総合的なアプローチを提唱することができた。

41. 経済社会理事会のために、UN Women は、ジェンダーの視点を国連システムのあらゆる政策とプログラムにおいて主流化することに関する国連事務総長報告書 (E/2014/63) の作成をしたが、この際、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連システムワイドの行動計画」を通じて、グローバル・国レベル、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するシステム全般にわたる説明責任を促す上での前進をはかるべきことを特別に強調した。

42. 国連事務総長は、2013年をカバーする報告書の中で、「システム全般にわたる行動計画」のプロセスが、ジェンダー平等主流化に関する国連システムの仕事の実質的な進歩につながったことを記している。その2年目の履行では、ジェンダーに配慮した監査、業績管理、プログラム見直し、知識の創出など、15項目の指標のうち14項目で進歩が見られた。29か所の機関・部門・事務所がジェンダー平等政策を設置して、前年の報告期間中の場合を6か所ほど上回り、2014年むけには13件の政策が計画された。また事務総長は、評価、資源の追跡、ジェンダー機構、平等性、能力査定、一貫性といった指標に関しての業績が乏しいことも発見した。そして国連システムがジェンダー主流化戦略の効果的な履行を確実にするためには、一貫した、組織的な努力が必要であるとの結論を出した。

43. こうした能力開発を支援し、ジェンダー平等に関するグローバルな規範的枠組みと国レベルでの実施とのギャップを縮小するのを助けるために、UN Women は政策、立案、プログラム開発におけるジェンダー主流化を支援するための指針書を考案した。

44. UN Women は、「ジェンダー平等に関する国連開発グループ (UNDG) タスクチーム」の議長として、国連システム・スタッフ・カレッジと共働しつつ、国連のジェンダー専門家の名簿を作成し、国連カントリーチームが、国レベルでの「国連開発支援枠組み」を含む共通のプログラム化にジェンダー平等と女性のエンパワーメントをよりよい形で組入れられるように支援した。UN Women のオンライン講座「私はジェンダーのことを知っている：国連スタッフのためのジェンダー平等と女性のエンパワーメントの紹介」も、ジェンダーの視点を日常の仕事に組み入れる能力の強化に役立った。

45. UN Women は、常駐調整官制度 (Resident Coordinator System) との密接な協力を続けて、国連カントリーチームがジェンダー対応の運営活動のための努力をするのを支援してきた。また、自らのカントリー事務所が存在していない国々では、常駐調整官事務所にいるジェンダー・アドヴァイザーの現場作業の支援もしてきた。カントリー事務所が存在する国では、事務所がプログラム領域内のジェンダー主流化についてカントリーチームに対する技術支援を行っている。「一体となって支援する」国に駐在することによって、UN Women は、カントリーチーム内のジェンダー問題に関する一つの声として、説明責任、戦略的提唱活動、コミュニケーションを促してきた。

46. また UN Women は、国連システムのあらゆる政策とプログラムの中でジェンダーの視点を主流化することに関する経済社会理事会決議 2014/2 の交渉の間、加盟国を支援することも行った。この決議のなかで、経済社会理事会は「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連システム全般にわたる行動計画」(E/2014/63 参照) 2年目の履行でなされた進歩を称賛した。さらに UN Women は「国連システム事務局長調整理事会」と上級マネジャーが国連システム内でのジェンダー主流化促進を直接注視し続けるよう促してきた。経済社会理事会は、国連全体での効果的で一貫性のあるジェンダー主流化に向けた UN Women の重要かつ広範な努力と、国連システムによるジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する仕事への説明責任を指導し、調整し、促す上で果たした役割を称賛の目で見えてきた。

47. UN Women は、経済社会理事会の新しいセグメント構造に対して、多くの領域の中でとりわけ理事会ユース・フォーラムへのジェンダー平等に関する情報投入によって支援してきた。6月3日、UN Women 事務局長は、経済社会理事会理事長、並びに「国連事務総長の青少年特使」の団長と共に、北京行動綱領 20周年と 2015年以降の開発アジェンダを背景にしたジェンダー平等と女性のエンパワーメントにつ

いて語り合う、若者との意見交換対話を主催した。また UN Women は、第 58 回 CSW の結果が、経済社会理事会の年次閣僚見直しに確実に投入されるように努めるとともに、同理事会の調整セグメントに CSW 議長が参加するよう取り計らった。

IV. テーマ別政府間プロセスとその他のプロセスにおけるジェンダー平等の促進

48. UN Women は、人権機構を含む広範な政府間プロセスにおいて、それらの討論と成果にジェンダーの視点を反映するための証拠、好事例、戦略を提供するための、関わりや提唱活動を広めた。こうした努力はジェンダー平等、女性のエンパワーメント、女性と女兒の人権の面での重要な利点となり、国レベルでの履行の基礎を強化する結果となった。

A. 2015 年以降の開発アジェンダと持続可能な開発目標

49. 「持続可能な開発目標に関するオープン・ワーキング・グループ」は、2014 年 7 月にその作業を完了し、ジェンダー平等を達成してすべての女性と女兒をエンパワーするための目標を含む、17 項目の持続可能な開発目標を提案した。決議 68/309 の中で、国連総会はオープン・ワーキング・グループの報告書 (A/68/970) に含まれる同グループの提案を、2015 年以降の開発アジェンダの持続可能な開発目標に盛り込む主要項目とすることを決めた。

50. ジェンダー平等に関して提案された目標に含まれるのは、ジェンダー平等の構造的な障害となる、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別の撤廃；女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力およびあらゆる有害な慣行の撤廃；無償のケア労働を認め評価すること；女性の政策決定の場への全面的かつ効果的な参画を確保すること；性と生殖に関する権利への普遍的なアクセスを確実にすることなどである。履行の手段に関するターゲットとしては、女性の経済資源への平等な権利、さまざまな技術の中の、とりわけ情報コミュニケーション技術を使える用途を拡大し、健全な政策と法律を強化することが含まれる。その他の目標としては、ジェンダーの視点に立つターゲットが含まれており、これによって全体的な枠組みが女性と女兒のニーズに対応できるようになっている。

51. UN Women は、女性と女兒に関するミレニアム開発目標の限度とそこから学び取った教訓を絶えず明らかにし、2015 年以降の枠組みにジェンダー平等への変革的かつ総合的なアプローチの必要性を誇示する証拠を提供してきたが、これは北京行動綱領の核心でもある。そのアプローチは、結局、オープン・ワーキング・グループでも是認された。UN Women は、また、このプロセスで加盟国の支援も続けて、国連システム・タスクチームと技術支援チームの作業に役立たせ、加盟国や市民社会組織と関わりながら、ブリーフィングやサイド・イベントの開催もしたほか、UNICEF や UNDP と協働した参加型のモニタリングに関するテーマ別相談会や、UNDP の推進による社会的説明責任を先導した。

52. 2015 年以降の開発アジェンダに関する作業は、いまや 2015 年 7 月の「開発のための融資に関する第 3 回国際会議」(国連総会決議 68/279 参照) をも包含するようになっており、同会議は、融資の様式にジェンダーの視点を組入れ、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの公約を履行するための資金動員を高める重要な機会となる。

B. 小島嶼開発途上国

53. UN Women の、「第 3 回小島嶼開発途上国国際会議」の準備プロセスへの関わりと、2014 年 9 月 1 日～4 日にアピアで開催された同会議への参加は、同会議の成果文書「SIDS 行動加速化法の行程 (SAMOA)」のなかで、ジェンダー平等と女性と女兒の権利への取組みを達成する助けとなるものだった。同文書への寄稿は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント、および女性と女兒の人権の完全な実現が持続可能な開発に変革的かつ多岐にわたる効果を与え、小島嶼開発途上国の経済的成長の牽引役となっていることを認めている。(A/CONF.223/3、付録、パラグラフ 76)

54. 同成果文書の上術の部分には、あらゆる形態の差別撤廃と女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の根絶、持続的開発の優先領域にジェンダーの視点を組入れること、すべての分野における女性の完全かつ平等で有効な参画を確保すること；女性の経済的エンパワーメントを強化すること、完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワークへの平等なアクセスを確保すること、経済資源への男性と平等の権利として、女性の、土地その他の形態の財産へのアクセス、所有権、支配権を確保すること、クレジット、遺産相続、天然資源、適正な新しい技術、良質の保健とヘルスケアへのアクセスを保証すること、性と生殖に関する権利への普遍的アクセスを確保すること、女性と女兒に影響を与える、構造的、社会・経済的な不平等及び多数の絡み合う差別に取り組むことなどが盛り込まれている。「サモア行程(Samoa Pathway)」には、災害への準備や対応、緊急時救済、人口の過疎化といった背景における女性と女兒への追加的取組み、水管理システム、能力開発、ジェンダー統計の改善された収集、分析、伝搬および性、年齢、その他の分類別に集められたジェンダー統計とデータの活用も含まれている。

55. アピアで開かれた会議で、UN Women は本会議の休憩時間、サイド・イベント、パートナーシップ対話の場を利用して、ジェンダー平等、女性と女兒のエンパワーメントと人権を強調した。また、「変革の市場と安全な都市」と題するパートナーシップ・プログラムを登録したところ、これは、会議の成果に寄与するものとして、フィジーの多国籍事務所によって履行された。

C. 国連気候変動枠組条約

56. UN Women は、国連気候変動枠組条約締約国会議への関わりを続け、ジェンダーに対応する気候活動を組入れ、政策への女性の機関を確保する 2015 年気候変動協定を策定する努力をしてきた。そして、締約国、市民社会組織、国連システムに働きかけてジェンダーの視点をプロセスに組み入れるよう提唱してきた。また UN Women は、同枠組み条約の女性とジェンダー関係対象者に対する能力形成の支援も続けており、同会議や環境・気候変動に関する関連会議へのジェンダー平等提唱者や環境専門家の参画や係わりを促してきた。

57. 上記の努力は、2014 年 10 月の「行動を高めるためのダーバン計画に関する特別ワーキング・グループ」で、ジェンダーに特化した用語の使用が増えることにつながった。2014 年 11 月の、交渉草案書のための要点に関する共同議長のノン・ペーパー（防備録）は、序文と適応、能力構築、財務に寄せる部分のなかにジェンダーの視点を組入れた。

58. 2014 年 12 月 1 日~14 日にリマで開かれた国連気候変動枠組条約の締約国会議への下準備とその第 21 回会議において、UN Women は、知識ベースを強化するために組織的な活動をし、気候変動がジェンダー平等と女性のエンパワーメントに与える影響の証拠を提示して、主要なメッセージを分かち合うことなど、そうした影響に取り組む具体的な措置を提示した。また加盟国をはじめとする利害関係者と手を組んで行動をとることやジェンダーの視点を政府間プロセスの成果に強く反映させることを提唱し、女性のリーダーシップやジェンダーに特化した対応への注目に焦点を置いた。

59. UN Women はジェンダーと気候に関するアジェンダのもとでの同会議の引き続く作業に強く関わり続け；同会議は「ジェンダーに関するリマ作業プログラム」と題する決定 36/CP.1.20 を採択した。さらに UN Women は、討議の間、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのためのグローバルな規範的枠組みに関することなど、技術的専門知識を提供した。「ジェンダーに関するリマ作業プログラム」は、いま、国連気候変動枠組条約事務局と同条約締約国に対して、2 か年間の作業プログラムを提示し、確実に気候変動に関する気候政策と活動がジェンダーの視点に立つようにしている。さらに UN Women は、事務局が男女の代表者たちが能力を開発し、気候関連の討議や対策にジェンダーの視点を取り入れる必要性への理解を広げるよう要求している。さらに、UN Women は事務局に対し、ジェンダー平等を進める対策や方針に関する報告をするよう要請し、事務局長に対してこの問題に関する UN Women の仕事と委託権限を支援する上級ジェンダー・フォーカル・ポイントを任命するよう要請する。UN Women は引き続き、枠組み条約の事務局と協力しつつこの委託権限の履行を行う。

D. 災害リスクの軽減

60. 規範的プロセスにおける災害リスク軽減に際し、ジェンダー平等を中心とすべきとの認識が近年高まっている。CSW は、その 58 回会議において自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する決議 58/2 を採択し、その中で災害に先立つ災害リスク管理にジェンダーの視点を主流化させる重要性を強調するとともに、第 3 回世界防災会議への女性の包摂的参画と貢献を含める必要性を認めた。CSW は、また、災害リスク軽減におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成度を示す指標を組入れることを特に求めた。

61. 上述の過去における努力は、2015 年仙台で開かれる予定の第 3 回世界防災会議で採択される、2015 年以降の災害リスク軽減のための枠組みにおいて、ジェンダー平等への関心を確実にする重要な刺激材料となっている。災害リスク軽減に関する機関間グループや市民社会組織とともに、UN Women はそうした関心を向けることを提唱し、その目的に向けた加盟国に技術支援を提供した。さらに UN Women は、ジェンダーの視点に立つ災害リスク軽減に関する指針と部門別説明書を発行した。また、準備委員会の会合で、自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する認識を高め、国連防災事務局が開催した地域並びに国別レベルの協議会の支援も行った。UN Women が特に明らかにさせたのは、女性の平等な参画とリーダーシップの事例と、性別・年齢別のデータやジェンダーの視点に立つターゲットや指標ならびにジェンダー分析を 2015 年以降の防災枠組みの中心をなす優先課題として収集、利用することが増えたことだった。

E. 人権

62. 国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) との協力のもと、UN Women は引き続き、すべての地域において「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が履行されるよう支援した。その中には、政府高官、ジェンダー平等提唱活動家、その他の利害関係者を対象とする、同条約と女性の人権に関する能力形成とトレーニングの支援も含まれている。また、締約国に対して、女性に対する差別の撤廃に関する委員会との建設的な対話に備え、市民社会組織によるシャドー・レポートの作成や同委員会に対する国連カントリーチームによる情報作成との関連で、同条約にもとづく当事国がレポートするのを支援した。さらに、法律、政策の改革を確実にするための各国の法律、政策、プログラム、対策に同委員会の勧告案が反映されるようにすることなど、多くの当事国が同委員会の最終見解をフォローアップする際の支援も行った。太平洋地域では、UN Women は人権に関する報告と履行に向けた調和のとれたアプローチを採用しようとする政府の取り組みを支援した。

63. UN Women は、あらゆる形態の暴力撤廃委員会が司法へのアクセス、農山漁村女性、教育に関して継続する作業など、一般勧告を作成する支援活動を続けてきた。また、同委員会による紛争防止、紛争中および紛争解決後の女性に関する一般勧告 No.30 (CEDAW/C/GC/30) と安全保障理事会の女性、平和、安全保障決議の作成に関与してきた後を受けて、UN Women は、現在一般勧告案に関するガイドブックについて作業を進めている。

64. 人権理事会の普遍的定期的レビューは、女性の人権に関する必要な方策に目を向けさせる重要な機会である。そのために、UN Women は、国連カントリーチームの報告書と普遍的・定期的見直し勧告に対し、引き続き力を貸してきた。また、人権理事会の他の人権機構との協力も進めてきた。とりわけ、UN Women は人権高等弁務官事務所とともに、第 58 回 CSW の期間中に、「土地およびその他の生産的資源に対する女性の権利を実現する」(HR/PUB/13/04) を共同出版した。この努力については「法律と慣行における女子差別の問題に関するワーキング・グループ」が、人権理事会に対する「経済的・社会的な生活における女子差別問題に関する報告書」(A/HRC/26/39) の中で認めている。また、UN Women が特別手続きによる各国訪問を支援した例として、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者、法律および慣行における女性に対する差別問題に関するワーキング・グループ、極度の貧困と人権に関する特別報告者、とりわけ女性と子供の人身取引に関する特別報告者などがある。

F. 居住環境 Habitat

65. 2016年に開催される予定の「第3回住居と持続可能な都市開発に関する国連会議」(Habitat III)は、女性と女兒の生活への影響がますます高まっている領域における規範的枠組みをさらに深める機会となる。UN Womenは、「新国連都市アジェンダ・プログラム高官作業部会」などの機関間団体によるこのプロセスへの関わりを開始した。同委員会で、UN Womenは「都市化と持続可能な開発：新たな国連の都市アジェンダに向けて」と題する政策ペーパーに、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントおよび全体にわたるジェンダー主流化を目標として確実に入れるよう努力してきた。この政策ペーパーはHabitat IIIの準備に入れるものとして役立ち、ジェンダーの視点に立つ方策を求めるための重要な入口となる。

G. 情報化社会に関するワールドサミット

66. 2015年は、「情報化社会に関するワールドサミット」開催10周年に当たる年である。2015年の政府間プロセスの先駆けとして、複数の利害関係者による10年間の見直しが2013年末と2014年の前半に行われ、その成果文書が2015年の政府間プロセスに取り入れられる。

67. UN Womenは、他の利害関係者と協力しながら、見直しのプロセス全体を通じて参画し、女性のデジタル時代への関わりをはじめとする、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する説明責任の改善を提唱した。その結果、ジェンダー平等への関心が成果文書の序文と2015年以降の優先領域および「アクション・ライン」に含まれることとなった。何よりも重要なことには、より大きな説明責任対策を提供する、クロスカッティングなジェンダー平等への公約に関する報告とモニタリングのための条項が組み入れられたことである。UN Womenは、これらの公約を実施し、モニタリングをする際の促進させる役割を課せられた。

V. 結論

68. ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、女性と女兒の人権に関しては、国連総会、安全保障理事会、婦人の地位委員会において、これまでかなりの規範的前進があった。UN Womenは、加盟国がグローバルな規範的枠組みの強化に関する合意に達するよう、またそれらの約束を国や地域レベルで履行するよう支援してきた。また、その規範的支援を統合化し、国連システム連絡調整とシステム間の組織的連絡、その規範的支援、国連システム連絡調整と運営活動の中に組み入れて、女性と女兒のためにより良い成果につなげることができた。UN Womenのカントリーチームや地域事務所は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する各国の公約の実施をより効果的に支援することができ、規範的な枠組みを進めるために、全ての利害関係者とのパートナーシップを拡充してきた。

69. 2015年は、ジェンダー平等の実現をグローバル・アジェンダの中心にすえるための重大な転機の年となるだろう。ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、女性と女兒の人権を2015年以降の開発アジェンダと持続可能な開発目標、第3回開発のための融資に関する会議、北京行動綱領20周年の見直し、新しい気候協定、災害リスク軽減のための新たな枠組みに向けた取組みを強化するチャンス十分に捕えなければならない。同時に、これらのプロセスは実証できる進展の緊急性を訴える強力なメッセージを送る必要がある。決定的かつ測定できる変革が直近の未来に、特に2020年までに達成されることが必須であろう。UN Womenは、その使命のすべてを通してこうした努力を先導し続ける意向である。

(平野 和子 訳)

総合的テーマ「ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、および女性と女兒の人権を実現するための今後の行動の優先事項」のもとに開催予定の閣僚ラウンド・テーブルのための討議ガイド (E/CN.6/2015/4)

2014年12月18日

事務局メモ

I. 序論

1. 決議2013/18の中で、経済社会理事会は第59回会期で婦人の地位委員会が北京宣言と行動綱領の実施および、第23回国連特別総会の成果文書の見直しと評価を行うと決定した。これには行動綱領の実施に影響を及ぼしている現在の課題や、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの成果、同様にジェンダー視点の統合を通して、2015年以降の開発アジェンダにおけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントを強化する機会が含まれている。
2. 見直しと評価の一部として、第59回会期で委員会は、閣僚たちに行動綱領の実施から得た教訓に基づく意見交換対話に参加する機会を与えるため、閣僚ラウンド・テーブルを開く予定である。

II. 組織上の問題

A. テーマと題目

3. 「ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、および女性と女兒の人権を実現するための今後の行動の優先事項」という総合的テーマのもと、婦人の地位委員会は以下の題目につき、4つの閣僚ラウンド・テーブルを開催する。
 - (a) 経済を女性と女兒のためになるものにする；
 - (b) ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに投資すること；
 - (c) ジェンダー平等を達成するために政治と公的生活を変革すること；
 - (d) 女性と女兒の事実上の平等を実現するための説明責任
4. 閣僚ラウンド・テーブルは、現在の課題と行動綱領の実施を加速する今後の道筋とを重点的に扱うだろう。閣僚たちには、2015年以降の開発アジェンダの状況下も含め、ジェンダー平等の実現という未来を見据えること、前進するのに必要な手段と措置を強調すること、効き目があり結果を出す政策とそれら措置を実施するのに必要な行為者を明らかにすることが奨励されるだろう。

B. 参加者

5. 閣僚ラウンド・テーブルは、第59回婦人の地位委員会に出席する閣僚たちが対話と討議に関与する機会を与える。ラウンド・テーブルは全ての加盟国とオブザーヴァーに開放されている。
6. 閣僚たちは前もって、なるべくなら遅くとも2015年2月27日までに、どの閣僚ラウンド・テーブルに参加したいかを予備の選択肢と共に伝えるよう要請されている。それぞれのラウンド・テーブルにはおよそ20人から25人の参加が見込まれる。議長たちはそれぞれのラウンド・テーブルに登録をした閣僚の表を持ってはいるが、予め用意されたスピーカーの表はない。

C. 時間と場所

7. 閣僚ラウンド・テーブルは3月10日火曜日の午前10時から午後1時まで、ニューヨークの本部で開かれる。具体的には、ラウンド・テーブルは以下の時間と場所で開催される：

ラウンド・テーブル	時間	場所
経済を女性と女兒のためになるものにする	10-11.30 a.m	会議室 4
ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに投資すること	11.30 a.m.-1 p.m.	会議室 4
ジェンダー平等を達成するために政策と公的生活を変革すること	10-11.30 a.m.	会議室 1
女性と女兒の事実上の平等を実現するための説明責任	11.30 a.m.-1 p.m.	会議室 1

8. 閣僚ラウンド・テーブルの議長は、司会者の助力を得ながら、ラウンド・テーブルの意見を交換し合う性質を推し進める目的で討論を導いていく。発言は3分を越えてはならず、対話に重点を置くべきである。閣僚たちは対話の中でされた発言に対し、質問をし、コメントを出すよう奨励される。文書による声明は控えるよう、強く要請される。

D. 成果

9. 閣僚ラウンド・テーブルの成果は、議長による概要として出される。

III. 閣僚ラウンド・テーブルでの討議の要素

A. 背景

10. 北京宣言と行動綱領は1995年、第4回世界女性会議で採択された。行動綱領はジェンダー平等、女性のエンパワーメント、および女性と女兒の人権の実現にとって、最も包括的な地球規模の政策枠組みである。それは1975年にメキシコ市、1980年にコペンハーゲン、1985年にナイロビでそれぞれ開かれた、国連世界女性会議でなされたコミットメント、同様に1990年代の国連グローバル会議や首脳会合でなされたコミットメントの上に築かれている。

11. 第4回世界女性会議から20年の月日が過ぎた。ジェンダー平等はいくらか前進してきた。国々はますます法制上の差別を撤廃してジェンダー平等を推進する法律を採択し、女性と女兒に対する暴力に取り組んでいる。女兒の初等・中等教育への就学には大きな進展がみられた。労働力人口への女性の参画が増加した地域もある。またある地域では、女性の避妊へのアクセスの向上という点で進歩した。女性器切除や低年齢での強制的な子ども婚のような有害な慣習は、状況によっては減少し始めた。国会における女性の議員数に重要な成果が得られた国もある。女性と平和と安全保障に関するグローバルなアジェンダには、意義深い規範的進展がみられた。

12. だが総体的に、進歩は受け入れ難いほど、もたついている。進歩が停滞した状況もあれば、後退してしまった状況もある。ジェンダー平等に向けての変化は、深さが十分でもなければ不可逆的でもなかった。法における差別は多くの国で、特に家族法の分野で存続している。女性の教育上の達成度や労働市場への参画の増加は、より良い雇用条件や昇進の見込み、同一賃金などと釣り合っていない。進歩が現在のペースのままなら、男女が同一価値の仕事に対する同一報酬を得るのに75年以上かかるだろう。ディーセント・ワークにアクセスできず、相続や土地への権利を拒絶され、貧困に陥りやすい女性が多すぎる。無償のケア労働に就いている女性の割合が不当なほどであるという事実は、依然としていくつかの分野で女性の人権享受を制限している。女性と女兒に対する様々な形の暴力が、公的・私的な場で驚くほど高水準に存続している。いくつかの地域では、受け入れ難いほど高水準の妊産婦死亡率が存続している。既に制限されている、あらゆるレベルの意思決定における女性の存在は、しばしば後退しやすく、政治面で指導的地位にある女性は大幅に過少のままである。

13. 行動綱領の実施における総体的な進歩は、多様で重なり合う形態の差別を受けている女性や女兒にとってとりわけのろい。農山漁村地域や、都市の貧しい居住地に住む貧しい女性や女兒は、就学や妊産婦死亡率、水や衛生(特に下水処理)へのアクセスなどのサービスへのアクセスを含むいくつかの指標で、著しい格差の程度まで否定的な影響を受けている。若い女性は同等の男性に比べ、HIVに感染するリス

クがはるかに大きい。障害を持つ女性、少数民族の女性、女性の移住者、それにレスビアン、ゲイ、バイセクシュアル、性同一障害の女性など周縁化されたグループは、特に差別や暴力を受けるリスクがある。

14. 女性と女兒が人権を享受する世界を創造することは、今世紀の最も明確で急を要する課題の一つである。このまことに困難な、だが達成できる仕事には通常の業務が真の変革へと変化することが要求される。ジェンダー不平等、貧困、脆弱さなどを恒久化する権力や資源および機会の不平等な配分に終止符を打ち、平和で持続可能な社会を作り出さなければならない。これには、女性や女兒が実際に人権を享受することを確保するために行動を起こすという、加盟国の新たな政治的意思と、より強力なコミットメントが要求される。行動綱領の実施を加速し、1995年のコミットメントを成就するには、一致した努力が必要である。

15. ラウンド・テーブルの間、閣僚たちは下記の問題点を討議し、行動綱領の実施を加速するには、またジェンダー平等を実現するには何をなすべきかに中心を置くよう要請されている。これには2015年以降の開発アジェンダの状況が含まれる。閣僚たちは何に効果があるのか、何をなすべきか、誰が必要な手段と措置を取るのかを明らかにするよう奨励されている。閣僚たちはまた、本討議ガイドを利用し、北京宣言と行動綱領の実施、および第23回特別総会の成果文書の見直しと評価に関する事務総長報告書を参考にするよう奨励されている。(E/CN.6/2015/3)

B. 討議ガイド

経済を女性と女兒のためになるものにする

16. 過去20年に亘る、経済界におけるジェンダー平等に関する全体像は、停滞とは言わないまでも進歩はごくわずかである。労働人口への参画率におけるジェンダー格差は、減少はしたが、それもほんのわずかなため、大きく開いたままである。働き盛りの年齢にある、より多くの女性が今では労働人口に入っている一方、無償の家事労働・ケア労働の配分は男女間で極めて不平等のままであり、女性のディーセント・ワークへのアクセスを制限している。ジェンダーに基づく職業分離やジェンダーによる賃金格差は、過去20年でほんのわずか縮小したに過ぎない。主要な課題は男女とも、特に女性が就く事が出来る仕事の質が悪いことであり、女性は正規および非正規経済の最も割が良くない、最も保護を受けない部分に限定されたままである。

17. すべての重大問題領域にわたるジェンダー平等に向けての前進は、より広い経済状況によって妨害されてきたが、それには危機や不安定という特色があった。グローバリゼーションは、不平等と脆弱さを増大させた金融の流れの不安定化と周期的な経済危機とをもたらしてきたが、それは特に、より貧しい女性達に強い不利益な影響を与えた。2007年から2008年にかけての世界的金融危機と、2010年以来各国が採ってきた緊縮財政手段は、ジェンダー平等に向けての進歩をさらに危うくしてきた。だが経済危機は、女性が被っている現存する構造的な不平等と不利益を単に強調しているに過ぎない。

18. 支配的となっている金融及び貿易自由化のマクロ経済的政策、デフレ的な金融政策、公共部門改革などは、全体的に見れば、女性に対するまともな雇用状況の創設、あるいはジェンダー平等の達成に必要な分野への公共投資に対する支援に繋がって来てはいない。さらにこのような手段は、狭く国内総生産(GDP)の引き上げに焦点を置く事がしばしばで、ほとんどの場合、女性にとって実質的平等の達成を支援するには至っていない。代わりとなる対処法は、人間開発、福利、人権や環境の持続可能性の実現などに重点を置く。GDPの増大は、持続可能な開発の達成と、より大幅なジェンダー平等と女性のエンパワメントを含む人権の実現とへの投資の増加を支援する限りにおいてのみ重要である。

19. 閣僚たちは対話で以下の問題点を討議すべきである：

- (a) 女性のためのディーセント・ワークを生み出す支援をし、女性が仕事場で権利を享受するよう保証するマクロ経済的政策を確保するのにどのような行動が必要か。
- (b) 公共サービス、社会的保護、社会基盤などへのジェンダーに対応した投資を支援するためには、マクロ経済的政策はどのように設計されなければならないか。
- (c) 緊縮財政政策がジェンダー平等に与えるマイナスの影響と取り組むのに、出来ることは何か。将来を見据えると、制度的リスクを最小にし、ジェンダー平等に貢献するためには、反循環的で社会的な保護政策をどのようにより良く設計すればよいのか。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの投資

20. 法律や政策の施行、国内ジェンダー平等本部機構や国内行動計画の実行など、ジェンダー平等を対象にした支出への不十分な資源と、社会的保護、健康、教育、水や下水処理などの部門に割り当てられた低レベルの資源とは、行動綱領の完全な実施に対する主な課題を表している。行動綱領の中で、効果的な実施には、女性のエンパワーメントのために人的・財政的資源を利用できるようにする政治的なコミットメントが必要であると明確に示されている。従って、求められる資源を調達し、それらの資源が最も必要とされる所に向けられるよう保証することが極めて重要である。

21. 地域を横断した国々で、ジェンダーに対応する予算編成のイニシャティヴは、女性と女兒が利用できる資源の効果的で効率的な割り当てと消費に対する有望な結果を示してきた。所得徴収の効率性の向上、歳入動員と支出の点で両方が公正であることを保証しながら、歳入を生みだすのに使われる税の範囲の拡大、意義深い社会的貢献をする投資へ資金を調達するための国内および国際的借入など、国内的にも国際的にも、資源の動員にはさまざまな選択肢がある。

22. ジェンダー平等への慢性的な過少投資が続いている。これは危機以来、多くの国々が採った緊縮財政手段によって悪化させられてきた頑固な問題である。ジェンダー平等の達成に重要な部門を含む、ミレニウム開発目標の達成に関連する部門への政府による公的支出の分析は、2008年から2009年にかけて初期の支出増額があったものの、その傾向は逆転し、支出は多くの途上国で停滞したり落ち込んだりしていることを示している。ジェンダー平等に割り当てられる政府開発援助(ODA)の割合は比較的安定している一方、特にセクターによる援助額が急減した時には、ジェンダー平等への大幅な過少投資はそのままである。ジェンダー平等に焦点を当てた援助は、教育や健康の社会部門に集中しており、経済部門を目的とする援助は驚くほど低レベルである。平和と安全保障における女性の役割のため、また女性の性と生殖に関する健康と権利のための援助資金は不十分なままである。

23. 南北の開発協力は、特に後発開発途上国や内陸開発途上国では依然としてODAの主要な資源であるものの、南一南の開発協力が増加しつつある。だが、南一南の開発協力での、ジェンダー平等に割り当てられた支出に関するはっきりした情報はない。民間一公共協同事業や民間部門と慈善財団など比較的新しい融資の財源もまた、ジェンダー平等に対する優先事項や融資への影響を強めてきているが、しばしば一連の狭い問題に集中している。非常に問題なのは、すべての提供者が、ジェンダー平等に及ぼす自分たちの行動の影響をどの程度まで説明できるか、である。

24. 閣僚たちは対話で以下の問題点を討議すべきである：

(a) 国内でジェンダー平等のための資源を増やすには、どのような行動と政策革新が必要か。ジェンダー平等への投資を拡大するには、制度上の対応力と政治的意思をどのように強化すべきか。

(b) 我々が知っていることは、割り当ての監視とジェンダー平等への公共支出の影響分析に効果的だろうか。課題は何で、それをどのように克服できるのか。

(c) 将来を見据えると、提供者は、ジェンダー平等を中心に据えたODAにおける格差と過少投資地域にどのように取り組めるのか。ジェンダー平等への効果的融資に対する相互の説明責任を支援するために、世界的なパートナーシップをどのように強化できるか。

ジェンダー平等を達成するために政治と公的生活を変革すること

25. 行動綱領に提示されたジェンダー・バランスの目標は、達成には程遠い。女性はあらゆる分野のあらゆるレベル・家族から地方政府まで、計画と開発構造で、サービス提供機構で、国会で、政府の執行部や世界的な統治組織で、意思決定の場に代表者が非常に過少である。意思決定への女性の参画は、さまざまな制度的・構造的制約により制限されており、女性は公的生活で役割を持つべきではないという考えを恒久化する、社会文化的な態度の障壁によって強化されている。意思決定の場に女性の代表者が過少であることは、すべての重大問題領域の前進にとって大きな障害である。

26. 意思決定における女性の参画と指導性は、正義と平等の両方の点で極めて重要である。というのは女性の積極的な存在が、ジェンダーに特化した問題をアジェンダに入れるため、さらに関連する政策と計画の実施の監視を奨励するために示されてきたからである。だが参画は、単に意思決定のフォーラムにどのくらい多くの女性がいるか以上のことである。さまざまな女性のグループにとって重要な、問題の効果的な表現の明確さであり、政策と法制のアジェンダに影響を与え監視する能力のことである。だが

女性の参画を可能にすることが、女性を、ジェンダー平等の問題を優先させることに責任を負う唯一の存在へと導くべきではない。女性も男性も全ての意思決定者が責任を負う必要がある。

27. 一時的特別措置が、構造的な障壁を克服し、企業の重役会だけでなく国および地方の政治に女性の代表を増やすのに効果的であると証明されてきた。だがこのような手段の効果的な実施は、公共および民間組織にいる指導者たちの政治的意思とジェンダー平等への強力なコミットメント次第である。この政治的意思を養成するには組織の変革が必要である。そうすればジェンダー平等は制度的に優先化され、すべてのプロセスとアウトプットに埋め込まれる。組織の変革は多様な手段を通して達成できるが、それにはジェンダー平等に対する高レベルの公約の採用、ジェンダー平等機構の確立と適切な資源の動員、ジェンダー専門家と支持者との関係を正式にすること、男女間でケアの責任の平等な分担を支持すること、組織内で女性の暴力、嫌がらせ、脅迫からの安全を確保すること等が含まれる。政府や行政機関、政党、議会、および民間企業はジェンダー主流化を制度化し、構造的障壁に取り組むことで女性の参画を可能にする環境を作り出さなければならない。

28. 閣僚たちは対話で以下の問題点を討議すべきである：

(a) ジェンダー平等を可能にする環境を作り出すために、どのように組織を変革できるか。そのような変革の外見はどのようなものか。

(b) 意思決定の場に女性の参画と指導性を高める政治的意思を、どのように強化すれば良いか。どのような手段が、今後5年間に意思決定のあらゆる分野である程度の変化をもたらすのか。

(c) どのようにすれば、周縁化された女性を、あらゆる分野の意思決定の場に参加させられるか。

女性と女児の事実上の平等を実現するための説明責任

29. 過去20年で、「女子に対する黏る形態の差別の撤廃に関する条約」がほとんど世界中で批准されたことを含め、女性と女児に対する規範的公約が拡大してきたものの、世界の規範的枠組みと現場の実施の間には堅固な格差が残っている。この「条約」は女性の人権の実現にとって依然として中心であるが、いくつかの条項、特に第2条と第16条に対してその規定のあるものに対して付けられた留保条件は、相変わらず難問である。条約の完全な実施と女性の実質的な平等の達成を確保するには、一致した努力が必要である。ジェンダー平等を推進する法律や政策を導入する点で、加盟国が重要な進歩を遂げたとしても、女性や女児は実際に自分たちの権利を十分に享受し行使することができない。

30. 女性が、意思決定者が自分の行動に責任を持つようにさせられる、強い説明責任の仕組みがないことが、行動綱領の実施を妨げている。国内ジェンダー平等本部機構や国内人権機関など、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、および女性と女児の人権にとって鍵となるような組織や機構は、しばしば資金提供が少なく、任務を遂行するのに必要な政治的支援や承認に欠けている。自分の権利や、権利の侵害に対する補償や救済を含む、権利を主張する手続きについての自覚が依然として無いままの女性が多い。有害なジェンダーの固定観念は、国家機関内の差別の文化を推し進め、しばしば女性への差別や暴力に対する刑罰の免除という結果をもたらしている。

31. 女性団体は、進歩の監視や女性の権利の主張の推進で重要な役割を果たしているものの、資源の制約を含む、意思決定者に説明をさせる市民社会の能力に対する制約が、女性団体への主な障害を呈している。女性の人権擁護者は、女性の人権を推進し擁護するという自分たちの活動のために、依然として暴力、差別、あるいは死とさえ向き合い続けている。

32. さまざまな状況における国家の構造改革と公的部門の改革は、多くの国々で、民間部門事業者が女性の人権の享受に与える影響や衝撃を強めてきた。行動綱領の実施について、また民間事業者が女性と女児の人権を侵害しないと保証することについて、政府が主な責任を負う一方、民間事業者が他の利害関係者に対して自分の行動について応答できるようにさせようという要求が高まってきている。多国籍企業、国際金融機関、国境を越えた国家もまた、説明責任への課題を提示している。国家、特に強大な先進国は、とりわけ貿易、投資、金融政策などを通して、国境を越えて大きな影響力を及ぼしている。そしてそれが、まだ先進国になっていない国の開発目標を達成する能力をしばしば制限している。これらの課題に対応するには、より強力な説明責任の仕組みが必要である。

33. 閣僚たちは対話で以下の問題点を討議すべきである：

(a) 国レベルではどのような説明責任の仕組みが効果的か。女性に向けて結果を伝えられるよう、国内ジェンダー平等本部機構、国内人権機関、規制機関、国内裁判所などを強化するには何をなすべきか。どのようにすれば、女性が権利を主張し司法へのアクセスを求めるのを、よりうまく支援できるか。

(b) 女性の人権を実現できるようさまざまな利害関係者の説明責任を強めるために、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と行動綱領をどのように効果的に使ってきたらどうか。

(c) 民間セクターが人権基準とジェンダー平等に関する原則を遵守するのを確保するよう、規制するためには何をすることが求められるか。

(福島 有子 訳)

パレスチナ女性の状況と支援(E/CN.6/2015/5)

事務総長報告書

2014年12月19日

概要

経済社会理事会決議 2014/1 に従って提出される本報告書は、2013年10月1日から2014年9月30日までの期間のパレスチナ女性の状況に光を当て、教育と訓練；保健；経済的エンパワーメントと生計；法の支配と女性に対する暴力；権力と意思決定；制度的開発に関して、国連システムの諸機関によって提供された支援の全体像を提供するものである。本報告書は、婦人の地位委員会による検討のための勧告で締めくくるものである。

I. 序論

1. パレスチナ女性の状況と支援に関する決議 2014/1 で、経済社会理事会は、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地におけるパレスチナ女性の深刻な状況とガザ地区における重大な社会経済的・人道的状況について深い懸念を表明した。理事会は、この状況の検討を継続し、パレスチナ女性の状況と支援に関する前回の報告書(E/CN.6/2014/6)で事務総長が述べたものを含め、できる限りの手段でパレスチナ女性を支援し、決議の実施において遂げられた進歩に関して、西アジア経済社会委員会(ESCWA)によって提供された情報を含め、第59回婦人の地位委員会に報告書を提出するよう事務総長に要請した。

2. 本報告書は、2013年10月1日から2014年9月30日までの期間をカバーし、パレスチナ国³のパレスチナ人の状況を監視している国連機関と個々の専門家からの情報に基づいて、パレスチナ女性の状況を検討するものである。

3. そうではないことが示されない限り、本報告書は、ESCWAを含め、パレスチナ女性に支援を提供している国連システムの諸機関によって提出された寄稿と情報に基づくものである。本報告書には、以下の国連諸機関からの寄稿が含まれている：国連食糧農業機関(FAO)、国際労働機関(ILO)、国連事務局人道問題調整事務所、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、国連貿易開発会議(UNCTAD)、国連開発計画(UNDP)/パレスチナ人支援計画、国連教育科学文化機関(ユネスコ)、国連人口基金(UNFPA)、国連人間居住計画(UN ハビタット)、国連子ども基金(ユニセフ)、国連麻薬犯罪事務所(UNODC)、国連近東パレス

³ 2013年3月8日付の国連におけるパレスチナの地位に関する事務総長報告書(A/67/738)に従って、「パレスチナ国」という呼称が、以前の報告書で用いられていた「パレスチナ被占領地」という用語と平行する使用にもかかわらず、今では国連のすべての文書で用いられている。

チナ難民救援活動機関(UNRWA)、国連中東和平プロセス特別コーディネーター事務所、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)、世界食糧計画(WFP)及び世界保健機関(WHO)。本報告書は、パレスチナ人の生活・社会経済条件に関するその他の報告書(A/69/84-E/2014/75、A/69/371-S/2014/650、A/69/81-E/2014/13 及び A/69/13 を参照)を補うものである。

II. パレスチナ女性の状況

4. 報告期間中に、米国主導の下で、イスラエル人とパレスチナ人との間で、直接の最終地位折衝を再開するために新たな努力が払われた。2013年7月に始まった9か月間の当事者間の強化された直接的かわりにもかかわらず、合意には至らず、2014年4月末以来会談は中止されている。パレスチナ人囚人の合意された釈放があるたびにイスラエル人の定住地の発表があり、これが折衝努力を複雑なものにした。2014年3月末に、和平会談内の政治的進歩の欠如を理由にイスラエルは4回目の囚人の釈放を行わず、パレスチナ国は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を含めた15の国際条約に加入する動きを見せ、これらがその後発効した。2014年4月23日のファタハとハマスの間の和解協定に続いて、パレスチナ解放機関(PLO)のコミットメントとカルテットとアラブ和平イニシャティヴの立場に従って⁴、2014年6月2日に「国内コンセンサス政府」が結成された。

5. 西岸の状況は、暴力の高まりと3名のイスラエル人の10代の若者の誘拐と殺害、これに続くパレスチナ人の10代の若者の誘拐と殺害、継続する入植地の拡大、入植者の暴力、土地の収用、パレスチナ人家屋の破壊、ハマスの属する人々を含めたパレスチナ人の多数の逮捕及びパレスチナ人とイスラエル軍及び入植者との間の対立でさらに悪化した。この緊張の高まる期間に、ガザ地区の戦闘員からのイスラエルに向けたロケット攻撃が増加した。イスラエルは、ほとんどが空爆で応戦した。安全保障状況は、ハマスが20か月で初めて、西岸で何百人ものハマスのメンバーが逮捕されたことに続いて、イスラエルに向けたロケット攻撃に対して責任を主張した後の7月7日に劇的に明らかになり始めた。7月8日に、イスラエルは、ロケット攻撃を止め、トンネルを破壊することを含め、イスラエルに対するハマスの作戦能力を破壊するという目標で、「操作保護エッジ」を開始した。8月26日に、エジプトが仲介した無期限の休戦が発効し、それ以来ほぼ守られている。

6. 51日間の紛争---6年間で3つ目の大きな紛争---は、前例のないほどの人命の損失と破壊を残した。人道問題調整事務所によれば、1,475名の文民(男性709名、女性260名、子ども506名)を含めた2,100名以上のパレスチナ人が殺害された。さらに、3,374名の子ども、2,088名の女性、410名の高齢者を含めた11,100名以上のパレスチナ人が負傷した⁵。66名のイスラエル兵士と子ども1名と外国人1名を含めた6名の文民が殺害され、250名のイスラエルの文民と450名の兵士が負傷した。ガザでは、111のUNRWAの施設とガザの唯一の発電所を含めた重要なインフラと同様に、推定18,000の家屋が破壊されまたはひどい損害を受けた。紛争のピーク時には、約293,000名がUNRWAの学校に避難し、100,000人の人々が家を失い、強制移動させられ続けている状態で、500,000名以上の人々が国内避難させられた。

7. 2014年7月23日に、人権理事会は、2014年6月13日以来行われている軍事作戦の状況で、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地、特に被占領のガザ地区での国際人道法と国際人権法のすべての違反を捜査するために、独立した国際調査委員会を設立し、2015年3月の第28回理事会に報告することを決定した決議S-21/1を採択した。国連ウィメンによって配置された技術的ジェンダー専門家が、この捜査を支援している。

8. 紛争は、女性とその家族に破壊的インパクトを与え、脆弱性と不安定をさらに高めている。ガザにおける主たるケア提供者として、殺害されたり負傷したりした家族を持つ多数の家庭、損害を受けたインフラの長期的インパクト及びサービスの減少に対処する際に、大変な課題に直面している。シェルターにおけるセクシュアル・ハラスメントやジェンダーに基づく暴力、限られたプライバシー、損なわ

⁴ カルテットは、今後の「パレスチナ政府」のすべてのメンバーが、非暴力、イスラエルの承認及び道程表を含めたこれまでの合意と責務の受容を公約することを求めた。

⁵ パレスチナ保健省のデータ。

れた尊厳及び衛生へのアクセスの減少が報告されている状態で、国内避難は、女性と女兒にとって特に困難なものであることが分かった⁶。ガザの人々の間ですでに高い心理社会的苦痛の程度は、紛争の結果としてかなり悪化しており、特に子どもと女性のための専門的支援が必要であろう⁴。新たに寡婦となった者を含め、母子家庭が保護と支援を必要とする優先的グループである。

9. 西岸では、パレスチナ人、イスラエル安全保障軍、入植者の間の緊張と暴力的衝突が、前年と比べて、報告期間中に、文民の死亡と負傷が著しく増加するという結果となった。人道問題調整事務所によれば⁷、西岸で、イスラエルの防衛軍によって 44 名のパレスチナ文民(男性 34 名、男児 10 名)が殺害され、4,611 名(男性 3,497 名、女性 92 名、男児 970 名、女児 52 名)の文民が負傷した。78 名のイスラエルの入植者(男性 58 名、女性 8 名、男児 8 名、女児 4 名)がパレスチナ人によって負傷した。

10. 東エルサレムを含む西岸の継続するイスラエルの占領とガザ地区の閉鎖は、パレスチナ被占領地域のパレスチナ人の社会的・経済的状況に悪影響を与え続けた。女性の生活条件は、異なった地域のパレスチナ人男性と女性に当てはまる社会文化的要因と異なった地位⁸及び移動とアクセスへの関連する障害によって異なる。2014 年 9 月現在、ガザ地区の約 180 万人のパレスチナ人は、イスラエルによる継続する閉鎖によって、東エルサレムを含む西岸の残りの部分からは依然として効果的に孤立させられていた。東エルサレムへのアクセスは、西岸とガザ地区のパレスチナ人居住者にとっては依然として限られている。物理的・行政的制限は、C 地区のいくつかの最も脆弱な地域社会、特に発射地帯と障壁の裏に位置する地域社会にとっては人道的アクセスを妨げ続けている。

11. 西岸とガザ地区の食糧の不安定の程度は、継続するガザ地区の閉鎖、西岸におけるアクセスの制限、及び継続する貧困率の高さと食糧価格の継続する上昇及び生計への脅威の結果として、依然として 33%と高かった(ガザ地区では 57%、西岸では 19%)。食糧の不安定は、パレスチナの状況では食糧への経済的アクセスの欠如と定義されているので、食糧の不安定の傾向は、経済業績によって牽引される。西岸での状況は、食糧の不安定が 14%であった昨年に比べて悪化した。

12. 母子家庭はパレスチナ被占領地の全家庭のわずか 9.8%を占めている(ガザ地区では 8.3%、西岸では 10.5%)。利用できる最新のデータ⁹は、西岸の母子家庭の 26%が、男性が家長を務める家庭の 18%に比べて食糧が不安定であることを示している。ガザ地区では、母子家庭を対象とする外部の援助の結果として、状況は逆である。それら家庭の食糧の不安定は、男性が家長を務める家庭の 58%に比べて、51%である。ガザでは、食糧の不安定は、最近の紛争と高い国内避難のレベル、生計、特に農業にアクセスできないこと、増える失業率の結果として増加したものと推定されている。これは、女性と子どもの栄養状態の悪化を助長するものと予想されている¹⁰。

13. 女性たちは、労働市場で重要な課題に直面し続けている。女性の中の労働力参加率は、ガザでは依然として 16%と低く(男性の 65.8%に比べて)、西岸では 18%である(男性の 171.3%と比べて)。利用できるデータは、女性の失業率は、報告期間中、依然としてガザで 61%、西岸で 26%と高かった¹¹。若い女性は、若い男性の 36.9%と比べて全体的な失業率が 64.7%という状態で、特に若者の失業によって悪影響を受けている。ガザでは、若い女性の失業率が 86.3%、若い男性が 51.8%という状態で、状況は特に悲惨である⁹。職場での差別は、賃金格差を通して証明されているように、根強く続いている。女性の一日

⁶ ガザの危機アピール、2014 年 9 月更新(http://www.ochaopt.org/documents/Gaza_Crists_Appeal_9_September.pdf より閲覧可能)(2014 年 9 月にアクセス)。

⁷ 数字は、2013 年 10 月 1 日から 2014 年 8 月 30 日までをカバーする。

⁸ 1993 年の「オスロ合意」と 1995 年のイスラエルとパレスチナ解放期間との間の暫定「協定」に従って、西岸は A 地区、B 地区、C 地区という 3 つの地区に分けられた。A 地区と B 地区では、対する広範な責任がイスラエルによってパレスチナ政府に委任された。C 地区は、依然として完全なイスラエルの権威の下にあった。

⁹ FAO、UNRWA、WFP 及びパレスチナ中央統計局、「2013 年社会経済的・食糧の安全保障調査: 西岸とガザ地区」(未発表の情報)。

¹⁰ 人道問題調整事務所、「ガザ初期急速評価」、(2014 年 8 月 27 日)。

¹¹ パレスチナ中央統計局、2014 年労働力調査: (2014 年 4 月-6 月)ラウンド(Q2/2014)、労働力調査結果に関するプレス・リリース、ラマラ-パレスチナ。-

当たりの平均賃金は、2013年には男性の81.1%であり¹²、2012年に比して5.7ポイントの賃金格差の増加を示している。

14. ガザで懸念が高まっている状態で、基本的な保健ケアへの限られたアクセスと薬剤と使い捨て医療器具の不足に関連する懸念が残っている。現在の危機は、医療設備も在庫もなく、保健ケア提供者が性と生殖に関する健康サービスを必要としている女性と女児のニーズに適切に応えることができない状態で、保健ケア・センターは破壊されたままになっている。家屋の破壊とシェルターの危機の結果として、約3,000名の強制移動させられた妊婦が基本的サービス、特別食、ビタミンのサプリメントへのアクセスの欠如をこうむり続けるものと予想されている⁴。危機の最中に、45,000名以上の妊婦が基本的な性と生殖に関する健康サービスへのアクセスを奪われ、約5,000件の出産が、極度に乏しい条件の下であった⁴。

15. 水とエネルギーの状況は、依然して危機的である。ガザの唯一の帯水層は2020年までには損傷が取り返しのつかないものとなり、帯水層からの水の96%が人間の消費には適さないものになる状態で、早くも2016年にはもう使用できなくなるであろう。飲用水のためには、タンカーからの脱塩水を購入するか、家庭での小型の脱塩ユニットに頼るしかない¹³。紛争以前は、不安定なエネルギー供給が、予想される需要の約46%に応えるだけであった。最近の紛争中に、唯一の発電所と水道施設を含めた公共インフラの破壊で、水と下水処理を含めた基本サービスの機能が著しく弱体化し、女性を含めた人々の公衆衛生に重大な意味合いを示している。

16. 教育の点では、この状況は、様々な結果を示した。ユネスコ統計機関からの最新のデータによれば¹⁴、パレスチナにおける調整された初等教育への純就学率は、2012年に92.74%であり、ジェンダー同数指数は0.99であった。中学校教育の場合には、就学率は83.6%であり、女児が男児よりもわずかに数が多い状態で、指数は1.06であった。高等学校教育に関しては、就学率は71.55%で、指数は1.24で女児の方が多かった。しかし、就学率の改善は、暴力、ガザの閉鎖及び移動制限の結果として、教育の量と質における全体的減少と相まっている。さらに、何年にもわたって教育において女性が遂げてきたかなりの進歩が、労働市場への女性の参入における進歩にはなっていない。継続する人口増加と不十分なインフラで学校の能力が限界にまで達し、提供される教育の質に悪影響を及ぼしている。危機に先立って、ガザは約200校の不足に直面しており、3分の2の学校は、2部授業で行われていた。約258校(75のUNRWAの学校を含め)が損害を受け、学校の中には完全に破壊されているものもある⁴。西岸では、通学途上でのイスラエル人入植者とイスラエル安全保障軍によるハラスメントの恐れと検問所での害や辱めの恐れが、子どもたちやその家族の間にストレスと恐怖を生み出し続けている。

17. 政治の領域での様々な役割に女性は継続して参画しているが、女性は正規の意思決定機関やプロセスでは依然として数が少ない。2014年9月現在、新しいパレスチナ人コンセンサス政府では、女性は17の閣僚級のポストのうち3つを占めており(16.6%)---前政府の12.5%からは増加しているが、2012年5月の政府の21%からは減少している。司法セクターでは、女性は裁判官の僅か15%、検事の16%、弁護士21%を占めており、数字がそれぞれ15%、19.5%、32.5%であった前年からある程度の減少を記録した。女性は公共セクターの雇用の約41%を占めており、意思決定の比較的低い地位にとどまる傾向がある¹⁵。

18. パレスチナ被占領地は、継続して脆弱な法の支配を特徴とした。女性が矯正策を求める機会を妨げ、特に暴力の女性被害者にとっての女性の司法へのアクセスに対する障害が依然としてある¹⁶。既存の法的枠組には、特に離婚と子どもの後見の問題に、時代遅れで、女性を差別する法律が含まれている。特にC地区で暮らしている女性と女児の暴力被害者は、安全保障と司法機関への様々な物理的アクセスから司法を求める女性に着せられる汚名と家族や地域社会からの圧力に至るまで、利用できる安全保障と司法

¹² パレスチナ中央統計局、「労働力調査年次報告書」(2011年)。

¹³ http://www.unicef.org/oPt/Outcome_document_on_Water_and_Energy_in_Gaza_-_16_May_2014.pdf。

¹⁴ <http://data.uis.unesco.org/#>。

¹⁵ パレスチナ総人事院からの2012年のデータ。

¹⁶ 国連ウィメン、「女性の司法へのアクセス---否定されるアクセス」(2014年12月)。

サービスにアクセスすることを妨げられる課題の組み合わせに直面し続けている。女性が何とか司法サービスにアクセスした場合ですら、暴力の女性と女児の被害者に特に対処する際の専門知識を欠いており、女性の権利を侵害するように刑法と個人の地位法に関連する時代遅れの法律を解釈し続けるサービス提供者にしばしば直面する。

19. 非正規の司法制度が、いわゆる名誉犯罪とドメスティック・ヴァイオレンスを含め、伝統的に私的問題と考えられている問題に対処し続けている。市民社会パートナーによれば、19件の女性殺しが2013年の丸一年の28件に比べて、2014年1月から9月までで報告された。しかし、事件の数は、未報告の可能性が大いにある。報告期間中に、ガザのOHCHRに、いわゆる名誉犯罪事件は全く報告されなかった。これは、社会的・文化的状況とそのような事件を公に通報する意思の欠如の結果である可能性がある。OHCHRによれば、家庭紛争または犯罪の結果として、女性殺し事件または女性の殺害に新しい傾向が現れている。特にガザと東エルサレムの居住状況のために、過密状態が家庭内での暴力を悪化させていることを調査が示している¹⁷。

20. パレスチナ政府は、女性に対する異なった形態の暴力を防止し、対応する能力を強化する注目すべき手段を取り続けた。2014年5月に、大統領は、いわゆる家族の名誉の名での殺害に関する寛大さの規定を除去することにより、刑法の条項を改正する大統領令を出した。パレスチナ内閣は、2014年に暴力の女性被害者のための国のリファール制度(Takamol)を承認した。暴力からの家族保護法は、暫定的に承認されたが、「パレスチナ基本法」とのその法的適用性に関して未だに討議中である。検事総長事務所は、女性に対する暴力事件を捜査するために、15名の訓練を受けた検事を任命した。しかし、ジェンダーに基づく暴力のすべての被害者とサヴァイヴァーのためのサービスと司法へのアクセスを改善し、拡大し、関連法を見直し、改正し、強化するためには維持される努力が必要とされる。

III. パレスチナ女性への支援

21. 国連は、様々な開発・人道課題に対応する努力を継続した、パレスチナ人への国連の支援の優先事項は、2014年から2016年までの「パレスチナ国内開発計画」及び人道プログラム形成を概説するパレスチナ被占領地のための2014年の「戦略的対応計画」と整合する2014年から2016年までの「国連パレスチナ国開発援助枠組」を含め、一連の重要な文書で概説されている。このセクションは、パレスチナ政府、ドナー及び市民社会と協力して、以下の領域で、女性と女児の特別なニーズと優先事項に対処するための国連によって提供される援助に関して最新情報を提供する：教育と訓練、保健、経済的エンパワーメントと生計、法の支配と女性に対する暴力、権力と意思決定、及び制度的開発。

A. 教育と訓練

22. 国連諸機関は、女性と女児の教育と訓練へのアクセスを推進する様々なイニシアティブを継続して実施した。2013年/14年の学年度に、西岸で29,518名の女児(全生徒の59%)とガザ地区の111,825名の女児(全学生の48%)が、UNRWAの学校の初等教育と就学前教育に就学し、630名の女子学生がUNRWAが管理する技術・職業訓練プログラムに(総数の55%)就学し、427名の女子学生(総数の63%)が教員訓練学位プログラムに就学した。さらに、UNRWAは、若い難民に36の奨学金を授与し、そのうちの30は、学業がすぐれているが、これがなければ、事業管理、科学、工学金融、会計のような分野の高等教育を受ける余裕のない若い女性に授与された。ガザへの「Al-Fakhoora ダイナミックな未来プログラム」を通して、UNDPは、324名の学生(女性は180名)に奨学金を提供し、労働市場への移行を促進するために、有償のインターンシップという形で経済的エンパワーメントの機会を支援した。

23. すべてのパレスチナの子どものために、質の高い教育へのアクセスを推進するために、ユネスコによって調整される9つの国連機関が¹⁸、早期幼年期発達に関する能力を改善し、ジェンダー、障害、背景、状況にかかわらず、包摂的で子どもに優しい教育を推進するために立案された教育パッケージを指導

¹⁷ ノルウェー難民会議、ガザ地区における居住状況の全体像(2013年3月)及び人道問題調整事務所、閉鎖の緩和：ガザ地区の人々に与える人道インパクトを評価する(2011年3月)。

¹⁸ FAO, UNDP, UNFPA, ユネスコ、ユニセフ、UNRWA, UNSCO, WFP 及び WHO。

する際に教育・高等教育省への支援を継続した。主要な業績は、1,000人以上(50%が女兒)の子どもの発達と学習を改善することを目的とした、西岸で30、ガザで14の公立学校での0年生(就学1年前)教室の開設であった。44名の早期幼年期発達の教員(全員女性)が、初等教育への移行を促進するために、1年生の教員と共にこの試験的学校で訓練を受けてきた。さらに、ガザでの包摂的教育に関する訓練・意識啓発セッションは、603名の大学生(369名が女子)と815名の教員(518名が女性)に届いた。

24. 西岸では、ユニセフとパートナーが、より安全な通学のために、14のイスラエル軍の検問所と門で、学童に保護的付き添いを提供して、学校への安全なアクセスを支援した。これは、3,568名の子ども(29%が女兒)と304名の教員に利益を与えてきた。ガザでは、ユニセフが、教育省やパートナーと共に、紛争中に集団シェルターとして利用されていた27の公立校の清掃と消毒のための支援を含め、敵対の後に230,000名の学童(52%が女兒)が学校に戻ることを保障するために、学校の再開、並びに心理社会的支援、学校での非暴力政策、トラウマとなった子どもたちの明確化とリファールに関して約12,000名の教員と管理者の訓練を支援した。パートナーと共に、ユニセフは、創造的学習、ライフ・スキル、リクリエーション活動で、14,000名の思春期の若者(50%が女兒)に利益を与えた放課後活動を実施した。ジェンダーに配慮した放課後活動は、女兒のリーダーシップ・スキルと参加を強化することを目的とした。

25. 食糧支援は、学習環境を改善する際に重要な役割を果たし続けた。WFPは、西岸とガザの学校におけるその食糧援助を通して、140,014名の子どもたち(50%が女兒)に届いた。国連ウィメンは、123,809名の学童(50%が女兒)のための健全で栄養のある食糧へのアクセスを提供して、西岸で「女性が経営する学校食堂」プログラムを維持した。課外活動を通して、このプログラムは、栄養が健康に及ぼす影響に関して、学童、教員、スタッフ、両親の意識も啓発した。

26. ユネスコは、ソーシャル・メディアの利用とジェンダーに配慮した報道に関して83名の若い女性ジャーナリストの訓練を支援し続けた。さらに専門のワークショップが、女性ジャーナリストの権利、メディア倫理及び和解を推進するための女性ジャーナリストの役割に関して開催された。心理社会的カウンセリングが、ガザと西岸からの30名の女性ジャーナリストに提供されつつある。

B. 保健

27. 国連は、妊産婦保健ケアと性と生殖に関する健康ケアを含め、保健サービスへのアクセスと質を改善するために、前年に報告された好事例と結果を土台とし続けた。UNRWAは、様々なケア施設並びに移動診療チームを開設し、2000名以上のスタッフを雇用して、西岸とガザで依然として主要な基本的保健ケアの提供者であった。2011年10月から2014年6月まで、UNRWAは、西岸で30,000人以上のパレスチナ難民女性に出生前ケアを提供したが、これは昨年サービスを受けた女性の数の2倍以上である。総計11,258名のパレスチナ難民女性(58.6%)が第二次、または第三次ケアに移送された。

28. UNFPAは、国内家族計画プログラムを継続して支援し、保健省の診療所内及び市民社会団体を通してサービスの範囲を拡大した。UNFPAは、妊産婦死亡調査プログラムのための支援も維持した。さらに、UNFPAは、ジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーを発見し、治療し、移送する国内保健制度へのジェンダーに基づく暴力サービスの統合を支援し、1,200名の保健サービス提供者がジェンダーに基づく暴力の対応に関して訓練された。ガザでの敵対中に、UNFPAは、ガザの5つの産科病院に医療器具と基本的薬剤を提供し、尊厳キット、性と生殖に関する健康サービス、心理社会的支援を4,000名の国内避難民女性に届けた。さらに、UNFPAは、120,000人の若い国内避難民にリクリエーション活動と心理社会的支援を届けた。

29. 国連諸機関は、精神衛生サービスを改善するために、様々な心理社会的サービスと支援イニシアティブを継続して提供した。精神衛生プログラムは、カウンセリングと心理社会的支援の提供において、C地区と継ぎ目ゾーンで暮らす遊牧民のパレスチナ難民の子どもと女性に特別な注意を払った。報告期間中に、2,735名の女性と女兒(56%)が心理社会的グループ活動に参加した。UNRWAも、地域社会を基盤とした家族保護サービスを含めた地域社会の意識啓発と行動変容プログラムを実施し、ジェンダーに基づく暴力に対処するために、プライマリー・ヘルス・ケア・センターに、子ども保護と性と生殖に

関する健康・権利を統合した。家族と子どもの保護プログラムを通して、UNRWA は、パレスチナ難民キャンプの脆弱なグループ、子ども、若者、女性、高齢者及びあらゆる形態の虐待、ネグレクト及び差別からの特別なニーズを持つ人々を保護することを目的としている。WHO の支援を通して、117 名の精神衛生専門家(女性は 42%)が子どもと思春期の若者の精神衛生、ジェンダーに基づく暴力に対処する家庭療法、回復及び認知行動療法の専門訓練を受けた。

30. ガザにおける暴力の高まりに応じて、ユニセフは、ガザ地区の小児科病院とプライマリー・ヘルス・センターに薬剤と医療消耗品を提供して、少なくとも 30,000 人の子どもたち(女兒が 50%)に利益を与えた。さらに、伝染病に関するユニセフ主導の意識啓発活動が、3,998 名の女性(総数の 47%)と 2,935 名の子ども(女兒は 50%)に届いた。ガザにおける 23,475 名以上の授乳中の母親が、ガザ紛争中の 6,202 名の女性を含め、母乳哺育カウンセリングから利益を受けた。

C. 経済的エンパワーメントと生計

31. 国連諸機関は、その開発計画内で、女性の経済的エンパワーメントを推進し、食糧の安全保障と生計を改善するイニシャティヴを継続して優先した。

32. 少額金融支援が、依然として西岸とガザ地区で短期的貧困緩和の源であった。西岸では、「UNRWA 少額金融計画」が 300 万ドル(ローン総額の 28%)に上る 2,776 のローン (ローン総数の 36%)をパレスチナ難民女性に提供した。女性の経済的エンパワーメントを推進するために、UNRWA は家庭を基盤とする所得創出プロジェクトまたは活動だけにかかわっている女性を対象とする少額金融プログラムを導入した。

33. UNDP は、その「生産的家族と経済的エンパワーメント計画」を通して、持続可能な所得と雇用を確保するために、西岸とガザ地区で約 4,000 名の女性起業家と母子家庭に支援を提供した。その結果、対象となった受益家庭の 37%が貧困から抜け出て、79%がその平均月収を 64%改善した。さらに、UNDP の介入は、女性のための 5,000 以上の有償の持続可能な新しい職の機会を生み出すことに貢献し、家庭収入のかなりの増加につながった。女性起業家と事業の所有者の地域・国際市場へのアクセスが改善された。「欠乏家庭の経済的エンパワーメント・プログラム」を通して、UNDP は、母子家庭を含めた貧しい家庭のエンパワーメントを支援して、事業開発サービスを含めた包括的な訓練と贈与金計画を支援した。UNDP は、貿易協定と協力枠組を見直すための国内委員会の設立も支援した。

34. ユネスコとパートナーは、女性協会のセンターとして利用されることになっている 4 つのパレスチナ人の村の建物を改造した。これらセンターは、約 150 名の女性にサービスを提供することになる。地域社会の活動への女性の関わりを通して、ユネスコは、文化遺産の保存と主として文化観光を通じた社会経済的開発のためのツールとしてのその役割に対する意識を啓発した。UN ハビタットは、100 の居住ユニットが開発されているヘブロン市で、不利な立場にある女性のための住居と所得創出プロジェクトを実施した。周縁化されている女性のための技術・職業訓練センターも小規模経済活動と協同組合が始まっているところで設立されている。

35. 様々なイニシャティヴが、様々な産品を生産し市場に出す女性のスキルと能力を築くことを求めた。国連ウイメンは、質の高い、市場に出せるパレスチナの手工芸と製品のデザインと生産に関して、西岸とガザ地区で総計 70 名の女性受益者に訓練を提供した。さらに、2 つの訓練マニュアルが開発され、一つは女性が作成する文化的産品を市場に出すことに関するものであり、もう一つは、ジェンダーに配慮した農業・生物多様性に関するものであった。FAO と UNDP の支援を受けて、国内の初めてのイニシャティヴは、地方的に、また世界的に、28 の女性協会の質の高い文化的産品と農産物を推進し、市場に出すことを目的とした。

36. UNCTAD は、パレスチナの貿易を促進するための能力開発イニシャティヴの一部として、「パレスチナ荷主会議」のスタッフ(7 名の被雇用者のうち 3 名が女性)と「会議理事会」(13 名の理事のうち女性は 2 名)の女性の代表者数を増やすことを目的とする「パレスチナの貿易促進能力開発」と題するプロジェクトを実施した。このプロジェクトは、約 220 名の女性に届いた。UNCTAD は、貿易と供給網管理に関

するワークショップと訓練を通して、173名の女性も支援した。

37. ILO は、女性のための協同組合の推進と開発を継続して支援した。ここ2年にわたって、ILO は、労働省の「協同組合総理事会」に技術的支援を提供している。最近では、ILO は、女性のための協同組合の新しい非伝統的な経済セクターを明らかにし、女性のための協同組合により良い諮問サービスとカウンセリングを提供するために労働省の協同組合カウンセラーの能力を築く際に、「理事会」と密接に協力した。

38. 国連ウィメンは、地域社会を基盤とした女性センターの持続可能性と財政的自治を強化し、西岸の13の地区すべてにわたって今やしっかりと確立された「女性経営の学校食堂プログラム」を通して、周縁化された地域社会で女性のためのさらなる生計と経済的安全保障を確保し続けた。2014年9月現在、53の地域社会を基盤とする団体が、このプログラムにかかわり、そのうちの18のセンターは、利益を上げ、ほぼ財政的独立を達成していた。このプログラムは、約623名の女性のためにパートタイムの雇用機会と安定した月収を生み出した。

39. FAO, WFP, UNDP 及び UNRWA は、特に女性に重点を置いて、食糧の安全保障を改善する目的で、介入を継続した。FAO は、所得創出を増やし、農業の能力を安定させ、西岸とガザ地区の脆弱な家庭のために食糧の安全保障を改善することを目的とし、1,160名以上の女性に、小規模酪農・養鶏のような農業インプットを提供した。WFP は、ガザ地区で、その栄養意識啓発活動を通して、女性のエンパワーメントに貢献した。1,000名の女性に届いた訓練は、食物の栄養的インパクトに関する意識を高め、家庭全体の食糧の安全保障を保証する際の女性の重要な役割と食糧源と食事の準備の管理におけるその役割を支援することを目的としている。強化された非正規の女性のネットワークが、近い親戚を超えた同輩支援グループを提供することにより、女性の弾力性を支援する訓練の副産物として生み出された。

40. UNDP は、西岸で、灌漑施設や水源の開発を通して、資源と食糧の安全保障への女性のアクセスを高めることに貢献し、2,820名の女性が、土地の灌漑ネットワークの格上げから利益を受け、これが効果的に貯水耕作地の著しい増加という結果となった。UNRWA は、UNRWA の食糧引換券計画に加わった2,761世帯の難民家庭を支援したが、この中の8,543名(総数の49%)は女性の受益者であった。UNRWA は、3,665名(総数の48%)の女性受益者を持つ「仕事と引き換えの現金プログラム」も支援し、仕事と引き換えに現金を渡す機会を提供した。

41. ガザでの敵対中に、UNRWA と WFP は、普通 WFP から食糧支援を受けていない家庭に食糧支援を提供して、例外的な食糧配給計画を行い、推定620,000名の受益者に届いたが、そのうちの305,014名は女性であった。

D. 法の支配と女性に対する暴力

42. 国連諸機関は、女性の司法へのアクセスを改善し、女性に対する暴力を防止し、対応する機関と職員を高めるために立案された様々なイニシアティブを継続して実施した。活動の優先事項は、継続して、「女性に対する暴力と闘う国内戦略」(2011年-2019年)の実施を支援することに置かれた。

43. UNDP の「司法と法の支配へのアクセス計画」は、司法と安全保障セクターにわたるジェンダー・ユニットの設立とジェンダーに配慮した法律と政策の推進を支援した。さらに明確には、「女性に対する暴力と闘う国内戦略」の一部として、UNDP は、ジェンダーの視点から法案、附則及び改正を見直し改善するために、「ジェンダー法委員会」の能力を開発した。ビルゼイト大学を通して、正式に認可された学位プログラムが、公共行政とジェンダー主流化に関して上級の「パレスチナ文民警察」に提供された。UNDP は、内務省の主催で、7つのパレスチナ安全保障機関より成る安全保障セクター・ジェンダー・タスクフォースの設立も支援したが、これは、すべての政策、計画及びプログラムにジェンダーの視点を制度化し、主流化する勧告を採択した。「安全保障セクター・ジェンダー・タスクフォース」は、安全保障施設にジェンダーを主流化するツールと政策を強化し開発する具体的手段を示す「安全保障セクター戦略計画」(2014年-2016年)の開発に情報を提供した。

44. このプログラムを通して、UNDP は、2013 年に、約 22,000 名の女性に、特に女性からの離婚、別居、後見、扶養料及び扶助料と相続の問題の申し立てを含め、しばしば家庭内暴力に関連する家庭の崩壊と紛争関連の法的代表、カウンセリング及び情報を含め、法的支援サービスを提供した。UNDP は、今後の家族法改革努力を特徴づける手助けをするために、ビルゼイト大学の女性学研究所と協働して、家族法改正に関する一般の認識に関する調査も支援した。ガザでは、市民社会の法的支援提供者の Awn ネットワークが、女性被収容者に法的支援サービスを提供し、女性の人権を支援して、法的政策問題に関するキャンペーンを行うために、ジェンダー司法会議を設立した。成功したそのような 1 つのキャンペーンは、身分証明書から「離婚者」といったような汚名を着せられた女性のレッテルを除去する事実上の権威の決定という結果となった。西岸では、他の政府機関との制度的関係を開発するための「パレスチナ扶養基金」に提供された支援が、「基金」がその回復率を高め、西岸のより多くの最も周縁化された女性と子どもに信頼できる月々の扶助料の支払いを提供することができるようにした。

45. 数多くの国連機関が、支援サービスの拡大のみならず、女性に対する暴力に対する意識を啓発することを目的とした活動を支援した。報告期間中に、西岸で、311 名の UNRWA のスタッフと 1,000 名近くの地域社会グループのメンバーがジェンダーに基づく暴力、女性の権利及び性と生殖に関する健康と権利に関して訓練された。2013 年 10 月から 2014 年 6 月までに、166 名のジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァー(87%が女性と女兒)が明らかにされ、カウンセリングを含めたサービスにアクセスした。ガザ危機に対応して、UNRWA は、臨時シェルターにおける前例のない数の国内避難民の状況で、女性と女兒の保護に注意を集中した。これには、ジェンダーの女性と思春期の女兒のために立案された多目的室の設立に加えて、何らかの形態の暴力の被害者への 24 時間のサービスの提供、シェルター職員の意識啓発、性的暴力とジェンダーに基づく暴力の危険について男性と女性のための意識啓発キャンペーンの開催が含まれた。2014 年に、OHCHR は、ガザ地区の 3 つの異なった場所で、女性の人権に重点を置いた地方の指導者との 3 つのセミナーを行い、それぞれの地域社会で女性の権利を支持するよう彼らに要請した。2014 年 5 月と 6 月に、OHCHR は、ガザ弁護士協会と NGO パートナーとの協働で、ジェンダーに基づく暴力のセッションを含め、人権原則に関して、ガザの弁護士のための丸 1 日のワークショップを開催した。

46. 2012 年の「ジェンダーに基づく暴力調査」¹⁹の結果に基づいて、ILO は、よりジェンダーに配慮した大学環境を推進するために、西岸のビルゼイト大学とパートナーを組んできた。2014 年 6 月に、ILO は、職場におけるジェンダーに基づく不公平な待遇に関連する問題を明らかにし、介入する能力も開発しつつ、大学における女性の平等な機会と待遇を提唱する際に、「女性学研究所」の役割を強化することを目的として、参加型のジェンダー監査方法論に関してビルゼイト大学の「研究所」のスタッフのための訓練者のための訓練を行った。

47. UNFPA は、現在、保健省、女性課題省、パレスチナ文民警察及び司法省と協力して、ジェンダーに基づく暴力サヴァイヴァーへの多部門的サービスと支援を強化するために、ジェンダーに基づく暴力に関するデータを収集するメカニズムの設立と国のリファーマル制度の開発を支援している。

48. 「女性の司法へのアクセス強化プログラム」を通して、国連ウィメンは、女性に対する暴力の訴追の領域で核心となる弁護士グループの能力を築いた。パレスチナの検事総長は、女性に対する暴力がかかわる事件の訴追のための標準的訴追手続きの開発に加えて、暴力被害女性に法的支援と代表を提供するために、15 名の専門弁護士を任命した(19 名が男性で 6 名が女性)。国連ウィメンは、約 20 名の弁護士のために、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と女性に対する暴力の扱いと訴訟の国際的基準に関する訓練が開催されているパレスチナ弁護士協会に技術的支援を提供し続けた。弁護士たちは、パレスチナ弁護士協会を通して、矯正・リハビリ・センター内の女性被収容者とシェルターに収容されている女性のために、女性に対する暴力事件を継続して支援した。さらに、国連ウィメンは、権利と相当のプロセスを保証する目的で、女性に対する暴力に対応するための標準的手続きに関する能力を築くために、「家族保護ユニット」内のパレスチナ文民警察官のための訓練を提供した。

¹⁹ 国際労働機関、職場におけるジェンダーに基づく暴力：パレスチナ被占領地からの全体像---政策ブリーフ(2012 年)。

49. UNODC は、ジェンダーに基づく暴力事件の捜査に関連するものを含め、国際基準に従って法医学サーヴィスを管理し、責務を果たし、拡大するために、パレスチナ司法省と内務省及びパレスチナ文民警察の能力を継続して支援し、強化した。アンマンで法医学の4年間の専門訓練プログラムを受けている7名のパレスチナ人医師が、訓練の1年目を修了した。法医学医師と刑事司法制度利害関係者のための性的暴力とジェンダーに基づく暴力調査に関する「好事例」マニュアルが、法医学看護の訓練プログラムと共に開発され、法医学実験施設が設立された。

50. 2014年後半に、UNDP と国連ウィメンは、法の支配のすべての構成要素にわたってジェンダー介入を組織化し、女性に対する暴力事件を扱う献身的で、専門のジェンダー能力を開発することを求めて、西岸とガザ地区で、新しい包括的な合同の法の支配、司法及び安全保障プログラムの実施を開始した。

E. 権力と意思決定

51. 報告期間中に、国連ウィメンは、女性の政治参画と意思決定の領域へのアクセスを支援するために、アドヴォカシーとロビーイング機関として機能する国内女性政治参画コーカスの創設を支援した。コーカス・グループは、西岸とガザ地区の100名のPLOの政党代表者、女性の提唱者、若者の提唱者及び市民社会団体の代表者より成る。コーカスのメンバーは、ジェンダー概念、パレスチナ女性の権利宣言、個人の地位法、刑法、労働法、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び安全保障理事会決議1325号(2000年)に関する訓練を受けた。その設立以来²⁰、コーカスは、ジェンダーの視点から政党の附則の見直しを行っている。地方レベルでは、国連ウィメンは、政治生活・公的生活への女性の参画を提唱するために、西岸の農山漁村地域で10の委員会の創設を支援した。国連ウィメンは、ジェンダーに配慮した「憲法」を支持して、継続中のパレスチナ「憲法」起草プロセスに影響を与えることを求めている24名の若い女性と5名の若い男性より成る「影の憲法委員会」の設立も支援した。

52. UNDP は、女性の政治参画と代表者数を増やすためのジェンダーに対応した政策と規則策定のためのネットワークとロビーイング・スキルを強化することを含め、パレスチナ被占領地全体にわたって50名の若いパレスチナ女性指導者の能力を高めるために立案されている「世界的対話と民主主義推進のためのパレスチナ・イニシャティヴ」を継続して支援した。

E. 制度的開発

53. 国連ウィメンは、2014年4月に内閣によって支持された「部門横断的国内ジェンダー戦略」(2014年・2016年)のフォローアップとジェンダーの視点からの2014年から2016年までの「パレスチナ国内開発計画」と労働セクター戦略、地方ガヴァナンス・セクター戦略及び教育セクター戦略(2014年・2016年)を含めた関連する部門別戦略の見直しを含め、女性課題省に、技術的支援と制度的支援を継続して提供した。ILO とのパートナーシップで、国連ウィメンは、労働力への女性の参入を増やし、農業と情報技術セクターに特に重点を置いた女性の権利の推進を中心とする2015年から2017年までの「行動計画」を開発する際に、「女性のエンパワーメントのための国内委員会」を支援した。「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金調達」の一部として、国連ウィメンは、ジェンダーに対応した予算編成とジェンダーに対応した企画において、国の利害関係者の能力を開発するための基礎を築いた。関連省庁への技術支援は、2014年から2016年の最新の政府の企画サイクル中に91名以上の政府の役人が訓練を受けた状態で、ジェンダーに対応した企画に関して継続した。国連ウィメンは、援助調整構造内で、ジェンダー問題を扱うことに関して、共通のヴィジョンと価値を開発する目的で、「地方援助調整構造のためのジェンダー憲章」の開発も支援した。ESCWA は、女性課題省との協働で、ジェンダー関連の問題に関して関連国内スタッフのスキルを高めるための一連のワークショップを行った。

54. 2013年の三者との一連の協議に続いて、ILO は、労働市場における重要な赤字に対処し、労働者の権利を推進する2013年から2016年までの「ディーセント・ワーク・プログラム」を開発した。この「プログラム」は、協同組合の開発のみならず、女性と男性の若者のための起業とスキル開発を支援する。ILO

²⁰ 2013年の最後の四半期に設立された。

は、「国内女性の雇用委員会」によって行われた以前のジェンダー法の見直しと以前に ILO が行った労働検査制度の急速評価に基づく労働審査も行った。労働市場への女性の参入に対する障害を含め、審査の結果は、現在開発されつつある社会保障法における妊産婦給付と職場でのハラスメントを定義し、防止するための「パレスチナ労働法」の規定に組み入れられた。

55. UNDP は、「国内社会保護戦略」に女性の経済的エンパワーメントを統合するために、社会問題省を支援した。「パレスチナ貿易センター」は、UNDP の支援を通して、結果に基づく管理制度、行政・人事マニュアル、財政マニュアル及び新たに開発された「倫理規範」にジェンダーの視点を統合し、女性が所有する事業に関するデータベースを開始した。

56. 報告期間中に、WHO は、女性と男性の保健の社会的決定要因を分析し、対処するための概念と方法を導入して、西岸の様々な地域からの保健省の 100 名の中級管理職のために、保健の社会的決定要因の領域で、5 回の能力開発ワークショップを行った。

57. 国連諸機関は、女性と女兒の異なったニーズが人道行動で考慮に入れられることを評価し、確保するための様々なイニシアティブを行った。国連ウィメンと人道問題調整事務所は、人道調整メカニズムへの女性団体の参画のための道と機会を明らかにするために、ガザで、女性団体とのワークショップを開催した。このワークショップは、2015 年の人道アピールに反映されるべきジェンダーに特化した優先事項に関して人道ジェンダー顧問によって行われた分析を特に確認して、2015 年のサイクルとそれ以降の人道対応におけるギャップに対処するために、女性団体の知識と経験をもたらした。人道対応を特徴づけるために、国連ウィメンは、ガザ地区の「アクセス制限地域」において、女性と女兒の状況に関する現地調査を完了し、安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)の枠組み内で、国境紛争が、女性と女兒の保護、生計及びサービスへのアクセスに与えるインパクトを分析した。

58. ユネスコは、「パレスチナ女性調査開発センター」を通して、ジェンダー平等に関する政策志向の調査に関連する能力の強化を支援した：政府・準政府及び非政府の調査・ジェンダー部局からの 48 名の専門家(40 名が女性、8 名が男性)が 96 時間の能力開発プログラムを修了している。ユネスコは、「パレスチナ政府安全保障セクターのジェンダー諮問委員会」の 22 名の委員のためのジェンダーに配慮した企画に関する追加の訓練セッションも開催した。

59. ESCWA は、政策策定者がジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する世界と国の公約に対して進歩を監視するためのツールとなるジェンダーに配慮した、性別指標で、国の「パレスチナ・ジェンダー統計枠組」の開発を支援している。

IV. 結論と勧告

60. 報告期間は、ガザとイスラエルとの間の緊張と暴力の急激な増加及び直接の最終的地位折衝の中断を特徴とした。ガザ地区での 2014 年 7 月 8 日から 8 月 26 日までのイスラエル軍によって始められた大規模軍事作戦は、前例のない規模の破壊、惨害と強制移動を伴った人道危機という結果となり、これがさらに脆弱性と不安定を強めた。女性、女兒、男児及び男性は、危機によって異なった影響を受け、人道的回復と救援プログラムの立案と企画へのすべてのグループのさらなるかかわりが必要である。あらゆるプログラム形成にわたる女性の参画を確保することが極めて重要である。さらに、ガザの人口の大半を占める男性と女性の若者が、救援・回復企画と実施において、彼らの特別なニーズと優先事項を明らかにする際に発言権を与えられることが必要である。

61. 以前の報告書からの多くの所見は未だに有効である。移動とアクセスの制限、増加する入植地の拡大と入植者の暴力、パレスチナのインフラの破壊と強制移動、領土の分裂とパレスチナ被占領地、特にガザ地区の閉鎖は、パレスチナ女性とその家族の生活に異なった否定的なジェンダー・インパクトを与え続けている。争いの不安定さが、パレスチナ国の開発に手ごわい障害となっている。報告書が示しているように、開発指標の進歩は依然として脆弱であり、女性の権利に関連するものを含め、後退しがちである。国連とそのパートナーの作業に関するかなりの事業上の課題が、直接的ニーズにも長期的ニ

ズにも対処する深刻な障碍となっている。

62. 高い失業率と貧困が根強く続き、多くのパレスチナ人女性と女兒は、基本的サービス、保健ケア、心理社会的支援、水と下水処理、司法制度及び経済的機会にアクセスする際に未だにかなりの障害に直面している。高まる食糧の不安定の程度、教育環境とサービスの危うい質、労働市場で女性が直面する増加する課題が、すべて最大の注意を払う必要のある問題であり、来る年月でさらにジェンダーに配慮した対応を必要とする問題である。最近の紛争に続く特にガザでのエネルギーのみならず、水と下水処理と衛生に関連する危機的状況は、すべての関連利害関係者によって緊急に対処されなければならないその他の大きな問題である。

63. 比較的強力な規範的枠組が設置されているにもかかわらず、女性に対する暴力は、依然として重大な懸念である。維持される努力と投資が、被害者のためのサービスと司法へのアクセスを改善し、拡大するため必要とされる。以前の報告書で述べられ、報告期間中に明らかになったように、不安定と貧困が、職場を含めたジェンダーに基づく差別と虐待を悪化させ、公的領域でも私的領域でも、女性に対する暴力の程度を高めることにつながることもある。女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力と差別の防止が、来年に向けた努力の最前線になければならない。

64. 政策と実施枠組を強化し、女性に対する暴力に対処する制度的能力を築き、過去 2 年にわたってジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進するために、国連の支援を得て、パレスチナ国家によって払われた努力は称賛するべきである。これらには、「女性に対する暴力と闘うための国内戦略」(2011年-2019年)及び「部門横断的国内ジェンダー戦略」(2014年-2016年)の開発と支持、並びに「パレスチナ国連開発支援枠組」及び新しい「パレスチナ国内開発計画」へのジェンダー平等に対する公約の包摂が含まれる。女性課題省と女性市民社会団体への技術的・財政的支援に加えて、最高のレベルと関係省庁にわたる強力な政治的公約が、これらの効果的实施に必要とされるであろう。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を含めた国際条約への加入は、効果的説明責任と監視システムを必要とする新しい責務をもたらしている。国連は、これら責務の実施と監視において、支援する用意がある。

65. ジェンダーに配慮したデータ収集と分析のための制度を改善する際に進歩が遂げられている。それでも、パレスチナ人の生活にインパクトを持つあらゆる問題に関して性別・年齢別データを収集し、分析する能力をさらに築くために、継続する支援が必要とされる。以前の報告書で強調されたように、そのような分析とデータは、あらゆる政策策定、企画、プログラム形成イニシアティブの不可欠の部分でなければならない。関連政府間機関への国連システムによる報告と説明を特徴づけなければならない。

66. 国連は、中東での正当で、永続的で、包括的な平和の実現に向けて、活動を継続する。和平プロセスと会談へのパレスチナとイスラエルの女性の関わりは、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 1325 号(2000年)及び 2122 号(2013年)に従って、支援されなければならない。国連ウィメン、UNDP 及びその他によって支援される継続中の有望なイニシアティブに基づいて、より強力な行動が、意思決定のあらゆるレベルで女性の参画とリーダーシップを高め、選出され、任命された地位にある女性を支援するために、すべての行為者によって必要とされる。女性の市民社会団体と国連機関の代表者との間の直接対話の好事例が、維持されるべきである。

(房野 桂 訳)

女性に対する暴力根絶活動支援のための国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の報告書(A/HRC/29/3_E/CN.6/2015/6)

2014年12月5日

概要

事務総長は、ここに、総会決議 50/166 に従って準備された女性に対する暴力根絶活動支援のための国連信託基金の活動に関する、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の報告を、婦人の地位委員会ならびに人権理事会に提出する。

I. 序論

1. 女性に対する暴力根絶活動支援のための国連信託基金（以下、基金という。）は、1996年に総会決議 50/166 に従って設立された世界規模で多数の国が参加する助成金付与機関である。その運営は、国連のため、国連ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関（UN-Women）が行っている。国連ウィメンは基金に強力な制度的基盤を提供し、地域、多国間および国別事務所を通じてフィールド・サポートをしている。基金は女性と女兒に対する暴力を予防し、対処するという国連ウィメンの任務を支援、強化しており、企画助言委員会のメンバー²¹を通じ国連のその他の機関と密接に働いている。国連ウィメン、他の国連機関、企画助言委員会のメンバーと協働して、基金はより広い共同体 --- 女性、男性、女兒、男児を巻き込む集合的努力を押し進める極めて重要な役割を果たしている。基金はその働きが、事務総長のキャンペーン「女性に対する暴力を終焉させるための団結 UNiTE」の行動枠組みを統合するよう確保し続ける。

2. 基金はもっぱらあらゆる形態の女性と女兒に対する暴力への取り組みだけを対象としている。基金は、この全世界的な疫病を体系的に予防、対処、対応し、根気よくその根絶を実現するために働いている国家、地域、地域間イニシアティブを支援する。今日までに基金は 136 カ国と地域の 393 のイニシアティブに対し 1 億 300 万ドルを提供してきた。現在、基金のポートフォリオ（資産一覧）は 75 カ国と地域のプロジェクトに対する 95 の助成金からなり、総額 5631 万 1108 ドルとなっている。

3. 結果実現を重視する形での資源動員戦略を優先した公約と戦略的实施のおかげで、基金は 2014 年に助成金に充当する資源全体を相当増加させ、目標とした 1500 万ドルを達成することができた。基金の成功にとり、さまざまな協力者の財政的貢献と政治的支援が決め手となっている。

4. 2014 年 12 月現在、オーストラリア、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イスラエル、カザフスタン、オランダ、ノルウェー、スイスと英国が第 18 期助成資金調達に貢献し、又、ゾンタ・インターナ

²¹ 2014年、世界および地域レベルでの企画助言委員会には：国連食料農業機関(FAO)；国際労働機関(ILO)；アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)；国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)；国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)；国連エイズ合同計画 (UNAIDS)；国連開発計画(UNDP)；国連教育科学文化機関(UNESCO)；ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)；国連子ども基金(UNICEF)；国連薬物犯罪事務所(UNODC)；国連人口基金(UNDP)；武力紛争における性暴力に関する事務総長特別代表室；国連紛争における性暴力対策活動；世界保健機関(WHO)；国連世界食料計画(WFP)；世界銀行 (WB)。女性のグローバル・リーダーシップ・センター(CWGL:アメリカ・ラトガース大学)、イクオリティ・ナウ、国際移民機関からの代表を含む主要な市民社会機関、政府間組織その他世界と現場での専門家が助成過程に積極的に関与してきた。

ショナルと平和のための国連ウィメン協会が基金のイニシアティブ支援を継続した。基金は又、フィンランド、アイスランド、日本とスイスの国連ウィメン国内委員会とともにベネトンからも支援を受けた。

5. 基金は3つの優先的な企画領域：女性と女兒に対する暴力の予防；暴力被害者の支援サービスへのアクセスの拡大；そして、法律、政策、行動計画の実施強化を助成の焦点としている。基金はまた、地球規模での学習イニシアティブを支援するため3つの特別なテーマ枠を設けた。それぞれの枠は紛争時、紛争後、そして移行期における女性に対する暴力；HIV/AIDS と女性と女兒に対する暴力との接点；そして思春期の女兒に対する暴力の領域で助成を受けて、類似の関与に取り組む受給者をまとめている。これらの問題に対し継続的な可視性を与えるだけでなく、テーマ枠は女性と女兒に対する暴力根絶に対する効果的な手法やアプローチについての知識をもたらし、好事例や見込みのあるやり方を指摘することを助けている。

6. 本報告は、第59回婦人の地位委員会と第29会期人権理事会のために準備されたものであり、2014年において基金がもたらした影響と成果を描写するものである。

II. 状況

7. 世界保健機関は世界的に3人に1人の女性が生涯において親密なパートナーとの身体的もしくは性的暴力、または、親密なパートナーではない人による性的暴力を経験すると推定している²²。女性が経験するもっとも一般的な暴力の形態は親密なパートナーによる暴力である；(故意と過失を含む)殺人に関する世界規模での調査によれば、女性被害者のほぼ半数が家族か親密なパートナーの手にかかっているが、男性の場合は5分の1強に過ぎない²³。今日の経済危機は女性の経済的に不利な立場を悪化させ、健康と教育に対する社会的支出の削減は女性の搾取と暴力に関するリスクを増大させた。

8. 基金は女性と女兒に対する暴力が、経済的エンパワーメントの欠如に直接関連していることがしばしばあり、その不安定で不利な経済状態がさらにパートナー、親族、雇用者、その他共同体の人々による女性の搾取や虐待をさらに促すと認識する。経済力の欠如は女性と女兒が暴力から逃げ出し、自分たちと家族のための新しい生活を作り上げるのを阻害し得る。暴力を焚き付ける既存の社会信念、慣行と文化的モデルを本当に変容させるには、女兒と女性が世界中で経験する差別と排除のあらゆる形態を含む、複合的で相互に関連した不利益に取り組み、終焉させなければならない。

9. 2015年は女性と女兒に対する暴力を終わらせる将来の努力にとり、決定的に重要な転機となる。持続可能な開発目標を含む2015年以降の開発アジェンダとやがて来る第4回女性世界会議と北京宣言、行動綱領(1995年)の20周年をめぐる議論とは、女性と女兒に対する暴力の問題を改めて確認し、2015年以降の持続可能な開発アジェンダの中心に据えることを確実にするための非常に重要な機会である。この状況において、国連信託基金はこれまでよりもさらに一層、加盟国の国内外での公約の実施とそれが女性と女兒の生活に本当の変化をもたらすよう、支援する。

III. 2014年における基金の助成の成果

10. 企画自体とそれがもたらす女性と女兒の生活改善両者の持続可能性こそが基金の長期的影響の評価における鍵となる基準である。これはさらに、イニシアティブと方法論の有効性を判断し、助成終了後もその効果を持続するための能力を、助成企画がどのように作って行くかに左右される。2014年、基金の主要な能力開発と監視イニシアティブのひとつとして、新しく助成を受けた企画に対しての開発ワークショップを3月にトルコで開催した。この催しの目的は参加した17の組織がそれぞれのプロジェクトを、より効果的に、基金の理念と一致する方向で実施、監視、評価できるようにすることである。さら

²² 世界保健機関、ロンドン大学衛生熱帯医学部、南アフリカ医療調査評議会「女性に対する暴力に関する世界的、地域的推定：親密なパートナーによる暴力とパートナー以外の性的暴力の多さと健康に与える影響」(ジュネーブ、世界保健機関、2013年)。

²³ 「殺人に関する世界調査2013年」(国連出版物 No. 14.IV.1)。

に、受給者がそれぞれの知識を交換し、経験と有望なやり方を共有する貴重な機会も提供している。

11. 基金がことし実施した監視任務、受給者からの年次評価報告、そして、協力者や寄付者との討議に基づき、本報告は次の分野における助成金の成果をとくに重視する：指導力の養成と教育を通じての若い思春期の女兒に対する暴力の予防；女性と女兒に対する暴力に効果的に対処する法律と政策の実現；非常事態時における女性と女兒に対する暴力を対象とする移行期における正義の促進；そして、予防と対処のための民間部門の関与である。

12. 2014年を通し、基金は4地域の13カ国において、基金が助成する企画の結果とその有効性を実証するため、広汎な監視を実施した。基金は東欧と中央アジアの6カ国（アルバニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、セルビア、トルコ、ウクライナ）の7つの受給組織；アジアの3カ国（カンボジア、中国、タイ）の7つの受給組織；アフリカの2カ国（ナイジェリアとウガンダ）の4つの受給組織；及びカリブ海諸国（バリーズとグラナダ）の2つの受給組織である。これらの任務には、受給した組織、協力組織、主要な受益者、二次的受益者、主要な利害関係者との会合と鍵となるプロジェクト現場への訪問が含まれている。

13. 2014年の基金企画の実施は100万人以上の女性、女兒、男性、男児に利益をもたらした。総数としては、70万人を超す女性と女兒が企画活動に関わったが、その中には8万9802人の暴力被害者、3万8102人のHIV/AIDS罹患女性と女兒、そして、4385人の女性の人権擁護者が含まれている。さらに、基金が助成する企画に20万8658人の男性と男児が関わり、戦略的に見ると意識向上運動、ソーシャル・メディアを通じたキャンペーン、ラジオとテレビ番組、劇場その他の教育的娯楽を通じて2200万人以上の人々にも情報が届いている。

指導力と教育戦略を通じ、若い思春期の女兒に対する暴力を予防する

14. 子どもに対する暴力はしばしば気づかれず、報告されない。男児も女兒も暴力の犠牲となるが、暴力に対する脆弱性と経験は異なる²⁴。若い思春期の女兒に対する暴力に関する、利用できる国別データは今でも乏しい。しかしながら、国連子ども基金(UNICEF)が42カ国で実施した最近の調査によれば、15歳から19歳までの間に何らかの形態の身体的暴力を受けたと報告した女兒はカザフスタンの4%からコンゴ共和国とウガンダの50%以上までさまざまである²⁵。利用できる比較可能なデータがある国々の15歳から19歳までの女兒の最大12%がその前年中に性的暴力を受けたと報告している⁵。

15. この重大な状況に対処する基金の努力としては、学校在籍中と学校卒業後の若い思春期の女兒を対象とする企画、男女合わせた子どもに向けての、女兒の権利についての認識促進、スポーツや指導力養成、能力開発を通して女兒へのエンパワーメント、並びに教職員の意識向上といった企画がある。基金は若い、思春期の女兒に対する暴力への取り組みを対象とする18の助成を支援するため、現在、この分野において900万ドル以上を投入している。

16. 知識増加と自己防衛能力とが効果的な暴力削減イニシアティブの決め手である。故に、これが多くの助成を受けたイニシアティブの核心的要素となっている。いくつかは、若年層の意識向上を特に強調し、女性と女兒に対する暴力を根絶する持続可能な進展をもたらす、社会的態度の変化を促す若者の潜在可能性を焦点としている。たとえば、「北京農山漁村女性のための文化開発センター」は、中国湖北省随州市の「置き去りにされた」女兒 – 移住した両親が村に見捨てていった女兒 – に対する暴力に対処する3年プロジェクトを最終的に実施に移した。数量調査と個別面接は「置き去りにされた女兒」、保護者、教員に対し、知識を伝達し、能力を向上させるのに、プロジェクトが効果的であったことを示して

²⁴ UNICEF、イノチェンティ調査センターとオランダ外務省、「女兒に対する暴力の研究：国際女兒会議報告」：2009年3月10日、ハーグ、オランダ、2009年（UNICEF, 2009年）。

²⁵ UNICEF「見えるところに隠されている：子どもに対する暴力の統計分析」（ニューヨーク、2014年9月）。この調査は、あらゆる状況において体罰を禁止する国々に住んでいるのは全世界の子どもの8%に過ぎないという。

いる。2013 年末にプロジェクトが終了した時点で 500 人の地元教員、5000 人の児童・生徒と 2200 人の保護者が児童虐待防止に関する訓練と意識向上活動に参加した。地域に 6 つのセンターを立ち上げた結果、「置き去りにされた」子どもに対する性的虐待を防止する綱領を提供する、若者と子どもを対象とする最初の地元の非政府組織 NGO が作られた。

17. マラウィでは、基金の支援の下、Concern Worldwide「コンサーン・ワールドワイド」という市民社会組織がヌサンジェ郡の 17 の小学校で、暴力と差別のない、安全な学校環境を確保する企画を実行に移した。6800 人以上の女兒と 7200 人以上の男児が、ジェンダー平等を提唱し、女兒に対する暴力を終焉させるための、同輩による省察の場である学校評議会に参加している。このプロジェクトは積極的な規律政策を開発するのに、5233 人以上の教員も巻き込んでいる。意識向上と知識増加を焦点とするだけでなく、この企画は女兒が虐待について報告できるような対応構造の確保も目指している。

18. ペルーでは、基金が助成する Asociación de Comunicadores Sociales Calandria（カランドリア社会コミュニケーション協会）が開発した指導力訓練に 227 人の若者が参加した。訓練は、アフリカ系、先住民族系、そしてアンデス系の男児と女兒が関わる異文化間の参加型企画を実施した。その企画の最大の影響は、参加者の自己評価、自信、及びコミュニケーション能力を高めたことにあった。訓練を受けた者たちはネットワークを形成し、それぞれの地域共同体における思春期の女兒に対する暴力を予防する、具体的な提案を持つ「ジェンダー・アジェンダ」を設定した。企画が実施された 3 カ所すべてにおいて、若者のネットワークが形成された。これは人々に自分たちの意見に耳を傾けさせる、若者の能力を高めただけでなく、地元の政策決定者が行動する根拠として彼らの意見が用いられるようになることにも貢献した。家族は、思春期の女兒が新しい知識を家庭内で共有し、プロジェクトが家族間の力関係に関し、肯定的な影響をもたらしたと報告している。特に注目すべき変化としては、女兒が自らの将来について計画し、実行する能力が向上したことで、その将来計画においては結婚と母親になる段階を、より年齢が進んでからに想定し、個人的、専門職業的能力の開発の価値と地域への貢献がより高く評価されたことである。

19. 基金が助成し、コソヴォ少数民族問題に関するヨーロッパ・センターが実施したプロジェクトは、少数民族社会の女性と女兒が直面する、家庭内暴力と早期の強制的婚姻の危険を減少させることが焦点となった。プロジェクトは、主として、セルビア人、ロマ（ジプシー）、アシュカリ人とエジプト人共同体に属する女性と女兒を対象としていたが、男性と男児だけでなく共同体に基礎をおく集団や教育関係者にもその利益は及んでいる。

20. 1999 年の安全保障理事会決議 1244 に基づき、コソヴォ初のプロジェクトの最初の段階は、対象となる共同体の活動家を訓練し、共同体を基盤とするパラリーガル（厳格な意味での法律家ではないが、十分な知識を備えた程度の法的助言が可能なる人）を養成することが目標であった。訓練終了後、パラリーガルは 250 の家庭訪問を実施し、自治体での四半期毎の会合を通じて、より多くの女性を対象とする企画を開始した。とくに、パラリーガルは女性の権利についての意識向上と、離婚、子どもの監護権、養子に関する権利、財産権、社会・医療・食料支援などに関する法的助言を活発に提供した。共同体の中で信頼を勝ち取っただけでなく、パラリーガルは地元の警官や社会福祉センターの代表を含む利害関係者との協働関係を樹立することができ、被害者/生存者を委託することが容易になった。

女性と女兒に対する暴力に対応する法律と政策の実施

21. 国々は次々と女性に対する暴力を予防し、対応する法律と政策を制定している。しかしながら、多くの国々においてその実効性は遅々たるものである。もっとも成功した実施への取り組みは、政府と民間団体との協同関係を含む多部門戦略に関わるもの；効果的な予防の仕組みと生存者に対する支援サービス；十分な予算；広範にわたるデータ収集と分析；具体的な期間設定と目標；そして強力な監視と評価の仕組みである(A/69/222、22 節参照)。故に、これらの要素はもっとも影響の大きい蓋然性が高いイニシアティブを指摘する決め手となる。

22. 効果的全体の対応戦略は、女性と女兒に対する暴力を犯罪とするだけでなく、予防措置と被害者が正義を求められるような支援（前提書、10 節）をも提供すべきである。基金は女性と女兒に対する暴力に対する多部門の対応を樹立し、協働関係を強化し、女性と女兒の人権享受を促進する企画を支援する。

23. コロンビア、チリとエル・サルヴァドルでは、基金が援助し、民間組織 **Sur Corporación de Estudios Sociales y Educación**（スール法人）が実施するプロジェクトが、警察と協働し、女性と女兒に対する暴力に対処する法律と政策を施行する、主要な存在のひとつとなっている。スール法人は、暴力のない町に住む女性の権利を実現するため、警察活動に関する直接とオンラインの教育課程を実施することで、女性に対する暴力の報告の警察記録と追跡を強化する必要に焦点を合わせた。総計ではこれらの課程には 700 人近い警察官が参加し、女性に対する暴力のさまざまな類型と手法についての知識向上をもたらした。

24. 当初から、さまざまな機関の側が熱心に関わっていたことは、その出席、参加と関わりに反映されていた。プロジェクトはまた、3 カ国すべてにおいて、警察と女性団体との間の連絡改善を促し、女性と女兒に対する暴力についての理解と共通の言語の樹立を助けることになった。包括的な追跡ワークショップは、警察と女性団体の代表がジェンダーに基づく暴力を予防し、対処するための手続と手順の非常に重要な側面について認識するための、重要な場を提供した。

25. **Jordanian Women's Union**（ヨルダン女性連合）は、基金が助成する、女性の人身取引を根絶するための地域全体の対応を組織化するという、3 年プロジェクトを実施した。プロジェクトは、**Egyptian Centre for Women's Assistance**（エジプト女性支援センター）とモロッコの **Union de l'Action Feminine**（女性行動連合）との共同企画として実施された。人身取引の被害者女性に対するサービスを提供するための 35 の組織を訓練しただけでなく、388 人の被害者に、地域に戻り、家族と一緒にするという全体としての目標を設定し、シェルターやホットラインを提供し、心理的法的支援を利用できるようにした。エジプトとモロッコの 1000 人以上の女性たちが、法律上の権利を含め、人身取引に伴う危険についての意識向上の会合に参加した。これらの会合は特に、人身取引業者が対象とする農山漁村や貧困な地域に住む人々に焦点を絞ったものであった。

26. プロジェクトの他の重要な結果としては、地元と全国的な NGO、政府、裁判所、警察の代表者といった協力者や提携組織の間に効果的な調整とネットワークを構築したこと；国連の、特に女性と児童の取引を防止、抑止および処罰するための議定書に規定された、人身取引の定義を組み入れた、人身取引禁止モデル法の起草；並びに人身取引を人権問題として取り扱うよう警察官、裁判官、検察官 120 人に対する訓練を実施したことが挙げられる。

27. カーボベルデでは、2014 年に 2000 人以上の暴力被害者に、基金の助成を受けた、ジェンダー平等と公平のためのカーボベルデ国立機構(**Instituto Caboverdiano para a Igualdade e Equidade de Género**)が対応した。被害者支援センターがサンチャゴ、フォゴとボアビスタに開設され、司法省は他にもセンター開設を検討している。3 月には、カーボベルデでは重要な文化行事であるカーボベルデ音楽授賞式で特別に取り上げられた。このことは、ジェンダー、ジェンダーに基づく暴力、及び親密なパートナーによる暴力に対する効果的な対応といった問題に対する、広汎な広報を確保するのに重要な一歩となった。

28. ベラルーシでは、国連人口基金(**UNFPA**)と **UNICEF**、及び国際移住機関 (**IOM**) が運営する、多数部門が関与するチームを作り、協調プロトコルを開発することで、親密なパートナーによる暴力を予防、対応する能力を強化するというプロジェクトを基金は支援した。さらに、3 カ所（ミンスク；プレスト市モスコヴィスキ地区；およびプレスト州コブリン地区とカミエニエック地区）に試験的仕組みとして、親密なパートナーからの暴力被害者が社会的・法的サービスを受けやすくなるよう、紹介の仕組みを導入した。3700 人以上が、心理的・法的・社会的支援を提供できる 5 人の訓練された専門家が対応する、家庭内暴力に関する全国的無料ホットラインの恩恵を受けることができた。

29. グラナダでは 2014 年 5 月、内閣が医療従事者と利害関係者のための標準的運営手続を承認した。基金の助成を受けた社会開発省が保健省と汎アメリカ保健機関と協力して、被害者により多く手を差し伸べ、保健と司法サービスの質を向上させるための多部門イニシアティブの実施を促進するよう設計された手続を開発した。

30. レフレクション協会(Refleksione Association)が中心となった、「ジェンダー暴力と人身取引に反対するアルバニア・ネットワーク」は、家庭内暴力に関するアルバニアの新しい立法の効果的な実施の確保を目的とする、多部門に関わるプロジェクトを実験的に開始した。プロジェクトの最終段階では、プロジェクトが目標としていた 10 の自治体で、家庭内暴力を経験した女性たちに情報を提供する紹介の仕組みができただけでなく、国連開発計画 (UNDP) とレフレクション協会が他にも 12 カ所、類似のプロジェクトを開始し、アルバニアの 65 の自治体のうち、22 に紹介の仕組みが導入された。また、アルバニア全体で統一されたサービス基準の開発と実施を確保するため、12 のシェルターと相談センターのネットワークも樹立された。

緊急時における移行期の正義及び女性と女兒に対する暴力への取り組みの向上

31. 2014 年、紛争中並びに紛争後の地域における暴力は、依然として国際的関心を引きつけた。6 月には英国外相と国連難民高等弁務官の特別大使であるアンジェリーナ・ジョリーとが、紛争下における性的暴力を終結させるためのグローバル・サミットを主催した。このイニシアティブの成果が、「紛争下における性暴力の記録化と調査に関する国際議定書：国際法の下での犯罪としての性暴力の記録化に関する最良の実務についての基本基準」である。基金の助成を現在受けている、「人権のための医師団」が議定書の設計に重要な役割を果たした²⁶。

32. さらに 6 月には事務総長が、国連の行動に対する政策と運用指針開発のための、紛争に関連した性暴力に対する賠償に関するガイダンス・メモを公表した²⁷。メモは、基金がシエラレオネにおける性暴力被害者に対する賠償資金の主要な源泉であったことに言及している。

33. ウクライナ公衆衛生財団は基金の助成を受け、ドネツク地方で一層の混乱と暴力を煽り続け、悪化する紛争の結果発生する、サービスに対する高い需要に答えている。300 近い政府と NGO のサービス提供組織は、特に路上で生活する若い女性や女兒、並びに HIV 陽性の女性と女兒を対象として、女性に対する暴力に対応する訓練を行った。さらに、ウクライナ公衆衛生財団が起草した手順は、多部門に関連するグループ、協力機関、社会政策省などの承認を受けた。

34. 女性に対する暴力の被害者総計 306 人 - キエフでの 117 人と 3 つの主要都市での 189 人 - が明確にされ、紹介を受け、援助を受けることができた。サービスを受けている人数は 329 人となり、HIV 陽性反応者、及び/あるいは、路上生活の女性や女兒を含む 176 人のジェンダーに基づく暴力被害者がエンパワーメント訓練企画に関わっている。

35. 基金の支援を受け、ジェンダー正義のための女性イニシアティブ(Women's Initiatives for Gender Justice)はコンゴ民主共和国、リビア、スーダン、ウガンダにおける紛争中、紛争後、並びに移行期における女性に対する暴力への対処をめざすプロジェクトを実現しようとしている。プロジェクトの目標は国際刑事法廷による捜査を受けている国々における、ジェンダー正義の促進である。地元のさまざまな協力者とともに作業しながら、ジェンダー正義のための女性イニシアティブの記録データとアドヴォカシーは、4 つのプロジェクト対象国に関係する、9 件の性とジェンダーに基づく犯罪の訴追を支援する証拠収集に直接貢献した。2014 年、プロジェクトは対象国全体で、4959 人の女性と女兒に手を差し伸べ、3 万 1612 人に二次的受益をもたらした。

36. ウガンダでは議会が戦争の影響を受けた女性と、神の抵抗軍(Lord's Resistance Army)の被害者に対

²⁶ 英国、外務及び英連邦省、「紛争下における性暴力の記録化と調査に関する国際議定書：国際法の下での犯罪としての性暴力の記録化に関する最良の実務についての基本基準」(ロンドン、2014 年 6 月)。

²⁷ < <http://www.Ohchr.org/Documents/Press/GuidanceNoteReparationsJune-2014年.pdf> >にて入手可能。

する賠償を求める画期的な決議を採択した。この決議は長年にわたる「ジェンダー正義のための女性イニシアティブ」とその協力者を含む、女性運動の唱道の結果である。決議は極めて重要な時期に採択され、ジェンダー正義のために一層大きな推進力を作り出す助けとなった。

37. コンゴ民主共和国では、「ジェンダー正義のための女性イニシアティブ」のおかげで、地元の協力者たちが記録作業の継続的改善に光を当てることができた。「ジェンダー正義のための女性イニシアティブ」の記録化手法は、証人を明らかにするために用いられ、国際刑事法廷におけるボスコ・ヌタガンダの起訴に、少年兵士の強姦と性奴隷化についての追加的起訴を含むことに直接貢献した。これは軍指導者に対し、自らの民兵組織内で少年兵士に対してなされた性的暴力行為を国際法に従って初めて起訴したことになる。

38. そうでなければ医療治療を受けることができなかった 774 人のジェンダーに基づく暴力被害者のほとんどが、「ジェンダー正義のための女性イニシアティブ」が支援するコンゴ民主共和国北キブにある「移行の家」プロジェクトを通じて、医療サービスを受けることができた。被害者は最初に治療のための診察と心理的支援を受け；70%が、その後、強姦に関連する傷害のための手術を含む特定の治療を受けた。

予防の取り組みに民間部門を統合する

39. 世界的に見ると、女性の 53%が脆弱な仕事 - 非正規や無償 - についており、そのことで暴力の被害を受ける危険が大きくなり得る。この問題は、80%以上の女性がこの種の雇用についている、サハラ以南のアフリカと南アジアに広く分布している²⁸。さらに、79 カ国では女性が従事できる仕事の種類を法律で限定している²⁹。世界銀行が委託した最近の出版物は、女性に対する暴力を予防し対応する努力に関し、民間部門は十分に関与していないと主張している。この状況を変えるためには、職場を女性にとって安全な場とするために職場ハラスメント禁止規範とガイドラインを採用し、女性の権利組織と手を結ぶ必要がある³⁰。

40. 基金はこれらの課題に対応し、女性に対する暴力を根絶するため、民間部門を主要な利害関係者として完全に統合しようとするプログラムに資金を提供する。

41. 基金が助成した「カンボジア国際カレ(CARE International in Cambodia)」は、安全な職場と地域を作り出す手助けをした。基金が以前支援し、成功したイニシアティブに続けて立ち上げたプロジェクトは、効果的で参加型の地域と職場への介入を、衣服、観光、接客産業におけるより安全な職場の推進の規模拡大をめざしている。プロジェクトはたとえば内務省との協力を基礎にして警察と協働し、警察で中心となる人達の訓練を続けている。性的嫌がらせとジェンダーに基づく暴力を減少させ、被害が実際に発生した場合に被害者が確実に報告できるよう、工場内で効果的な政策を作り出すために、衣料工場労働者と最初の雇用手法に着目している。特定の職場に関しては、「カンボジアにおける職場での平等と無差別：マニュアル」という題名の国際労働機関の出版物を適合させ、衣料工場労働者のための課程を開発した。これは 71 の衣料工場労働者と 87 の接客労働者に関し、試験的に行われた。カンボジアの衣服製造業者協会は職場におけるハラスメントを終焉させる CARE の努力を支援することに合意した。

42. 基金の助成を受けた「公平な衣服財団」(Fair Wear Foundation)は、バングラデッシュとインドにおける輸出を中心とする衣服工場での女性に対する暴力とハラスメントを対象とする、意識向上と訓練を含む全体的な取り組みを採用した。インドとバングラデッシュの 3500 人を超す労働者が 24 の工場で直接の訓練を受け、職場における暴力予防プロジェクトの一部として同輩間の教育訓練を通じ、別の 1 万 5000 人が訓練を受けた。労働者の代表、工場管理者と NGO の代表からなる 20 のハラスメント禁止委

²⁸ 国連ウィメン「世界の女性の進展 2011-2012：正義を求めて」(ニューヨーク、2011年)。

²⁹ 世界銀行「女性、ビジネスと法 2014：ジェンダー平等を促進するための制約除去 - 主要な調査結果」(ロンドン、Bloomsbury, 2014年)。

³⁰ Jennifer L. Solotaroff と Rohini Prabha Pande, 「女性と女兒に対する暴力：南アジアの教訓」(ワシントン、D.C. 世界銀行、2014年)。

員会が 2014 年には機能していた。プログラムは、また、少なくとも 6 つの工場で監督者のための訓練も完成させ、121 人が参加した。ハラスメント禁止委員会メンバーに対しての、より高度な訓練は、9 の工場で 100 人近く - 82 人の女性と 17 人の男性 - に対して、行われた。

43. プロジェクトの主要な成果のひとつは、ハラスメント禁止委員会におけるハラスメント事件の報告と、電話相談を通じての報告が、今までよりも多くなったことである。また、イニシアティヴが、工場内における女性の見方を変えているかもしれないという兆しもある。ハラスメント禁止委員会に参加するという追加責任を負うようになってから、女性は工場においてより声の大きい、主張する存在となった。プロジェクトが始まった頃には工場において監督的地位にある女性は全くいなかったが、今日ではますます多くの女性が管理職に昇進している。

IV. 2014 年の新しいパートナーシップ

44. 年間を通じて基金は戦略的に、経費上限額(financial envelope)の持続可能性、信頼性、及び増進を確保するため、寄付者の範囲を広げ、多様化することを重視した。企業部門との新しいパートナーシップの可能性を十分に利用し、ファッションと芸術を優先的に焦点とすることで、基金はその可視性を高め、アウトリーチを延ばし、個別的な寄付についてのポートフォリオを構築することができた。9 月には、アメリカ合衆国に本拠を置く宝石会社、ユウエイ・デザインが基金とパートナーシップを組んで、女性と女兒に対する暴力を根絶するための基金の助成を受けた組織が率先して従事する戦略についての認識を高めるため、独占的な宝飾コレクションを公表した。

45. 11 月には、基金はミュージック・フォー・ライフ・インターナショナル、並びに国連ウィメン・アジア太平洋地域事務所と組んで、女性と女兒に対する暴力に関する一般公衆の認識を高め、資金を集めるために芸術界、音楽界、財界、外交社会の指導者が一同に会する世界的なコンサート・プロジェクト、「シェヘラザード・イニシアティヴ」の一環として、インドで慈善コンサートを主催した。デリーでのコンサートは基金の助成を受けた「ブレイクスルー(Breakthrough)」を中心に、ニュー・ヨークのメトロポリタン・オペラ・オーケストラの有名な芸術家も出演した。

46. 11 月 25 日には、倫理的ファッションブランドであるソコ(Soko)とのパートナーシップを開始した。ソコとのパートナーシップは独自の対になった腕輪を作るため、ケニヤで周辺化された女性工芸職人の訓練と雇用を提供する。腕輪が売れることで不利な立場にある工芸職人共同体に経済的な力を与え、同時に、世界中の女性に対する暴力を予防し、対応する基金のプログラムを支援することになる。ロンドンを本拠とする We Are {The Collective}はコミュニケーションとマーケティングのパートナーシップとして、ソコ腕輪キャンペーンのための世界的なマイクロサイトの概念化と開発を通じて、英国のファッション業界の支援を刺戟した。

47. 基金は又、カリフォルニアに本拠を置く NGO であるファッシュ・ユナイテッド(FASH UNITED)との提携を開始し、ファッションと娯楽産業における基金のイニシアティヴを促進することにした。

V. 第 18 回助成金授与サイクル

48. 2014 年、基金は 147 カ国から 2098 の申請を受けた。大部分の申請は民間組織からで、申請総額は 7 億 8800 万ドルを越えていた。基金は 23 カ国と地域の 25 の助成に 830 万ドルを認めた。民間組織 22、政府組織 2 とフィジの国連国別チームが助成を受け、2018 年末までには全体として 73 万人以上が直接の受益者になると期待されている。助成金でいうと、全体の 28%がアジアと太平洋地域のプログラムに；26%がアフリカに；14%がヨーロッパと中央アジアに；12%がラテン・アメリカとカリブ海諸国に；11%がアラブ諸国と北アフリカに；そして、9%が地域横断的プログラムに配分された。小規模の草の根組織に与える資金を増加させるという、基金の新しい戦略の一貫として全体の 8%にあたる 70 万ドルは（それぞれ 10 万ドル以下を申請した）8 つの小さな組織に与えられた。

49. ガンビア、トーゴ、パレスチナ、ネパール、キルギスタン、並びにタジキスタンにおける 6 つの新しい基金からの助成プログラムは、有害な慣行を対象とする。これらはガンビアにおける女性器切除禁止の法的イニシアティブや、女性を HIV/AIDS のより大きな危険に曝すトーゴの寡婦に対する儀式的根絶のための、地域社会を基盤とするイニシアティブまで、さまざまな取り組みが対象となっている。

50. 新しい女性対象プログラムは、暴力を体験した女性と女兒に対する実際的な支援を提供することになる。たとえば、タジキスタンでは民間団体 Najoti Kudakon が山岳地域に居住する女性に対する支援体制の改善のため、地域社会を基盤とする介入を活用することになる。プログラムは、十分な支援のない地域に対して女性支援グループを設け、地域で唯一、包括的な支援を提供する、隠れ家の機能を向上させることになる。

51. アルバニア、コロンビア、エジプト、グアテマラ、セルビア、タイ、及びジンバブエの 7 つの組織は差別と社会からの排斥に直面している女性に対する暴力を対象に、その予防のために新たに助成を受けることになった。たとえば、コロンビアでは、Organización Nacional de Indígenas de Colombia (先住民族全国組織) は先住民族女性に対する暴力について調査記録し、地域社会と政府当局の意識を向上させ、先住民族女性を権利唱道者として訓練し、先住民族の中での暴力の女性被害者とその家族に対する文化心理的・社会的・法的・心理的支援を提供する。

52. 2 つの新しいプログラムがレズビアン、バイセクシュアルと性同一障害の女性に対する暴力を対象とする。たとえばタイでは、タイ・虹の空協会(Rainbow Sky Association of Thailand)は既に実証済みの地域共同体生活能力モデルを用いて 4 つの州の地域社会に力を与え、レズビアンと性同一障害の女性に対する人権、暴力、汚名と差別の問題に対応する。

53. 女性に対する暴力に対応する法律と政策の実施を支持する、5 つの新しいプログラムがある。その中の、エル・サルバドルの Asamblea de Cooperación por la Paz (平和集会協力) は全国と自治体における利害関係者の調整と組織としての対応を改善させ、地元の女性と青少年組織がその監視とアドヴォカシーの技能を開発するのを助ける予定である。介入は既存の全国的なデータ収集の仕組みを強化し、警察の対応を改善し、学校や地域社会での女性に対する暴力に対する意識向上も求めることになる。

54. 基金は紛争中、紛争後、移行期におけるプログラムの支援を継続する。この問題に焦点を当てている新しい受益者の中には、紛争における暴力の被害者である女性に対し、正義のアクセス確保をめざすネパールの女性団体である Story Kitchen がある。このプログラムは、紛争時の被害者と女性人権擁護者とを組み合わせるといふ斬新なアプローチを用い、女性に対する紛争関連の暴力につきまとう沈黙の文化を打破する努力の一部として、地元のラジオネットワークを通じてより多くの被害者に手を延ばそうとしている。

55. 基金から新たな助成を受けた組織も、女性に対する暴力に対応する斬新な取り組みを実施し、より強化する予定である。例えば、リベリアでは宗教関連の組織である Episcopal Relief and Development が触媒となって、キリスト教組織、異なる宗教間の組織、及びイスラム教組織が、地域社会における女性と女兒に対する暴力についての認識を持つようになり、暴力を正当化し、是認する信念や態度を変容させるための変革者になろうとしている。

56. 新しく助成金を受けた組織は、女性と女兒に対する暴力の規模についての認識を高める、ジャーナリストとメディアの能力も強化するだろう。パレスチナではコミュニティー・メディア・センターが、ガザにおける女性に対する暴力の蔓延に光を当て、女性を暴力から守る政策と手続の創設を提唱している。

VI. 前進の道

57. 2015 年は基金にとり、また女性と女兒に対する暴力を防止し、根絶する世界的イニシアティブにとっても、重要な年である。間もなく基金創立後 20 年が経とうとしており、基金はその創立時の理念と合

意された約束に忠実であるよう、今後の新しい道筋を設定するにあたり、2015年以降の開発アジェンダが提供する、進化する状況に対応することになる。ジェンダー不平等の構造的な原因の一つである、女性と女兒に対する暴力は、女性と女兒の進展を押しとどめるあらゆる重大な領域と相互に関連している – 公私の領域を問わず – ので、そのように対応しなければならない。その目的のため、基金は同時交差性と加盟国の国際法と国内法に基づく既存の義務の枠組みの中で、国内と地元のレベルでの実施に集中することになる。

58. 2015年から2020年までの基金の戦略は、3つの中核領域に焦点を絞る。助成金付与が鍵であることは変わらず、基金は2015年には助成資金ポートフォリオを1800万ドルまで増大させ、加盟国の自発的な寄付だけでなく、民間部門と個人に対する助成をとくに目標とする。

59. 基金は、基金の助成を受けた組織が積み立てた独自の知識と経験総体を共有し、成長させることができるような、知識管理の基盤を開発することで、女性と女兒に対する暴力に関する証拠に基づいたプログラムに対し、重要な貢献をするつもりである。

60. 基金はまた、世界的なアドヴォカシーにリーダーシップを与え、この問題に対し世界全体での寄付の大幅な増加を求めて、女性と女兒に対する暴力に取り組むイニシアティブに十分な資金がないという、世界規模の慢性的な状況を逆転させることも中心に据える。この呼びかけのコミュニケーション手段は、2015年3月の第59回婦人の地位委員会において開始される、基金の世界的資源動員キャンペーンである。

(紙谷 雅子 訳)

経済社会理事会理事長から婦人の地位委員会議長に宛てた 2014年12月19日付書簡(E/CN.6/2015/7)

2014年12月19日

2015年の経済社会理事会会期及び2015年の統合セグメントのテーマへの貴機能委員会の実体的寄稿を要請し、並びに理事会の2016年の会期のテーマについてお知らせすることを光栄に存じます。理事会の2014年会期と機能委員会に関連するその採択されたマנדートについてお知らせすることも光栄に存じます。

2015年9月に、総会は、2000年の「ミレニアム首脳会合」以来、世界の開発環境で起こった多くの変化に対応する統合された、普遍的なポスト2015年の開発アジェンダを採択するものと期待されております。持続可能な開発目標に基づく野心的で、統合された、統合力があり、普遍的なポスト2015年の開発枠組への移行には、政策の概念的レベルとセクター、行為者及びレベル全体にわたる実施の段階での明確で統合されたビジョンが必要であります。

経済社会理事会は、統一された普遍的アジェンダへの統合された取組を推進する際に、中心的役割を果たします。経済社会理事会強化に関する決議68/1で、総会は、「ミレニアム開発目標」に基づくアジェンダから持続可能な開発目標に基づく開発アジェンダへの移行を記す2015年と2016年の理事会のサイクルのためのテーマは、新しい開発枠組を支援して、経済社会理事会システムと加盟国にそれぞれのアジェンダに必要な調整を行うための十分な時間を与えるために同時に決定されるべきであることを決定しました。理事会の2015年と2016年のサイクルは、総会によって決定される新しい制度的構造を持つ全経済社会理事会システムの作業を効果的に割り当て、理事会が「ミレニアム開発目標」から持続可能な開発目標への移行を導くための実体的指導力を発揮できるようにするために極めて重要であります。

経済社会理事会は、『ミレニアム開発目標』から持続可能な開発目標への移行の管理: 何が必要か」と題するその 2015 年のテーマを通して、新しい開発枠組への移行を支援します。経済社会理事会システムは、2015 年 7 月の理事会高官セグメントで頂点を迎える 2015 年の会期中の作業全体を通して、2015 年のテーマを検討いたします。

経済社会理事会が主催する会議である高官政治フォーラムは、「統合、実施、見直しの強化---2015 年後の高官政治フォーラム」と題するその調整テーマを通して、この移行の側面に対処いたします。理事会は、「開発協力フォーラム」と「開発のための資金調達」のフォローアップ・プロセスを含め、そのセグメントとフォーラムのすべてを通して、2015 年のテーマの分析的・実体的側面及びポスト 2015 年の開発アジェンダへの移行にも対処いたします。

経済社会理事会は、2014 年 7 月の機関の会期で、「ポスト 2015 年の開発アジェンダの実施: 公約から結果への移行」と題する 2016 年の理事会会期のテーマも採択しました。

会期の議事項目として、経済社会理事会の 2015 年のテーマを検討し、2015 年 7 月 6 日から 10 日まで開催される理事会の高官セグメント中にその検討に対して適宜理事会に実体的な寄稿を寄せてくださるよう貴機能委員会にお願いしたいと思います。寄稿は、貴機能委員会の会期後できるだけ早く、2015 年 5 月 29 日前にお願いしたいと存じます。さらなるご案内は、本書簡の付録 I をご参照くださいませ。

経済社会理事会の 2016 年のテーマに貴機能委員会のご注意を引き、理事会の 2016 年の高官セグメントに、このテーマに関する実体的ご寄稿を適宜、そのうちに賜りますよう貴機能委員会にお願いしたいと存じます。

総会は、その決議 68/1 において、加盟国、理事会の補助機関、国連システム及びその他の関連利害関係者のすべてのインプットを整理統合し、持続可能な開発の 3 つの側面のバランスのとれた統合を推進するために、経済社会理事会の統合セグメントを設立いたしました。

経済社会理事会は、理事会の 2015 年の会期の統合セグメントのテーマを、「万人のための雇用創出とディーセント・ワークを通じた持続可能な開発の達成」とすることを決定しました。統合セグメントは、質の高い職が、どのように持続可能な開発の経済的・社会的・環境的側面を推進するためのツールとなることができるかに重点を置くために、加盟国、経済社会理事会システム、国際労働機関の代表者、市民社会及び民間セクターを集めます。付録 II に含まれている概念メモは、統合セグメントの重点に関するさらなる詳細を示しております。

経済社会理事会が、どのようにインプットを持続可能な開発のより大きな姿に統合できるかに関する勧告と技術的ガイダンスを伴って、万人のための雇用の創出とディーセント・ワークを通じた持続可能な開発の達成に関するインプットをできる限り 2015 年 2 月 27 日までにご提供くださるよう、貴機能委員会とすべてのその他の補助機関にお願いいたしたく存じます。さらなるガイダンスは、本書簡の付録 I を再びご参照くださいますようお願いいたします。

経済社会理事会の 2014 年の会期と機能委員会及び補助機関に関連して採択されたマンデートに関しては、2014 年の理事会会期とその採択されたマンデートに関する本書簡の付録 III が必要に応じて、検討と行動のために貴機能委員会のご注意を引くことかできれば幸甚に存じます。

貴委員会の継続する協働に感謝申し上げ、経済社会理事会の 2015 年会期へのご寄稿を楽しみにいたしております。

(署名) マーティン・サジック

付録 I: 2015 年経済社会理事会との補助機関の意見交換

経済社会理事会の強化に関する総会決議 68/1 に従って、理事会は、年次テーマの採択を通してシステムに実体的指導を提供し、7月に始まる作業計画サイクルに関して一年を通して理事会のセグメントを互い違いに配列する権限を与えられている。本付録は、2015年に理事会を強化するより幅広いプロセスの状況で、補助機関がそれぞれの作業を進めるための機会を生み出すこの決議のいくつかの重要な規定に関して情報を提供するものである。

セグメント・タイトル	セグメントの機能・テーマ・予想される成果	補助機関による予想されるインプット	補助機関のための機会
高官セグメント (2015年7月6-10日)	機能: 高官セグメントには、2015年を通して年次閣僚見直しが含まれる。高官政治フォーラムの3日間の閣僚の日も、高官セグメントの枠組み内で開催される。 年次閣僚見直しのテーマ: 『ミレニアム開発目標』から『持続可能な開発目標』への移行の管理: 何が必要か 高官政治フォーラムのテーマ: 「統合・実施・見直しの強化---2015年以後の高官政治フォーラム」 成果: 閣僚宣言	理事会補助機関は、適宜それぞれの専門領域で、その会期の議事項目の一つとして理事会のテーマの側面に対処し、それに応じて理事会にインプットを提供するよう求められる。 寄稿は、折衝の成果、議長概要または事務局による寄稿(委員会が検討する時間がないならば)という形式を取ることができよう。 寄稿は、機能委員会の会期後できるだけ早く、 2015年5月29日 以前に提出されたい。	・作業方法を見直し、必要ならばこのインプットを促進するために、議事項目を追加することを検討する。 ・テーマに対処する機会を明らかにするために議事を見直す。 ・必要ならば、会期間会議を通してこの問題に対処することを検討する。
統合セグメント (2015年3月30日-4月1日)	機能: 持続可能な開発の3つの側面のバランスのとれた統合を促進するために、加盟国、経済社会理事会システム、国連システム、及びその他の関連利害関係者のすべてのインプットを整理統合すること。 テーマ: 「万人のための雇用創出とディーセント・ワークを通じた持続可能な開発の達成」。 成果: 高官政治フォーラムを含めた高官セグメントへのインプットとして役立つ経済社会理事会理事長による概要。	雇用創出とディーセント・ワークに対処することは、経済的(つまり成長、収入の創出、スキルと革新)、社会的(つまり、社会統合、不平等の削減、貧困緩和、職場の質)及び環境(つまり、グリーン・ジョブの機会、消費・生産パターンの持続可能性)の側面に関する意味合いの検討を伴うであろう。 機能委員会とその他の補助機関は、独自の観点からのインプットを提供し、経済社会理事会が持続可能な開発のより大きな姿にそのインプットをどのように統合できるかに関して勧告と技術ガイダンスを提供するよう求められる。 寄稿は、折衝された成果、議長の概要または事務局の寄稿(委員会に検討の時間がなければ)という形式を取ることができよう。 寄稿は、 2015年2月27日 前に提出されることが期待される。	そのようなインプットを提供するために、補助機関は: ・作業方法を見直し、必要ならば、このインプットを促進するために議事項目の追加を検討する ・特に経済的・社会的・環境的観点からテーマに対処するための機会を明らかにするための議事を見直す ・必要ならば、会期間会議を通してこの問題に対処することを検討する ・ジェンダー、不平等等のような横断的問題の観点からテーマがどのように対処されるかを検討することができる。
調整・管理会議 以下は、2015年の調整・管理会議への項目の配分案である:	機能: 調整・管理会議で、理事会はその補助機関の報告書を検討し、採択し、特別な開発問題に関するシステム全体にわたる調整に対処し(例えば、ジェンダーへ主流化または非伝染性疾患)、その議事にある特定の国の状況または地域の問題を検討する。 成果: 決議及び決定	総会決議 68/1 の付録パラ 17に従って、補助機関はその報告書に、執行概要を含めるべきであり、その報告書は、理事会による注意または行動を必要とするかも知れない結論、勧告、問題を明確にして、簡潔なものでなければならない。	補助機関は、その報告書が行動のために理事会によって検討される調整・管理会議を考慮に入れ、それなりに報告書作成を計画するべきである。
2015年4月8-10日	-補助機関選定 -補助機関報告書(NGO委員会、危険物の輸送) -国連エイズ合同計画(UNAIDS)理事会		

	報告書 -国連訓練調査研究所報告書		
2015年6月8-10日	-ジェンダー、女性問題(婦人の地位委員会報告書+ジェンダー主流化) -「開発のための資金調達」 -補助・専門機関報告書(統計、社会開発、税の問題、開発政策委員会) -非伝染性疾患の予防・抑制に関する国連機関間タスク・フォース報告書		
2015年7月20-22日	-「イスタンブール行動計画」(6b)と後発開発途上国に関連する問題(13(a))の見直し -地域協力 -パレスチナと植民地諸国民と国家 --補助機関報告書(NGO委員会、開発のため科学・技術委員会、開発政策委員会、公共行政、国連森林フォーラム、麻薬委員会、犯罪防止・刑事司法委員会、国際麻薬抑制委員会、国連先住民民族問題フォーラム、地理的名称に関する国連専門家グループ) -人権と難民---調整問題(プログラム・調整委員会) -会議の統合フォローアップ(世界食糧の安全保障委員会議長報告書) -国連事務局長調整理事会報告書 -国別問題(ハイティ、南スーダン) -国連人間居住計画(UNハビタット)理事会報告書		

付録 II: 2015 年統合セグメント

2015年3月30日-4月1日

雇用創出とディーセント・ワークを通じた持続可能な開発の達成

概念メモ

経済社会理事会は、理事会の2015年会期の統合セグメントのテーマを「雇用創出とディーセント・ワークを通じた持続可能な開発の達成」とすることを決定した。

ほぼ同時に、「持続可能な開発目標公開作業部会」はその作業を終え、「人々が持続可能な開発の中心にある」と宣言した。質の高い職の創出が、どのように持続可能な開発の経済的・社会的・環境的側面を推進するためのツールとなり得るかに重点を置くことは、加盟国、市民社会、民間セクター、学界及びその他の重要な行為者が、人々が持続可能な開発の中心となる多くの方法を討議し、詳しく述べる機会を提供するであろう。同時に、この会議は、統合された取組から生じる政策選択肢と可能な歩み寄りを明らかにする場として役立つであろう。統合されたやり方でこれら問題にまとめて取り組むことには意味がある。現在、国際社会は、巨大な環境・社会・経済・雇用の課題に直面している。

エスカレートする天然資源の利用と汚染は、淡水と肥沃な土地の既存の欠乏を複雑化し、寛容でき、おそらく管理できる程度を超えて生物多様性の損失と気候変動を促進している。この状況は環境的に持続不可能であるのみならず、かなりの経済的・社会的コストがかかっている。

絶対的貧困を削減する際に進歩は遂げられてきたが、未だに一日2ドルの貧困線から自分と家族を引き引き上げるだけの稼ぎができない労働者が、開発途上国には8億3,900万人(または世界の雇用の27%)もいる。さらに、極度の貧困を削減する速度は近年鈍化し、環境悪化が、開発と貧困削減で苦勞して得

た進歩を逆転させる可能性がある。

一つには、物価上昇のおかげで、開発途上国のかなりの部分と多くの新興国は、この10年で強力な経済成長を記録した。しかし、ほとんどの場合、この成長の利益は、公平に配分されなかった。富裕層の所得と貧困者の所得との間の格差は、世界の大多数の国々での溝となり、すべての社会での社会的緊張を悪化させている。

社会統合は、女性、民族グループ、先住民族、その他の様々なマイノリティ・グループに対する継続中の差別によって脅かされている。経済的・環境的問題が、労働移動を奨励し、世界のある部分では、移動労働者が搾取に直面している。すべての人々は、労働の世界では平等な待遇と平等な機会を受けるに値する。

今日の課題には、統合して、首尾一貫して取り組まなければならない。例えば、十分なディーセント・ワークを生み出す労働市場の回復は、近年、世界が記録してきたよりも実質的に強力な経済成長を決定的に必要とするであろう。しかし、この比較的急速な成長は、持続可能な開発が達成されるべきものならば、よりバランスのとれたものである必要がある。これは、成長の利益が広がる所得の不平等を逆転させ、社会統合を推進するために、国と国との間及び国々の内部でより公平に配分されなければならない。

同時に、成長の構成が変わる必要があり、特に消費と投資のパターンがよりバランスのとれたものとなり、環境的に持続可能なものにならなければならない。環境的に持続可能なものにするにはディーセントなグリーン・ジョブの創出に、より重点を置くことによって促進できる。社会をより弾力性のあるものにするインフラへの主要な投資と効率の良いエネルギーと再生可能なエネルギー源は、職の創出にかなり貢献し、炭素の足跡を減らす必要のある産業における職の喪失を相殺することができる。緊急に行動できないと、10億人以上の人々を雇用している農業、林業、漁業のような気候変動によって最も脅かされるセクターでのさらなる職の喪失という結果となるであろう。

持続可能な開発には、非正規・農山漁村経済の一部の格上げが必要である。これらセクターは、開発途上国で膨大な数の職を提供し、環境に負荷をかけないでより生産的で賃金の良いものにするができる。これには、料金が手頃な貸し付けと助けとなる事業環境へのアクセスを通じた効率的な公共投資と民間のイニシアティブとの組み合わせを必要とする。開発途上国にとって、環境的に持続可能な経済的多様化とより高い付加価値生産を支援する産業・貿易政策も極めて重要である。

持続可能な開発の社会的側面を達成するためには、近年多くの国際フォーラムで社会の床と生活賃金に向けた進歩に関してなされた約束の実施が必要であろう。職場で公平性を推進する手助けとなる労働市場制度の確立と支援も必要であろう。

持続可能な開発のこれら側面のすべてが、権利教育、訓練、スキル政策プラスその他の積極的な労働市場政策への増額された投資によって促進できる。経済成長が、基礎教育への不適切な投資とスキル不足によって妨げられている国もある。社会統合は、もし労働者にその労働生活を通してスキルと職の質を改善する機会があるならば推進されるであろう。

重点

上記に基づいて、2015年の統合セグメントは、以下の優先領域に重点を置く：

- (a) 持続可能な開発とディーセント・ワークを促進するための国内・国際経済政策。
- (b) 生産性を高め、環境的に持続可能なようによりよい職を推進するために、非正規経済を変革し、農山漁村経済を格上げする。
- (c) 中立的な環境インパクトで貧困を削減し、高まる所得の不平等に対処する。
- (d) グリーン・ジョブを拡大し、弾力性のある社会を建設し、より持続可能な消費と投資のパターンを推進すること。
- (e) 社会の床、生活賃金、労働市場機関及び持続可能な開発

(f)持続可能な開発のための訓練、スキル、積極的な労働市場政策。

重要な疑問

- ・万人のための完全雇用とディーセント・ワークの推進への統合された取組における短期的政策選択肢の可能性と固有の長期的利益は何か?
- ・万人のための完全雇用とディーセント・ワークの推進において、経済的・社会的・環境的側面の政策統合力はどのように達成できるか?
- ・労働政策は、どのように経済的・社会的不平等を削減する手助けができるのか?
- ・どうして若者の失業が、その開発の程度にかかわらず多くの国々で主要な問題となっているのか?
- ・農業セクター開発は、アフリカ諸国での若者の雇用創出を手助けできるのか?
- ・起業家を世界の供給網につなげるためにどのような措置が必要なのか?
- ・職場での権利を確保する際に、各国政府、国連システム、国際労働機関(ILO)の三者(公労使)及び市民社会はどのような役割を果たすのか?
- ・労働の将来は何か? この変化に対応するために各国はどのようにその教育制度を準備しているのか? 投資に何が要求されるのか?
- ・気候変動への解決策を提供するためにどのような種類の職が必要とされるのか? 必要とされる政策は何で、環境的・経済的・社会的柱の間の歩み寄りはどのように緩和できるのか?
- ・環境的持続可能性を維持しつつ、最大の職の可能性を生み出すためにどのような種類の投資が必要なのか?
- ・ディーセント・ワークを促進するために、持続可能な開発の経済的・社会的・環境的側面の成功する統合のために、どのような種類の制度的枠組とガバナンス取り決めが必要とされるのか?
- ・経済社会理事会システムがディーセントな職を創出する持続可能なやり方で国々が経済成長を高める手助けをするために、どのような特別な手段が必要とされるのか?

形式と参加者

この会議は、経済社会理事会の副理事長 Vladimir Drobnjak 大使が議長を務める3日間の行事となる。この会議は、著名な人物が話す開会セッション、いくつかのラウンド・テーブル・セッション、TED スタイルのプレゼンテーション及び一般討論を特徴とする。それぞれのラウンド・テーブル・セッションには司会者があり、フロアからの討議が続く。参加者たちは、国内での経験、好事例及び学んだ教訓に基づいて政策への集中を推進する方法に重点を置くよう求められる。審議全体を導くために、重要な質問を伴った背景メモが ILO によって準備される。経済社会問題局が、ILO との協働で、それぞれのセッションの発言者のためにガイダンス・メモを準備する。司会者は、それぞれのセッションから出てくる討議と勧告の主要な点をまとめる。

参加者には、主要グループの代表、国連システム団体、学界、議員、地方自治体、財団、NGO と共に、ILO の三者(加盟国、雇用者、労働組合)が含まれる。著名な発言者には、雇用創出とディーセント・ワークを通じた持続可能な開発を達成する際に、分かち合うべき好事例を持つ国家と政府の長が含まれる。

成果

この行事の成果は、経済社会理事会副理事長による概要で、主要な政策勧告を強調し、持続可能な開発の3つの側面の統合に関するガイダンスを提供する。概要は、来る高官政治フォーラムと年次閣僚見直しで検討のために利用される。

付録 III: 経済社会理事会 2014 年セッションと関連する採択マנדート

経済社会理事会とそのシステムのさらなる強化に関する総会決議 68/1 の採択に伴って、理事会は、2014 年に、その新しいセグメント構造に乗り出した。その最初の高官セグメントは、2014 年 7 月 7 日から 11 日までニューヨークで開催され、理事会の主催する年次閣僚見直し、「開発協力フォーラム」及び高官政治フォーラムの第 1 回閣僚会議が含まれた。

理事会が主催する高官セグメントと高官政治フォーラムの閣僚宣言が、2014 年 7 月 9 日に採択された。この宣言は、以下のテーマに対処した: 「ミレニアム開発目標」の達成を促進する必要性; 持続可能な開発目標と野心的なポスト 2015 年の開発アジェンダへの移行における未完アジェンダに対処することの重要性; 開発のための強力な世界パートナーシップの必要性; 貧困根絶が依然として最大の世界的課題であり持続可能な開発にとって不可欠であることを強調する貧困と持続可能な開発との間の関連性; 及び今後のポスト 2015 年の開発アジェンダを支援する際の役割を含めた経済社会理事会と高官政治フォーラムの作業の承認。

年次閣僚見直しの下での 10 の任意の国別プレゼンテーションは、開発における貴重な国の経験を提供し、「ミレニアム開発目標」枠組を持続可能な開発目標とポスト 2015 年の開発アジェンダにつなげる方法に関するアイデアを分かち合った。持続可能な開発の 3 つの側面の統合という課題に対処する政策を採択する際の国の経験も分かち合った。閣僚宣言は、ポスト 2015 年の開発アジェンダの見直しと監視にとって、国の任意のプレゼンテーションに基づくことの重要性を強調した。

経済社会理事会主催の高官政治フォーラムは、2014 年 6 月 30 日から 7 月 9 日まで、初めてニューヨークで開催された。フォーラムの閣僚会議は、理事会の高官セグメントの一部として、7 月 7 日から 9 日まで開催された。高官政治フォーラムの 2014 年のテーマは、「『ミレニアム開発目標』の達成と持続可能な開発目標を含めた野心的なポスト 2015 年の開発アジェンダのための道を計画する」であった。高官政治フォーラムは、経済的・社会的・環境的側面を代表する 150 名以上のパネリストと発言者を得て、幅広い参加者から利益を受けた。これには、大勢の閣僚、国連システムとその他の国際・地域団体の代表、主要グループ、学界、議員及び市長が含まれた。閣僚宣言に加えて、高官政治フォーラムは、ポスト 2015 年の開発アジェンダと持続可能な開発目標の作成のための政策メッセージという結果となった。

2014 年の「開発協力フォーラム」は、ポスト 2015 年の開発アジェンダに関する議論を新しいレベルに上げた。この革新的な開発アジェンダを推進する可能性を完全に把握するために、開発協力の新しい現実と協力するために、概念、システム及び方法を改訂し、更新する緊急の要請があった。「開発協力フォーラム」は、すべての行為者によって牽引される開発協力の新しい物語に形を与え、すべての行為者、特に女性と女兒、若者と高齢者、移動者が現地での好みに合わせて改造された開発解決策の一部となることができるようにした。「開発協力フォーラム」は、資金調達及びその他の実施手段を動員するための開発のための新たな世界パートナーシップに関する議論も進めた。

全体的に、経済社会理事会の新しい高官セグメントと高官政治フォーラムは、加盟国及びその他の重要な利害関係者の間にかなりの関心を生み出した。理事会は、今、高官セグメント、特に「ミレニアム開発目標」の促進とポスト 2015 年の開発アジェンダの形成に直接関連する側面のフォローアップに積極的にかかわっている。

採択されたマנדートに関しては、閣僚宣言に加えて、2014 年 7 月には、総計 30 本の決議と 252 本の決定が採択された。下の表は、経済社会理事会の機能委員会に関連するものを反映して準備されている。必要に応じて、検討と行動のために貴機能委員会のご注意を引くことができれば幸甚に思う。

新しいセグメント構造のために、一握りの決議も、経済社会理事会の最近の調整・管理会議で検討され、採択された。機能委員会の作業に関連性のある決議については、2015 年初めに補遺が伝えられる。

婦人の地位委員会によるフォローアップの要請が含まれている 2014 年に経済社会理事会によって採択された決議/決定

2014/1 バレスチナ女性の状況と支援

機能委員会による行動を要請する決議

2014/29 2011年から2020年までの10年間の「後発開発途上国行動計画」

国連システムのすべての関連国連機関による行動を要請する決議

- E/HLS/2014/1 2015年に「ミレニアム開発目標」に応え、今後も持続可能な開発の進歩を維持するための継続中及び新たな課題に対処する
- 「ミレニアム開発目標」を達成し、持続可能な開発目標を含めた野心的なポスト2015年の開発アジェンダへの道を計画する
- 2014/2 国連システムのすべての政策とプログラムにジェンダーの視点を主流化する
- 2014/5 貧困根絶、社会統合、完全雇用及びディーセント・ワークを達成する際の人々のエンパワーメントの推進
- 2014/6 障害を持つ人々の権利の推進とポスト2015年の開発アジェンダにおける障害者の主流化
- 2014/7 2002年の「高齢者問題マドリード国際行動計画」のさらなる実施
- 2014/8 「国際家族年」の20周年の遵守とそれ以後
- 2014/10 「非伝染性疾患の予防・抑制国連機関間タスク・フォース」
- 2014/13 国連緊急人道支援の調整の強化
- 2014/14 国連システム開発のための事業活動の4年に1度の包括的政策見直しに関する総会決議68/226の実施における進歩
- 2014/24 2016年開催予定の世界麻薬問題に関する特別総会
- 2014/25 専門機関と国連関連の国際機関による非自治領への支援
- 2014/27 「情報社会世界首脳会議」の成果の実施とフォローアップにおいて遂げられた進歩の評価
- 2014/29 2011年から2020年までの10年間の「後発開発途上国行動計画」

(房野 桂 訳)

経済社会理事会の強化

E/CN.6/2015/8

2014年12月8日

事務局メモ

1. 決議 68/1 の中で、経済社会理事会の強化に関する国連総会決議 61/6 の実施の見直しについて、総会は理事会の補助機関にとって意味合いを持つ変化を導入した。決議の他の規定の中で、総会は、2014 年から始まる年次テーマの採択と年間を通じての理事会のセグメントの交互交代制を通して、理事会が国連システムに提供する実質的なリーダーシップについて書き記した。決議の採択で総会は、補助機関が理事会強化のより広いプロセスの状況下で、独自の作業を進める機会と期待とを生みだした。本メモは、2015 年の理事会の作業と関連する、婦人の地位委員会の最近の作業を要約するものである。

2. 理事会の 2015 年のテーマ、「ミレニアム開発目標から持続可能な開発目標への移行への対応：どのようにすれば良いか」は 2015 年の会期中ずっと理事会により検討され、2015 年 7 月開催予定の高官セグメントで頂点に達するだろう。理事会の支援を受け、持続可能な開発目標に関する高官政治フォーラムは、連携したテーマである「統合、実施、および見直しの強化：2015 年以降の高官政治フォーラム」を通し、移行の側面に取り組むだろう。理事会の統合セグメントは、「全ての人のための雇用の創出とディーセント・ワークを通しての持続可能な開発の獲得」というテーマを重点的に扱うだろう。

3. 第 58 回会期で、婦人の地位委員会は優先テーマ「女性と女兒に関するミレニアム開発目標の実施における課題と成果」を採択した。(E/2014/27 参照) そのテーマは理事会の 2015 年の年次テーマと直接に連携しており、理事会の審議へのインプットとして役立つことが出来る。優先テーマの合意結論の中に、婦人の地位委員会は現在のコミットメントへの言及；ミレニアム開発目標それぞれに関する女性と女兒の状況の評価；ミレニアム開発目標では適切に扱われなかった、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する重大問題；および女性と女兒に関する目標の達成を阻害した要因を含めた。委員会は全ての利害関係者に対し、以下の 5 つの領域で行動を起こすよう強く迫っている：

- (a)女性と女兒の完全な人権の享受を実現すること；
- (b)ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの権能的環境を強化すること；
- (c)ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの投資を最大化すること；
- (d)ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの根拠の基盤を強化すること；
- (e)あらゆるレベルにおける女性の参画と指導的地位を確保すること、および説明責任を強化すること

4. 2015年以降の開発アジェンダに関しては、委員会はジェンダー平等、女性のエンパワーメント、それに女性と女兒の人権が、いかなる新しい開発枠組みであれ、独立した目標として反映されるよう、また、すべての目標の中にターゲットと指標を通して統合されるよう求めている。

5. 優先テーマに関する委員会の分析と勧告は、触媒的方法で理事会の審議を強化でき、ジェンダーの視点の統合を支援することができる。委員会の優先テーマに関する事務総長報告書 (E/CN.6-2014/3および E/CN.6/2014/4) もまた、理事会の審議に貢献できるであろう。

(福島有子 訳)

第 58 会期および第 59 会期女子差別撤廃委員会の結果

E/CN.6/2015/9

2014 年 12 月 11 日

事務局メモ

概要

本報告には、2014 年 6 月 30 日から 7 月 18 日、および 2014 年 10 月 20 日から 11 月 7 日にジュネーブで開催された、第 58 会期および第 59 会期女子差別撤廃委員会の決議等の結果が記載されている。2014 年 2 月 10 日から 28 日にジュネーブで開催された第 57 会期の情報については、同委員会が国連総会に提出した報告書に見ることができる (A/69/38、第三部)

I. 序論

1. 国連総会は、総会決議 47/97 において、女子性差別撤廃委員会が会期結果の情報提供を婦人の地位委員会に時宜よく行えるよう、開催可能な時には会期を随時開催するよう勧告した。
2. 女子差別撤廃委員会は、第 58 会期を 2014 年 6 月 30 日から 7 月 18 日まで、第 59 会期を 2014 年 10 月 20 日から 11 月 7 日までそれぞれ開催した。第 58 会期で、同委員会はガザ地区の女性の状況に関する声明を採択した。同委員会はまた、締約国による定期報告書（第 1 回報告書ではなく）の提出手続きについて、2015 年 1 月 1 日より、簡略化した報告手続き方法を希望国に試験的に提供することを決定した。ただしその条件として、共通重要事項について 5 年ほど遡った最新文書を提出している必要がある。第 59 会期では、簡略化した手続きでの報告に移行する前に、諸問題リスト及び疑問点の原案作成を会期前作業部会に委ねることを決定した。だが試行的段階のため、次の通常会期で同委員会の了承を得ることとし、また諸問題の数も 25 を限度とした。また試行的段階では、簡略化した報告手続きは定期報告の提出期限が過ぎてしまった締約国にだけ提供することを決定した。第 59 会期ではさらに、女子差別撤廃委員会と子どもの権利委員会共同で、有害な慣行に関する一般勧告を採択した（女子差別撤廃委員会では一般勧告第 31 号、子ども権利委員会では一般的コメント第 18 号、CEDAW/C/GC/31-CRC/C/GC/18）。また単独では女性における難民の地位、亡命、国籍、無国籍をめぐるジェンダー関連領域についての一般勧告第 32 号を採択した（CEDAW/C/GC/32）。同委員会は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書を受けて、調査部会を試験的に設置することに決定した。部会は同委員会委員 5 名で地域の公平性も反映した代表からなるとしており、今ある財源内では年 6 日の開催となる。最後に同委員会は、調査実施に関するすべての手続きが完了し、選択議定書第 8 条（4）による期限が満了したら、調査の全報告書を発表することとした。
3. 女子差別撤廃委員会は協力機関との提携を継続した。第 57 会期の直後に、同委員会委員長のニコル・アムリーヌは、ニューヨークで開催中の第 58 回婦人の地位委員会に声明を申し送り、また国連事務総長や、国連事務次長/ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN-Women）事務局長をつとめるプムズィレ・ムランボ・ヌクカとも会合をもった。
4. 女子差別撤廃委員会は第 58 会期にて、国連事務次長補兼 UN-Women 事務局長代行（政府間援助および戦略パートナーシップ）のラクシュミ・プリより、テレビ会議を通じて、1995 年の第 4 回世界女性会議での北京行動綱領採択後 20 年の実施進捗状況の概観に関する簡単な報告を受けた。同委員会はまた、防災担当の国連事務総長特別代表であるマーガレッタ・ワルストロムより、ジェンダーと防災、気候変動の結びつきについても簡単な報告を聞いた。女性に対する暴力に関する特別報告者のラシーダ・マン

ジューとも非公式に会談し、女性に対する暴力への取り組みについてその原因や結果など情報交換を行うとともに、引き続き協力していくことを話し合ったが、その際特に、人権理事会が女性に対する暴力に関連した法制度上の男女格差について調査を引き受けるべきとした、人権理事会特別報告者の報告にある勧告（A/HRC/26/38、第 77 パラグラフ）について討議した。

5. 女子差別撤廃委員会は、第 59 会期にて、国連社会開発研究所長のサラ・クックより、社会開発、ジェンダー、女性の権利に関する非常に重要な研究調査に関する簡単な報告を聞いた。同委員会はまた、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約締約国と非公式の会合をもち、65 カ国の出席を得た。同委員会は、同条約と選択議定書の実施状況について、これを国連人権条約システムの効果的な機能の強化・向上をはかる政府間プロセスの結果という状況の中に置きつつ、簡単な報告を行った（国連総会決議 68/268 を参照）。少なからぬ締約国が、同委員会による報告手続き簡略化の決定を歓迎した。その他の議論としては、2015 年以降の開発アジェンダに女性の権利を入れることや、同委員会による女性に対する暴力への取り組みが話し合われた。加えて同委員会は、CEDAW 報告に関する機関間グループ（国連開発計画、国連人口基金、国連子ども基金（ユニセフ）、国連食料農業機関、UN ウィメン）の代表とも、ニューヨークやローマとつないだテレビ経由で、非公式の会合をもった。

6. 女子差別撤廃委員会は、国連諸機関や特別機関、その他の政府間組織、各国の人権機関、NGO（NGO については「アジア太平洋国際女性の権利監視協会」がコーディネートした）等から、たびたび国別の情報を享受した。

7. 第 59 会期委員会の最終日である 2014 年 11 月 7 日の時点で、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約締約国は 188 カ国、選択議定書批准国は 105 カ国であった。計 69 カ国が、委員会の会期時期に関する条約第 20 条（1）の修正を承認した。この修正が実効的なものとなるには、条約締約国の 3 分の 2（現在 126 カ国）が、事務総長に承認文書を提出しなければならない。

II. 女子差別撤廃委員会第 58 会期および第 59 会期の結果

A. 同委員会が検討を行った諸報告

8. 女子差別撤廃委員会は、第 58 会期で、条約第 18 条に基づいて提出された 8 つの締約国の報告書を検討し、それについて最終見解を出した。その 8 カ国とは、中央アフリカ共和国（CEDAW/C/CAF/CO/1-5）、グルジア（CEDAW/C/GEO/CO/4-5）、インド（CEDAW/C/IND/CO/4-5）、リトアニア（CEDAW/C/LTU/CO/5）、モーリタニア（CEDAW/C/MRT/CO/2-3）、ペルー（CEDAW/C/PER/CO/7-8）、スワジランド（CEDAW/C/SWZ/CO/1-2）、シリア・アラブ共和国（CEDAW/C/SYR/CO/2）である。報告書が提出されなかった中央アフリカ共和国については、当初はその検討が第 53 会期に予定されていたが、同国が 2012 年 6 月 26 日に、第 1 回から第 5 回までの定期報告書を統合して提出したため、同国の検討は、同報告書の翻訳や会期前作業部会による諸問題リストと疑問点の最新版作成が行えるよう、第 58 会期まで延期された。

9. 第 59 会期では、次の 8 つの締約国の報告書を検討し、それに関する最終見解を出した。ベルギー（CEDAW/C/BEL/CO/7）、ブルネイ・ダルサラーム（CEDAW/C/BRN/CO/1-2）、中国（CEDAW/C/CHN/CO/7-8）、ガーナ（CEDAW/C/GHA/CO/6-7）、ギニア（CEDAW/C/GIN/CO/7-8）、ポーランド（CEDAW/C/POL/CO/7-8）、ソロモン諸島（CEDAW/C/SLB/CO/1-3）、ベネズエラ（ボリバル共和国）（CEDAW/C/VEN/CO/7-8）である。報告書が提出されてこなかったソロモン諸島については、当初はその検討が第 54 会期に予定されていたが、同国が 2013 年 1 月 30 日に、第 1 回から第 3 回までの定期報告書を統合して提出したため、同国の検討は、同報告書の翻訳や会期前作業部会による諸問題リストと疑問点の最終版作成が行えるよう、第 59 会期まで延期された。

10. 国連諸機関や特別機関、その他の政府間組織、および各国の人権機関や NGO の代表が、女子差別撤廃委員会のこれらの会合に出席した。条約締約国による報告書、同委員会による諸問題と疑問点のリスト、またそれに対する条約締約国の回答、および各締約国の最初のステートメント等が、同委員会の最終見解とともに、関連会期のサイトにポストされている。

B. 女子差別撤廃条約第 21 条の履行に関する措置

有害な慣行に関する共同の一般勧告／コメント

11. 2014 年 11 月 3 日、女子差別撤廃委員会は有害な慣行に関する、女子差別撤廃委員会・子どもの権利委員会共同の一般勧告第 31 号／一般コメント第 18 号を、コンセンサスで採択した。子どもの権利委員会では、すでに 2014 年 9 月に、第 67 会期にてこの共同文書を採択してある。この共同の一般勧告／コメントは、2 つの異なる人権条約機関が共同で採択した、この種類の文書としては、初めてのものである。2 つの委員会はこれについて、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約と子どもの権利条約の締約国に対し、女性と女兒に行われている有害な慣行、たとえば女性器切除、名誉の名の下に行われる犯罪、強制的な児童婚、一夫多妻制、処女検査、寡婦に関わる慣行、嬰兒殺し、さらには、太らせたり、首を伸ばしたり、胸にアイロンがけをしたりといった身体改造などを予防・根絶する義務を喚起し、また美の社会規範に合致しようとして行われる女性と女兒の美容整形といった慣行にも注意を払うよう、想起させた。有害な慣行が、女性と女兒が男性と男児より劣ったものと見なされる社会的な態度に深く根ざしている点や、特にセクシャリティーにおける女性の選択や表現をコントロールする方法として用いられている点も言明されている。

亡命や無国籍状態でのジェンダー平等に関する作業部会

12. 2014 年 11 月 5 日、女子差別撤廃委員会は、女性における難民の地位、亡命、国籍、無国籍というジェンダー関連の諸相に関する一般勧告第 32 号を、全会一致で採択した。その中で、難民の地位と亡命という状況で女性が経験する迫害のうち、女性に対する暴力がその主な形の一つである点が強調されている。また締約国にはジェンダーに基づく暴力など、女性が深刻な形態の差別にもなって個人に引き起こる予見可能な現実のリスクにさらされないよう、女性を保護する義務がある点、しかもその保護義務は、このような結果が、女性を送り出した締約国の国境の外で起こったか否かということとは無関係である点が強調されている。ジェンダーに基づく暴力や迫害は、法においても慣行においても、国際保護の正当な根拠と見なされ、女性器切除や強制婚／早婚、暴力による脅しやいわゆる名誉の名の下に行なわれる犯罪、女性の人身取引、酸使用の攻撃、強姦等の性的暴行、深刻な形態の家庭内暴力、死刑の強制、あるいは差別的な法制度に存在するその他の身体的処罰、強制的な不妊手術、あるいはフェミニストやその他の考えを持つことに対する政治的・宗教的迫害などが含まれるとされた。また女性が外国人と結婚する場合、配偶者の国籍ではなく自分の国籍を変えることが、男性の場合よりも多く、そのため、双方の国籍法に食い違いがある場合、無国籍状態におかれるリスクが高くなることが指摘されている。さらに一見、中立国籍の要件も女性に対して差別的になる場合がある。というのも女性は、経済的な自立性や財産の所有権といった要件を満たすのが、男性の場合よりも難しいからである。

司法へのアクセスに関する一般勧告

13. 第 58 会期中も第 59 会期中も作業部会が開かれた。2014 年 11 月 7 日、女子差別撤廃委員会は、司法へのアクセスに関する一般勧告草案の初読み合わせを行った。

農山漁村の女性に関する作業部会

14. 第 58 会期中も第 59 会期中も作業部会が開かれた。

教育を受ける権利に関する作業部会

15. 第 58 会期中に作業部会が開かれた。第 58 会期中の 2014 年 7 月 7 日、委員会は、ユニセフ、国連教育科学文化機関（ユネスコ）の後援を受け、女兒と女性の教育を受ける権利について半日の一般討論を行った。これは、女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約第 10 条に述べられている女兒と女性の教育を受ける権利について、一般勧告を作成する上での第一段階の一環である。女子差別撤廃委員会副委員長のヴィオレタ・ノイバウアーによる開会の後、当時国連人権高等弁務官のナヴィ・ピレイ、在ジュネーヴのユネスコ連絡事務所長アブドゥルアジズ・アルムザイニ、及びユニセフの中東欧および独立国家共同体担当責任者であるマリー＝ピエール・ポワリエが開会の挨拶を述べた。作業部会会長のバーバラ・ベイリーが、検討してきた一般勧告案を紹介、次に挙げる 7 人の専門家が、女兒と女性の教育を受ける権利に関わる様々な局面について考察を述べた；ユニセフ・エチオピア親善大使のハンナ・ゴディファ；ユネスコ基礎教育課長の林川（勝野）眞紀；ノーベル平和賞受賞者のマララ・ユサフザイの元教師であるマリアム・カリック；ジョンズ・ホプキンス大学高等国際問題研究大学院「人間の安全保障プロジェクト」長のモハメド・Y・マター；「教育を受ける権利プロジェクト」アドバイザーのアンジェラ・メルキオーレ；「プラン・インターナショナル」の教育に関するグローバル・アドバイザーのフェルノール・ムニョス；および教育を受ける権利に関する特別報告者のキショア・シンである。その後、オーストラリア、ブラジル、コロンビア、フランス、マルタ、カタール、スロヴェニア、タイの各国代表と、国連合同エイズ計画の代表、および 15 の市民社会団体がステートメントを述べた。計 30 カ国の締約国（アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ブラジル、コロンビア、エジプト、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハイチ、ジャマイカ、クウェート、マルタ、モザンビーク、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、カタール、ルーマニア、ロシア連邦、シエラレオーネ、スロヴェニア、スイス、シリア・アラブ共和国、タイ、チュニジア、トルコ、アラブ首長国連邦、イギリス）と、非締約国のバチカン市国が一般討論に参加した。

気候変動と自然災害に関する作業部会

16. 第 58 会期中及び第 59 会期中に作業部会が開かれた。第 59 会期では、2015 年 3 月に日本の仙台市で開催される第 3 回国連防災世界会議でサイド・イベントを実施するという、本作業部会の提案を、女子差別撤廃委員会が支持した。

作業方法に関する作業部会

17. 第 58 会期中及び第 59 会期中に作業部会が開かれた。第 59 会期中の部会では、簡略化した報告手続きのアプリケーションの実用的な形式、委員会での使用言語、選択議定書に基づく調査作業部会の設置、並びに各人権条約機関の独立と公平に関するガイドラインの適用について決議草案を検討して女子差別撤廃委員会にこれを提出し、すべて委員会で採択された。

女子差別撤廃委員会と人権委員会との合同作業部会

18. 作業部会は第 58 会期中に開かれた。2014 年 7 月 16 日、女子差別撤廃委員会と人権委員会は、ジュネーヴ国際人道法・人権法学会の主権により非公式の合同協議会を開き、中絶と婚姻最低年齢に関する各法体系について、意見交換を行った。

性と生殖の権利のフォーカルポイント

19. フォーカルポイントやフォーカルポイント代理が、第 58 会期中に集まった。

列国議会同盟に関する作業部会

20. 第 58 会期および第 59 会期中に作業部会が開催された。

C. 女子差別撤廃委員会の作業促進のための手段・方法に関する措置

女子差別撤廃条約第 18 条に基づく同委員会作業方法の向上

作業方法

21. 第 58 会期中、同委員会は、定期報告書（第 1 回の報告書ではない）の提出方法を、希望していた締約国に 2015 年 1 月 1 日より、簡略化した報告手続きを試験的に提供することを決定した。ただしその条件として、それら締約国は、共通重要事項について 5 年ほど遡った最新文書をそれ以前に提出している必要がある。また、簡略化した報告手続き実施の実用的な形態については、第 59 会期で検討することとした。第 59 会期では、簡略化した手続きでの報告に移行する前に、諸問題リストと疑問点の原案作成を会期前作業部に委ねることを決定したが、試行段階中に、次の通常会期で同委員会の了承を得ることとし、また諸問題の数も 25 を限度とした。また試行段階では、簡略化した報告手続きは、定期報告の提出期限が過ぎてしまった締約国にだけ提供することとした。同委員会はさらに、英語、フランス語、スペイン語を公式作業言語にすることを決定し、第 4 の公式言語については、総会決議 68/268 号の第 30 パラグラフに基づき、例外的に追加するものとしたが、委員選出にともない、同委員会の構成に基づいて 2 年ごとに見直すこととした。同委員会は、2015 年 1 月 1 日から 2016 年 12 月 31 日までの期間は、アラビア語を第 4 の公式言語とすることに決定した。

22. 同委員会はまた、女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約にある重大または体系的な人権侵害があると主張する、選択議定書第 8 条に基づいてなされた具申についての作業（調査手続き）に関連して、調査報告書の発表や、選択議定書に基づく調査作業部会の今ある財源内での設置を決定した。

フォローアップの手順

23. 同委員会は第 58 会期も第 59 会期もフォローアップの手順にしたがって作業を進め、フォローアップに関する特別報告者の報告書を最終見解に採用し、ベラルーシ、ブラジル、コスタリカ、ケニア、ラオス人民民主共和国、リヒテンシュタイン、モーリシャス、モンテネグロ、ノルウェー、パラグアイ、韓国、シンガポールのフォローアップ報告書を検討した。また同委員会は、オランダとトルコが提出した追加のフォローアップ情報についても検討した。報告書と追加情報は委員会のウェブページにポストされている。第 59 会期では、フォローアップ特別報告者に鄒曉巧（Zou Xiaoqiao）を、特別報告者代理にヒラリー・グベドゥマー（Hilary Gbedemah）を任命し、どちらも任期は 2 年間とした（2015 年 1 月 1 日から 2016 年 12 月 31 日まで）。

期限を過ぎた報告書

24. 同委員会は、報告書の提出期限が 5 年かそれ以上過ぎている締約国に対して、できる限り早く報告書を提出するよう、事務局が組織的に喚起すべきであると決定した。現在 16 カ国が、報告書の提出期限を 5 年かそれ以上過ぎている：アンティグア・バーブーダ、バルバドス、朝鮮民主主義人民共和国、ドミニカ、アイルランド、キリバス、ラトヴィア、マレーシア、マーシャル諸島、ミクロネシア（連邦）、モナコ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、トリニダードトバゴである。大幅に提出期限を過ぎた報告書については、指定された期日までに提出がなかった場合、同委員会は最終手段として、報告書なしのまま、当該締約国における条約の履行状況の検討に取りかかることを決定した。同委員会が 2015 年と 2016 年に、報告書なしのまま履行状況を検討する予定の国は：アンティグア・バーブーダ、バルバドス、セントクリストファー・ネイビス、そしてトリニダードトバゴもその可能性がある。事務局が送った督促状に返答してきた締約国もあり、それは提出済みで検討予定の報告書数に明らかである。同委員会は現在、第 60 会期（2015 年 2 月/3 月）から第 64 会期（2016 年 6 月/7 月）までの間に 40 本の報告書を検討予定である。

今後の委員会開催日程

25. 女子差別撤廃委員会は、第 60、61、62 会期の仮日程を以下のように承認した。

第 60 会期

- (a) 選択議定書に基づく第 31 回個人通報作業部会：2015 年 2 月 12～13 日、ジュネーヴ
- (b) 本会議：2015 年 2 月 16 日～3 月 6 日、ジュネーヴ
- (c) 第 62 会期の会期前作業部会：2015 年 3 月 9～13 日、ジュネーヴ

第 61 会期

- (a) 選択議定書に基づく第 32 回個人通報作業部会：2015 年 6 月 30～7 月 3 日、ジュネーヴ
- (b) 選択議定書に基づく第 1 回調査作業部会：2015 年 7 月 1～3 日、ジュネーヴ
- (c) 本会議：2015 年 7 月 6 日～24 日、ジュネーヴ
- (d) 第 63 会期の会期前作業部会：2015 年 7 月 27～31 日、ジュネーヴ

第 62 会期

- (a) 選択議定書に基づく第 33 回個人通報作業部会：2015 年 10 月 20～23 日、ジュネーヴ
- (b) 選択議定書に基づく第 2 回調査作業部会：2015 年 10 月 21～23 日、ジュネーヴ
- (c) 本会議：2015 年 10 月 26 日～11 月 20 日、ジュネーヴ
- (d) 第 64 会期の会期前作業部会：2015 年 11 月 23～27 日、ジュネーヴ

女子差別撤廃委員会の今後の会期で検討予定の報告書

26. 同委員会は、第 60 会期に、アゼルバイジャン、デンマーク、エクアドル、エリトリア、ガボン、キルギスタン、モルジブ、ツバルの報告書を、第 61 会期に、ボリビア（多民族国）、クロアチア、ガンビア、ナミビア、セントビンセント・グレナディーン、セネガル、スペイン、ベトナムの報告書を、そして第 62 会期に、レバノン、リベリア、マダガスカル、マラウイ、ポルトガル、ロシア連邦、スロヴァキア、スロヴェニア、東チモール、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、イエメンの報告書を検討するとした。

D. 選択議定書第 2 条および第 8 条に由来する問題について、女子差別撤廃委員会が取った措置

27. 第 58 会期で、同委員会は、選択議定書に基づく第 29 回個人通報作業部会の報告書を承認した。同委員会は、個人通報 47/2012 号（ゴンザレス・コレニョ対スペイン）に関する権利侵害を認める見解を全会一致で採択した。また、個人通報 30/2011 号（M.S.対フィリピン）についても、2 人の委員が棄権、1 人が反対の個人意見を提出する権利を留保したが、容認しがたいものであることを認めた。

28. 同じ第 58 会期中、選択議定書に基づく個人通報作業部会の林陽子会長と女子差別撤廃委員会委員のニクラス・ブルーンは、2014 年 7 月 11 日、国連事務局トルコ政府代表部やその他の在ジュネーヴ国際団体の代表らと会談し、個人通報に関するフォローアップの諸問題について討議した。国連代表部の大使たちは、個人通報 28/2010 号（R.K.B.対トルコ）に関する見解の中で、委員会の勧告を効果的にするために取った措置に関して、最新の情報を同委員会委員に提供した。当該締約国の代表らは、この場合の賠償金問題に関する同委員会勧告に取り組む必要性に気づいた。

29. 選択議定書第 8 条に基づく調査に関して、同委員会は、数ある中でも特に 2011/1 号の調査報告を採択し、当該締約国にこの報告書内容を伝えることを決定した。2010/1 号の調査委員として任命された 2 人のうちの 1 人であるブラミラ・パテンは、当該締約国の国連政府代表部代表と会談し、同委員会報告書に関する締約国の見解提出について討議した。

30. 第 59 会期では、同委員会は選択議定書に基づく第 30 回個人通報作業部会の報告書を承認した。同委員会は、個人通報 37/2012 号 (N.対デンマーク)、29/2013 号 (S.M.G.O 対カナダ)、並びに 59/2013 号 (Y.C.対デンマーク) について、容認しがたいものであることを全会一致で決定した。さらに、ある個人通報 (46/2012 号) については容認できるとしたが、1 名の委員が反対意見を述べ、個人意見を提出する権利を留保した。

31. 同じく第 59 会期中、同委員会は、2 つの個人通報についてフォローアップの対話を保留すると決定した。1 つはフィリピンに関するもの (18/2008 号) で、もう 1 つはベラルーシに関するもの (23/2009 号) である。勧告の不十分な履行が開陳されていたからである。この 2 つの事例についてのさらなるフォローアップ討議はすべて、同委員会の報告手続きの枠組において実施されることを決定した。

32. 選択議定書第 8 条に基づく調査に関して、同委員会は 2014 年 10 月 26 日に、保養地で非公式の会合をもち、秘密保全の問題や十分な会合時間と財源の割当など、調査手続きに関連する作業方法について討議した。同委員会は、選択議定書に基づく調査部会を試験的に設置することに決めたが、委員を 5 名で構成し、地理的な代表の公平性を反映させ、開催は年 6 日にして現在の財源内に収めることにした。同委員会はまた、調査実施に関する手続きがすべて終了し、選択議定書第 8 条 (4) による期限が満了したら、調査の結果や解説、勧告等をのせた調査報告書全体を人権高等弁務官事務所のウェブサイト公表し、発表することに決めた。2010/1 号の調査に関しては、同委員会は調査報告書発表の決定を、第 60 会期まで延長することに決めた。2013/1 号の具申については、同委員会は調査を実施することに決め、この決定を当該締約国に通知することに決定した。

(西 文字 訳)

了
